

平成26年山形村議会第3回定例会

議事日程（第2号）

平成26年9月5日（金曜日）午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 上 条 浩 堂 君
3 番 新 居 禎 三 君	5 番 小 林 武 司 君
6 番 籠 田 利 男 君	7 番 増 澤 武 志 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 西 牧 一 敏 君
10 番 竹 野 入 恒 夫 君	11 番 赤 羽 千 秋 君
12 番 三 澤 一 男 君	13 番 平 沢 恒 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 百 瀬 久君	副 村 長 中 村 俊 春君
教 育 長 山 口 隆 也君	会 計 管 理 者 小 口 正君
総 務 課 長 中 村 康 利君	税 務 課 長 野 口 英 明君
住 民 課 長 青 沼 永 二君	保 健 福 祉 課 長 塩 原 美 智 代君
子 育 て 支 援 課 長 倉 科 寛君	保 育 園 長 百 瀬 清君
産 業 振 興 課 長 住 吉 誠君	建 設 水 道 課 長 赤 羽 孝 之君

教育次長 根 橋 範 男君

事務局職員出席者

事務局長 籠 田 佐 知 子君

書 記 児 玉 佳 子君

◎開議の宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。

全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第3回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等を行うことは禁止されております。なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可してあります。

出席要求者から欠席届が出ております。笹野初雄代表監査委員は私用のため、上条憲治総務課主幹は出張のため欠席です。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、6番・籠田利男議員、7番・増澤武志議員を指名します。

◎一般質問

○議長（平沢恒雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人60分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快をお願いいたします。

◇ 新 居 禎 三 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位1番、新居禎三議員の質問を行います。

新居禎三議員、質問事項1「健康で元気な村づくりについて」を質問してください。

新居禎三議員。

（3番 新居禎三君 登壇）

○3番（新居禎三君） 議席ナンバー3番、新居禎三です。

質問に入る前に6月の山形村におけるひょう害を初め、最近の天候異常により各地で頻発しています土砂災害等で被害に遭われ亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、質問に入りたいと思いますが、「健康で元気な村づくりについて」ということで、健康維持のためのいろんな角度から質問したいと思います。

長野県の平均寿命は日本で一番長い、男女ともに長いということですが、今後重要になってくるのは、平均寿命より高齢者が自立して生活できるいわゆる健康寿命だと思っています。村長の言われるように日本一明るく元気な村づくりの一環として先日行われた開村140周年記念の夏期巡回ラジオ体操では1,500人以上の方が参加いただいて、村民の健康に対する関心は非常に高いものと思っております。

山形村では村民が健康で生活できるように第2次健康増進計画山形未来21が策定されております。

そこでお伺いします。

1番目として、健康維持のために実施している特定健診・特定保健指導、いわゆる

健康スクリーニングの実施率がなかなか少しずつは向上しているのですが、思ったほど向上しないという現状の中、広報やYCS等々いろいろ利用しながら啓発を行っているようですが、より有効な啓発、何かいい方策がありますか。あればお聞きしたいと思います。

2番目としてです。健康づくりのため等々で先ほども申しましたが、開村140周年記念でつくった、8月につくりましたケルンがございますが、これを有効に利用しながら村民トレッキングなど企画等実施して健康増進に図っていく考えがあればお聞きしたいと思います。

3番目として、がんの死亡率を下げるには一番がやっぱり早期発見が重要だと思われます。現在がん検診も行われておりますが、その中に前立腺がん・肝臓がんなど検査を加えているがんに対して有効な検診があるのか、あれば方法をお聞かせください。

4番目として、成人の村民に対して重篤な病気にならないために予防接種をそれぞれが行っていると思いますが、それに対して村としてどのような助成がなされているかお聞きしたいと思います。

5番目は、県の方で6月22日に信州ACEプロジェクト、このACEの意味は体を動かす、健診を受ける、健康に食べるということだそうです。スタートさせたところのホームページには載っております。健康寿命を延伸させるための取り組みだとは聞いておりますが、具体的な中身についてわかれば教えていただきたいのと、それに対して村はどういうふうな連携しながら方策を行っていくのかお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） おはようございます。

それでは、新居議員の質問にお答えをしたいと思います。

「健康で元氣な村づくり」についてというご質問でございますが、最初の「特定健診」でのご質問ですが、国民健康保険での特定健診につきましては、平成25年度の受診率は39%で前年度より2%ほど上昇しております。しかしながら、議員のご質問のようにまだまだ受診率の向上が必要と考えます。

そのためにも現在は村の広報、その他役場窓口において随時人間ドックの受診状況などの掲示を行ったり、保険証を更新時には特定健診のお知らせを同封しております。また、健診申込者で未受診者には電話などで受診の確認をさせていただき個別対応をしております。

特に今年から松本大学健康栄養学科の協力により、向こう3年間の受診向上の取り組みを始めました。まずは先ごろ行われたイベントでPRを行いました。今後いろいろな形で計画を行っていきたいと思っております。

村といたしましても店舗など集客施設の協力を得ながらポスター掲示などをお願いし啓発を考えております。議員からもよい提案がありましたらご協力をお願いしたいと思っております。

続きまして、「健康づくりのために元気の出る鐘の活用方法」ですが、今回の企画は山形村にとって非常によい事業であったと思っております。村民の皆さんがつくったケルンは上って行って元気の出る鐘をつく目標ができました。ぜひ村民のために健康づくりに活用をしていただきたいと思いますと思っております。

そこで、健康の目的のトレッキングやウォーキングに活用してほしいと思います。先日見学に行きました信濃町での森林セラピー事業のような雇用が生まれ、また松本で行っております健康マイレージのように健康活動をしたあかしをためて健康づくりに張り合いを持たせたいと思っております。元気の出る鐘をつくコースは絶好の健康のコースと考えておりますので、将来山形村の健康づくりの事業につなげていきたいと思っております。

続きまして、3番目の「がんの死亡率を下げるで」ありますが、前立腺がんにつきましては国の健康増進法に基づいて市町村が実施主体となって積極的に進めるがん検診の対象にはなっていません。一方、日本泌尿器学会ではPSA検査という血液検査を転移がんの罹患率低下や死亡率低下効果に基づきがん検診として推奨をしています。村では健康スクリーニングに合わせてPSA検査を実施しております。

肝臓がんにつきましても同様に国のがん検診の対象になっていませんが、肝臓がんの原因の主なものはC型肝炎、B型肝炎ウイルスによるものであるため、厚生労働省では節目年齢の肝炎検査を推奨しています。肝炎ウイルスに感染しても必ず肝臓がんになるわけではありませんが、一部が肝炎から慢性肝炎、肝硬変に進み肝臓がんになるリスクが高まります。そのため村では肝炎検査を健康スクリーニングに合わせて実施をしております。

その他有効ながん検診についてですが、がん検診の方法は限られた資源の中で受診者の利益と不利益のバランスを考慮したものになっています。利益はがんの早期発見により死亡率を減少させることですが、治療の必要のない状態のがんを発見することや、がんではないのにがんかもしれないと判断され精密検査を受けなければならないこと、このような不利益もあります。

こうしたことを踏まえた上で将来推奨すべき新しい検査方法はありませんが、精密検査を受ける可能性が高くなることを前提とした上で、県内の4つの市や町がモデル事業的に実施している検査があります。1つは胃がん検診を血液検査で行うABC検診、もう1つは子宮頸がん検診を超音波検査として行うHPV検診です。いずれも今後の動向を見てまいりたいと思っております。

4番目の「村内成人の予防接種に対してどのような助成がなされているか」であります。現在成人の方を対象とした任意の予防接種で助成を実施しているものは高齢者肺炎球菌、インフルエンザ、破傷風の3種類です。高齢者肺炎球菌は75歳以上の方を対象とし、村の負担額は従来の2,000円から本年度は3,000円となっています。また、インフルエンザは65歳以上の方を対象として、村の負担額は2,500円です。破傷風はおおむね30歳以上の方を対象に保健福祉センターで集団接種を行っています。自己負担は無料で1人当たりおおむね1,300円を村が負担しています。

なお、予防接種法の改正により、10月1日からは高齢者肺炎球菌が予防接種法に基づき市町村が実施する定期接種となります。子供の定期予防接種は無料ですが、この予防接種は対象者のうち希望する方に行います。

5番目の「長野県の信州ACEプロジェクトの具体的な内容について」の質問ですが、9月1日から30日までを県民の健康増進普及月間及び食生活改善普及運動の推進期間として県、市町村、関係団体が脳卒中など生活習慣予防のための啓発事業をするものです。

具体的には県では9月23日に高血圧講演会と健康相談会を行います。村としましては9月に健康スクリーニングとして国保特定健診及び40歳未満の方の生活習慣病予防健診を実施するほか、熟年体育大学で運動の実践を行います。

食生活については乳児の離乳食教室や幼児のアンパンマン教室、乳幼児健診等で生活習慣病予防のための食生活の基本を伝えます。

以上で終わります。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 特定健診が39%の受診率だということで、近隣を見ますと40%以上のところがかなりありますので、ぜひ向上するような方策をとっていただきたいと思っておりますが、実は私、健康づくり推進委員をやっておりまして、先日3日のスタートの日にお手伝いを1日させていただきましたが、毎年お手伝いに来られる方に聞いてみますと、この時期の健診というのは特に山形村は農業に従事されている方が多いという中で、お天気によって来る人の数がかかなり左右されると。3日の日は薄曇りでしたが雨は降らないということで1日やって100名余りでした。かなり少ない方だというふうに聞いております。

そういう意味で特に国保に入られている農業従事者の方のご都合といいますか、その人たちのご意向をアンケートなりいろんな形で聞きながら、時期についても多少農業が暇な時期といいますか、農閑期に持ってくるような方策はないのかなと思っております。

また、いちいの里でやる集団健診の際に行けなかった場合に、いわゆる開業医の方でかわりに受診していただくような方法もないのかなと思っております。ぜひその辺を検討いただけるのかどうか、ご答弁いただければと思います。

○議長（平沢恒雄君） 住民課長、青沼課長。

○住民課長（青沼永二君） それでは、まず健康スクリーニングの日程の関係であります。私たち住民課としましては国民健康保険という中で実際に事業主体そのものは保健福祉課の方でありますけれども、またその辺あればまたお願いしたいと思っておりますけれども、まず健康スクリーニングのこの日程でございます。確かに議員おっしゃるように特に自営業、農家の方についてはこの時期ではお忙しいという声もありますが、以前は冬場に行っておりました。が、冬は冬でやはりまた受診率も上がらなかったという経過がございます。

したがいまして、特に農業がお忙しい時期かと思っておりますが、やはり1年中の中でこの日くらいは健康に目を向けていただきたいというふうに思います。が、やはりそれぞれ仕事の都合等ありますので、また12月もこの機会がございますので、今回受診できない事情があれば12月にまたお願いしたいと思っております。

それから、もう1点、この2つのいわゆる集団健診を除いて常日ごろ受診の機会がないかということでありますが、これにつきましては年間を通じて村内の医療機関、これは塩筑医師会を契約として行っております。したがいまして予約制ではありますが、村内の医療機関にお問い合わせをいただいて、日程調整をして同じようにこの特

定健診を受ける機会が実はございますので、改めてこちらの方も周知をした中でまた皆さんにもご利用いただきたいと思っておりますのでお願いしたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） それでは、塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 健診の時期等について、また方法については今住民課長の方からご説明があったとおりでございます。それに加えまして健診を受けていただいた後、日ごろの生活習慣を見直す機会となるように健康セミナー等の教室をその健診の結果の後を受けての教室も計画をさせていただいております。

その教室の方にもぜひ必要な方は参加をしていただきたいので、その教室が冬場に行われるというふうな流れの中で今の健診時期が設定されているということもご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） わかりました。そういう意味で開業医でも受けれるということでありましたので、ぜひその辺の啓発活動も十分に行っていただければと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

では、次に2番目のケルンを利用したトレッキング等ですが、村長も言われましたように体を動かすことによって健康を維持していくということは重要なことだと思っております。特にいわゆる一般的に55歳から65歳、会社勤めを終わって第二の人生を始めようかという方々の自殺率も、自殺率が平均年齢の中では一番高いこの世代になっております。うまく第二の人生を送られる方は当然それはそれでいいと思うのですが、なかなか生きがいを見出せないとかそういう方もかなりいらっしゃると思っておりますので、そういう意味での手助けになるような企画をぜひつくっていただいて体を動かして、なおかつ仲間づくりができるような有効な施策を検討していただければと思っております。

あと村長が言われましたケルンを利用してですが、具体的にどういう形でというのは、毎年やるとかそういう企画が、もしお考えがあれば少しお聞かせ願えればと思いますが。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬久君） では、お答えします。1つは確かに新居議員が言われますとおりの50代を過ぎた方の自殺率というものの対策で、今日本のいろんなところでその森

林セラピーというような形の事業がされているという、そういうものがありましたので、それを山形でもできたらなということで信濃町に行政交流会というか研修会に行ったわけでございますけれども、あの後、実はすぐ行ってきた方たちにいろんな意見を聞く会をやりたいかったですけれども、ちょうどその日が豪雨・降ひょうのときでありまして、その対策にとられてしまったわけで、その機会を今逃してしまっているのが事実でありますけれども、そういった反省会も踏まえた形で将来的に山形には何かそんなような形の健康づくりに対する事業を取り入れていきたいというのが私の思いであります。

また、今回その山の日を契機に山形のとっぺんにケルンをつくった、あれは非常にただ展望台に行って山形のとっぺんから下の下界を見おろしたりアルプスの山々を見てというそういうことだけでなく健康な鐘をつくると、こういった目的ができたということが非常に人に話をするにもいいことだというふうには思っております、ただ定期的にあそこのところに行こうというような具体的な計画は今ありません。

でも、1つとして今考えられておりますのは、実は東筑森林事業協議体というそういうものがあるのですけれども、その席上で隣の朝日村との村長さん並びに担当者の話の中で、山形でいいケルンをつくったということをやったなど。あそこのところは山が、朝日もつながっているところなものですから、どちらかの両方であるところに出会って、そして交流会をするというのも1つのいい事業だなというようなこともお話がありましたので、できましたらそういうようなきっかけにもつなげていきたいなどというように思っております、いずれにしろ歩きながらせっかくつくった山の記念のケルンを活用して、それでまた清水高原というこの観光地というか、清水高原のPRをしていくと、このような形も考えながら持っていきたいというのが実情でございます。

そんな形で何かいい方法を持っていきたいというのは思っておりますので、またご協力をお願いします。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） ぜひそういう計画を実行に移していただきたいと思います。

あともう1点ですが、先ほどいわゆる毎日のように報道されておりますが、当村では Dengue 熱はないと思いますが、山へ行かれるということはマダニの危険性もかなりあります。重症熱性血小板減少症候群ですか、マダニを介してなる重篤な病気だそうです。

西日本では発生している例もあるようですので、山へ行かれる際のそういういわゆるマダニにかまれないような対策をしていくような啓発活動もぜひお願いできればなと思っております。

それでは、3点目のお答えに対してですが、がん検診、先ほど村長言われたように健康スクリーニングの中でいろいろな形で実際にできるということなので、それはそれでいいと思います。先ほど報道にもありましたように近いうちには何か血液検査を1回やればほとんどのがんがわかるような今研究されているようでもありますので、近いうちには実用化されるような報道でしたが、そういうのが実際に使えるようになればがんの早期発見につながると思いますので、それが利用できればそちらの方に切りかえていただくという形でやっていただければと思っております。

あと、4番目の予防接種なのですが、高齢者に対しては肺炎、インフルエンザ、破傷風等の助成があるようですが、昨年結構流行して問題になっております風疹です。風疹は国の方針の一部変更等で1977年から1995年の間、女子中学生のみの予防接種であったということで、現在20歳から40代の男性の中には風疹の抗体を持っていない人がかなりいるということで、当然風疹にかかられた方も大変だと思いますが、風疹に妊婦が感染すると胎児に異常が出るということなので、そういう意味で村で若い人たちがこれから生活を始めていく中で風疹が流行しないような対策として、ぜひこの世代の男性に対しての風疹の予防接種なり抗体検査を実施していただけないのかどうか、お聞かせ願えればと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） ただいまの風疹の抗体検査に関するものですが、今年度から長野県、県ですけれども、こちらの方で風疹の抗体検査の無料検査を行うようになっております。実施は26年の4月1日からというふうになっております。検査の対象者といたしましては、過去に風疹抗体検査を受けたことがある方、明らかに1回以上風疹の予防接種歴がある者、もしくは検査で確定診断を受けた、そういう方は除いた方が該当するというふうになっております。

まずは妊娠を希望する女性、それから妊娠を希望する女性において風疹の抗体価が低いことが判明した場合には、その配偶者など同居者の方についても検査ができるというふうになっております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 県で抗体検査を実施しているということなので、なかなかその辺が周知されていない部分がありますので、周知を含めていい方法を考えていただければと思っております。

5番目の信州ACEプロジェクトですか、阿部県政が新たに2期目がスタートした中で県としてもいろんな面で健康について方策を、プロジェクトを実施しているようなので、村としても連携できる部分があればぜひ日本一明るく元気な村づくりのためにも利用しながら推進していただければと思っております。

もう1点補足ですが、1番目に言いましたが私、健康づくり推進委員をやっておりますが、いわゆる村内に健康づくり推進委員が6地区で95名いらっしゃいますが、悲しいかなその中で男性の委員は2人しかいません。過去の婦人会の中からできた組織だということで、その流れでずっと来ているのかなと思いますが、ある意味どちらかという健康にむとんちゃくなのは男性の方が多いのかなと思っておりますので、そういう意味で健康づくり推進委員についてもより多くの男性が委員としていろんな面で、全体会なんかではいろんな勉強をさせていただいておりますので、男女共同参画の時代ですからそういう組織でも男性がもっと入って、現実に別に男性がなくても何ら問題ないと思います。村としても男性でもいいのですよということを少し役員改正の際には言っていただければもっと男性が増えるのかなと思っておりますので、その辺もお願いしたいと思っております。

もし何かその辺、福祉課の方で考えがあればお聞かせいただければと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 今お話のありました健康づくり推進委員の男性参加についてはそのような状況でございます。選出方法については各連絡班に自主的にということで従来からお任せはしてございますけれども、また今話しありましたように男性でも十分できるお仕事だと思いますし、余計に関心を高く持っていただきたいということも事実でございますので、また会議の折等にお伝えしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2番目の質問に入ってよろしいですか。

○議長（平沢恒雄君） それでは、一応それで。それで、まず1の「健康で元気な村づ

くりについて」の質問はこれで終わりということにしまして、次に、新居禎三議員、質問事項2であります。「東日本大震災被災者支援について」を質問してください。

新居禎三議員。

(3番 新居禎三君 登壇)

○3番(新居禎三君) それでは、2番目の「東日本大震災の被災者支援について」質問したいと思いますが、東日本大震災から間もなく3年半経過することになります。いまだに多くの行方不明者を含めて25万人以上の方がまだ仮設住宅やその他の避難生活を余儀なくされているということでもあります。

特に原子力発電所周辺の放射能汚染地区に住まわれた方々は、帰宅のめどさえ立たない方が多数いらっしゃいます。長野県内にも多くの避難生活を送られている方が多数います。特に小さい子供たちを持つ親御さんたちが汚染、子供たちの放射能汚染は非常に将来にわたって重篤な問題となりますので、母子避難のような形で避難されている方も多数見られます。

その中で3年半経過した中で避難生活から定住、いわゆるもうよその地へ定住という形で移行しようという方も増えていると聞いております。近隣の松本市では福島県からの子供たちを受け入れる、留学を受け入れるNPO法人が立ち上げられ、長野県みらいベースというのから助成金を受けながら、現在6名の子供たちが松本市内へ留学しているそうです。

そこで質問をしたいと思いますが、1番として村内に震災関連で通告書の字がここ間違っておりまして避難、いわゆる疎開みたいな形で避難されているという方は現在山形村に何人おられるのかお聞かせいただきたいと思います。

2番目として、もしいらっしゃるならその方たちにどのような支援がとられているのかお聞かせください。

また、3番目のこれから避難から定住したいという方々に対してのホームページ等を利用した山形村としての情報発信をするお考えがあるのか、ないのかちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(平沢恒雄君) 村長、答弁をお願いします。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) それでは、2つ目の質問、「東日本大震災被災者支援について」の質問にお答えします。

まず、1つ目の被災者関連の避難として村として把握しているのは1世帯3名と聞いています。

2つ目の答えですが、支援措置についてはあまり特別扱的な対応は不要とのことのようなので特別な対応はしておりません。

3つ目でありますが、「定住希望者に対して情報発信の考えは」とのことですが、山形村において公営住宅はありませんし、村として宅地分譲などを行っているわけではありませんので、特別な情報発信はしておりません。民間のアパートなどで定住希望者や該当の転入者があれば、それぞれの分野において情報提供や相談に応じていくことは当然行っていくこととしております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 村内には現在1世帯3名の方が避難されているということですが、長野県は比較的避難者が多い方で、県内、7月の県の統計ですが404世帯、1,087人が長野県内に避難されているということで、残念ながらその中で山形村は3名ということで少ないという部分であります。村長が言われたように公営住宅等の設備といいますか、受入体制がなかなかないということで少ないのかもしれませんが、そういう意味で村内の空き家対策という部分もありますが、もし空き家があって使い道に困っているような方を村がある程度把握しながら情報発信していくのも必要かなと思っております。

そういう意味でぜひ3番と関連しますが、情報発信等々していければ山形村のアピールにもなりますしお願いしたいと思います。

また、定住もそうですが、先ほど言いましたように松本市なんかは夏休みの時期に子供たちだけを短期間の留学のような形で受け入れている部分があります。村内でもどうかわかりませんが、ホームステイのような形で村民の家庭に子供たちを短期間でも受け入れるような形がとればいいのかと思っておりますが、何か少しそういうことをやってみようというお考えがあればお聞きしたいと思いますのでお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 空き家対策の一環としてそういった受け入れもどうかということですが、これにつきましてはそんな相談がありましたら積極的に対応するというのも1つの方法かと思えます。

それから、ホームステイですが、筑北村あたりでは都会の千葉県あたりか

らホームステイをやっているところもありますが、受け入れ側の協力体制が整っていないとちょっとなかなか難しい面もありますので、これについてはちょっと今すぐというわけにはいかないと思いますけれども検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） はい、わかりました。自然災害というのはいつ、どこで起きるかわかりません。たまたま3年半前は東北であったということで、この辺も中央構造体のすぐ近くでありますから、いつそういう災害の被害者になるかもわかりませんので、できるだけそういう皆様のご支援をできる部分は村としてもやっていただければと思っております。

ホームステイもなかなか簡単には当然受け入れ側の問題がありますので難しいと思いますが、今言いましたように村としても何かできる部分があれば今後ともお考えいただければと思っております。

これで私の質問は終わりたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） それでは、新居禎三議員、よろしいですね。

○3番（新居禎三君） はい。

○議長（平沢恒雄君） 以上で新居禎三議員の質問は終了しました。

◇ 赤羽千秋君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位2番の赤羽千秋議員の質問を行います。

それでは、赤羽千秋議員、質問事項1「空き家対策について」を質問してください。

赤羽千秋議員。

（11番 赤羽千秋君 登壇）

○11番（赤羽千秋君） 議席ナンバー11番、赤羽千秋でございます。

それでは、「空き家対策について」ご質問いたします。

国でも空き家対策についての法制化が早ければ今年の臨時国会の議員立法で提出される見通しということのようでした。そこで県の住宅課に問い合わせたところ、国の新法案の動向を見守っていくとの見解でございました。そこで、山形村におきましても過去に何度か空き家対策におきましては一般質問されてはいますが、今日まで具体的

な対策がとられていないというのが現状だと思います。

そこで、3点ほど質問させていただきます。まずは村長に村の空き家の現状をどうとらえているのか。

また、2番目として問題解決の第一歩として実態調査を行い、現状を把握し対策を立てていくことが必要と考えます。調査実施についてどう考えるのか。

また、3番目としまして、放置された空き家は当然のことながら放火等の犯罪のリスクがあり、また老朽化してくれば災害時に倒壊の恐れもあります。また、児童の通学路ということもありますし、また時期的にも台風の時期にもなっております。その危険性が一層心配されるわけでございます。村で空き家を適正管理する上で条例制定等の必要性を強く感じるわけですが、村としてどう考えているのかお答えをお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長、ただいまの質問に答弁をお願いします。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、赤羽議員のご質問にお答えします。

まず最初の「村の空き家の状況をどうとらえているか」の質問でございますが、山形村の空き家につきましては、今年3月の定例議会の一般質問でもお答えをしておりますが、24年度末で実施しました調査結果で51軒との報告を得ています。

所有者が明確な物件がほとんどであり、空き家であることでの管理上の問題につきましては、個々に対応ができる状態と考えております。全国的に老朽化などで問題化している過疎地域に見られる所有者が明確でないような物件はほとんどないものととらえておりますが、対応が必要な物件については直接、また地域の関係者等を通じてお願いをしている状態であります。

2番目の「問題解決の第一歩として実態調査を行い、現状を把握し対策を立てていくことが必要と考える、村長は調査実施についてどう考えるのか」の質問ですが、24年度末に当時の区長さんにご尽力をいただき調査した結果があります。その後、取り壊されたものもあったり、新規に空き家となったものがあると思われませんが、さほど件数に大きな増減がないと見えています。

空き家であることの問題は環境面で雑草の処理、野生鳥獣の住みかとして周辺の被害があることかと思いますが、あえて実態調査をするまでもなく、所有者本人への連絡等で対応依頼が可能となっていると考えていますので、改めての調査実施について

は考えておりません。

3番目の「放置された空き家は放火等犯罪のリスクがあり、老朽化していれば災害時に倒壊の恐れもあります」の質問であります。基本的に村が空き家を管理するのではなく、所有者が管理するものであるとの認識でよろしいかと思えます。先ほども申し上げましたが山形村の空き家は所有者の特定されているものが多く、危機管理上は直接所有者への連絡で対応可能なものと考えており、今すぐ条例制定までの必要はないのかなと思っております。

先般も上大池地区で空き家の火災がありましたが、原因は所有者または借用者の不注意だったと聞いております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽議員。

○11番（赤羽千秋君） 住宅施策としまして山形村でもって平成25年4月に第5次山形村総合計画というのをつくってあります。これは皆さんお持ちでもってご承知のことと思えます。

その中に住宅の施策としまして3つありまして、民間企業による開発への指導、空き家対策の推進、それから住宅の耐震化の促進ということがあります。この中で現在空き家対策の推進ということについてどの程度進んでいるかお伺いたします。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 空き家対策の推進ということでございますが、今、村長が申し上げましたようにその空き家に対する認識なのですけれども、そんなに危険性とかそういうものは今の時点ではさほど感じていないということでございます。

ですから、さっき申し上げましたように空き家と言えどもその所有者に非常に連絡が付きやすい状況にあるものですから、最近の事例でございますけれども、やはり地区から苦情が出たような物件もございまして、そのものにつきましては村から直接その所有者の方へ連絡をとらせていただいたりという形の対応をしております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） それで、この空き家対策につきましては平成24年度、実施はちょうど私も区長のときだったものですから実施した本人でもございます。当時はそれほど大きなまだ問題にはなっていない部分もございましたけれども、やはりこれから先を考えますと、なおいっそう減るというよりは増えてくるという要素の方が大

きいと思います。

そういう中で先ほど村長、実態をとということについては今考えていないということでしたけれども、やっぱり実態というのをもう少しきめ細かく調べていただいて、このうちは現在すぐ使えるうちなのか、あるいは手を入れてリフォームすれば使えるだとか、その辺を明確にさせていただいて、それでホームページ等を利用して全国に発信をしていただければ、先ほど新居議員の質問にもありましたように災害の人たちに手を差し伸べていくこともできるでしょうし、また地域対策にもつながっていくのではないかと思いますので、ぜひその辺のところをもう一度きめ細かい調査をお願いしたいと思うのですがお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、中村総務課長、答弁をお願いします。

○総務課長（中村康利君） 先ほども申し上げましたように、やはり所有者がはっきりしているという中で、所有者からの申し出なりがあればそれで対応していきたいというふうに思います。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） 空き家に関しましても大変今日、あす簡単に解決される問題ではないことはわかりますけれども、また日本一明るい村を目指している中で村外から来た中で大変そういった家が目立つ。また、そういう危険性があるという中でもって、ぜひとも今後とも村の方でも適正管理できるような体制をとっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問について、村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 赤羽議員の申されたとおり山形村が本当にそういった空き家対策に対してきちんとした形の方角はされていくということは非常にいいことかと思えますのでそういう対応はしていきたいと思っております。

中村課長が言われたとおり空き家自身は本当に個人の所有のものですから、やたら調査して勝手にやるということがやっぱりできないというのが一応実情だと思いますけれども、本当に山形村全体のそういったことを考えた段階においてはきちんとした形で対応していくことが可能だと思いますので考えてみたいと思っています。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） そんなことでもって何かが火災等、または災害時の倒壊等が

起こらないように一步一步、1つ1つ片づけていっていただきたいと思います。

この質問につきましては以上です。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの要望事項ということであれですね。

それでは、赤羽議員、次に、質問事項2「人口減少対策について」を質問してください。

赤羽千秋議員。

（11番 赤羽千秋君 登壇）

○11番（赤羽千秋君） この人口減少対策問題についてですけれども、国でも地方創世本部等を立ち上げ、また県でも2期目の阿部知事がスタートして人口減少対策というのを大きくこれから推進していこうという考えだということだと思います。

そこで、県内の人口が2013年では212万、またこれが2030年には184万人余りまで減少する見通しという県の推計化より発表されました。また、山形村においても2040年には7,935人まで減少するといったデータが日本創世会議によって試算されています。

そこで、1つ目としまして山形村が6月1日現在8,795人、これが8月1日を調べてみますと8,809人と14人増加していますけれども、村では2030年までにどのように推移していくのか、村として試算されているのかお聞きしたいと思います。

2番目として試算を踏まえ、山形村の人口を減少対策について現在実施していること、または今後予定していることがありましたらお願いします。

3番目としまして、県でもモデルを打ち出そうということで、7月に玉滝村と共同チームを発足しましたし、そういったことでもって小規模な村の維持可能な地域づくりを目指したいという考えのようです。山形村としても人口減少研究チームというものをつくって、隣村と地域づくりにおける情報共有を積極的に行っていくという考えはあるのかをお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、2つ目の質問にお答えしたいと思います。「人口減少対策について」にお答えします。

「今年6月1日現在8,795人の山形村の人口が、2030年までどのように推

移していくか、村として試算されているか」の質問ですが、村としては国勢調査を元に第5次総合計画の計画策定時に推計をしましたが、将来に向けての具体的な人口の推移については試算しておりません。第5次総合計画の目標値として2022年、平成34年に9,000人としております。

次に、「前述の試算を踏まえまして、山形村の人口減少対策について現在実施していること、今後予定していることがあるか」の質問ですが、試算はしておりませんので、現時点で減少対策でなくて人口増対策としまして定住環境の向上、それから子育て支援につながる施策の取り組みを図っております。人口増は転入者の増加、出生数の増加がなければかなわないことでもあります。日本全体の人口が減少傾向にある中で、それぞれの自治体の人口の争奪戦的なものになっているのが現状であり、都会への若者の集中が問題となっています。

人口増対策としまして、安心して子育てしやすい環境づくりや学校教育の環境整備など子供を持つ世代に手厚い施策を講ずるとともに、安全に生活できる環境づくりの充実が人口増、または現状維持で推移をしていくために必要なことと考えております。

3番目の「長野モデルを打ち出そうと県は7月に王滝村と共同研究チームを発足した。小規模な村の持続可能な地域づくりを目指したい考えです。山形村としても人口減少研究チームの発足、または隣村と地域づくりにおいて情報共有化を積極的に行っていく考えはあるか」についての質問であります。当面山形村として人口減少研究チームの発足は考えておりません。

人口増加、または現状維持のために子育て支援策の充実や教育問題の対応などきめ細やかな行政運営を図っていきたいと考えております。隣村と地域づくりにおいての情報共有は必要な事項、共有すべき事項はお互いに持ち寄って、共有すべきものは共有していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） 今、村長の方からこの第5次山形村の総合計画の中では、確かに平成34年度には人口の目標を9,000人と設定すると確かにあります。そこでこの試算によりますと、20歳から29歳の女性が2010年は910人、それから2040年になると725人で180余人が、約200人、約20%ぐらいの減少だと、そういった試算も出ております。ですから、この辺の問題につきましては、ただやっぱり簡単にいく問題ではないことはわかります。ですから、これもできること

から1つ1つやっていっていただきたいと思います。

また、ほかのこういう民間にこの辺のところを病院、それから百貨店、金融関係、ちょっと私その辺のこれから人口が減少することについての対策というものを立てているかということをお聞きしましたら、病院なんかは当然そういうことを考えている。だから、百貨店は今のところは考えていない。それから、金融関係では当然それはもう今から考えていると。一般企業におきましては長期経営計画等がありますので、大体5年のスパンだと思いますけれども、そういったことはもう当然考えてきている中で、行政におきましてもぜひできることから1つ1つお願いしたいと思いますし、またこの人口減少、あるいは空き家につきましては次世代のための努力ということになるかと思えます。次世代のための子供たちにやっぱりすばらしい山形村を今後つくっていくという覚悟が必要だと思います。その辺村長のお気持ちをお聞かせください。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 山形村の次世代を担う方針というのはそのとおりでございます。この基本計画が9,000人ということはあくまでも目標ということで、前回の一般質問でもお答えしたかと思えますけれども、具体的に現在のところ微増というか、現状維持というような状況になっております。それがこのままずっと続くかということはこれはもう保証がないわけでございまして、減少したことも当然考えていかなければいけないわけでございまして、これは山形村の今子供たち、幼児、保育園、小学校というような形で山形村におられる子供たちの姿を見ましても、非常に若い奥さんたちの子育てを支援することで山形村が子供たちの住みやすい村である、育てやすい村であるというようなところに焦点を当てながら、近隣の松本市や塩尻市等の企業の皆さんたちが山形村に来ていただくことを望んで対策をとっていくことが維持していくところの1つの大きな柱かなというようなことを考えておりまして、そんな取り組みもしているというふうに理解をしていただきたいと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） そういったことでもってやっていただきたいと思えますし、また10年、20年後になっても笑顔ある山形村。やっぱり村長が目指している日本一明るい山形村になるということを確認するわけですので、これから百瀬行政におきましてもなおいっそう空き家、それから人口減少問題についてはこれといったもの、

大きな目標を持ってやっていただきたいと思います。

以上をお願いしまして私の質問は終わります。

○議長（平沢恒雄君） それでは、以上で赤羽千秋議員の質問は終了をしました。

◇ 籠田利男君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位3番、籠田利男議員の質問を行います。

籠田議員、質問事項1「防犯灯について」を質問してください。

（6番 籠田利男君 登壇）

○6番（籠田利男君） 議席番号6番、籠田利男です。

今年も何人もの子供たちや若い女性の人たちが犯罪の被害に遭っているというようなニュースを春先になるといつも聞いております。こうした未成年の子供たちが被害に遭うというのは、大体が暗がりに連れ去られてということが多いわけなのです。今年も秋が深くなってきまして、この中・高生が帰るころにはもう大分暗くなってしまおうというような中で、やっぱり不安をなくしてあげなければいけないかなということ、そんなことには防犯灯が一番明るくする、道を明るくする防犯灯が大事ではないかなということで質問させていただきます。

質問1の方ですが、現在の防犯灯の数で足りているのかということ。

それから、2番目には今後設置の予定、またその場所をどこの箇所があるかということ。

3番目なのですが、たまに切れているところがあって気がつくところもあるわけなのですが、気がついたら私も連絡をとらせていただいているところもあります。その中でそういうことが徹底されているのかどうかということ。

それから、4番目には朝日村とか塩尻市ではLED化にしているというような、LED化を進めているというような話を聞いております。山形村の予定はそちらの方はどんなふうになっているかということ。

そして、現在山形村はどのくらいLED化されたところはあるのかということ。

そして、その予算に対してはどういうふうに考えておられるかということが6問目としてお願いしたいと思います。

お願いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) それでは、籠田利男議員の質問にお答えします。

初めに、「現在の防犯灯の数で足りているのでしょうか」の質問ですが、地域づくり計画に沿って地域の要望を踏まえた内容で整備をしております。増設要望もあれば不要で撤去してほしいとの要望が出ている場合もあります。現状調査をして、必要と判断した箇所に順次設置をしているというところでご理解を願いたいと思います。

2番目の「今後配置の予定数とその設置場所について」であります。前段で申し上げました各地区地域づくりで要望があり、現地調査で設置の必要があると判断された箇所への設置を予定しており、26年度は要望については12カ所の要望であります。

次に、3番目の「点検は各区で管理とのことですが、徹底されているのでしょうか」の質問ですが、村は電気料金の助成を行っており、維持管理については各区にお願いをしております。

4番目の「朝日村や塩尻市を初め各行政でLED化を進めていますが、山形村の予定はいかがでしょうか」の質問ですが、新規の設置につきましては、平成23年度から地域づくり要望で設置が決まった新規設置箇所についてLED化で取り付けをきています。今後も新設分につきましてはLED化を図っていく予定であります。

5番目の「現在山形村のLED化されたところほどのぐらいあるかどうか」の質問ですが、昨年度25年度までにとりつけたLED電球の設置では合計25個です。

次に、「村全体のLED化の予算について」の質問ですが、26年度は防犯灯の設置の新規設置予算として21万2,000円を予算化してあります。特に村全体をLED化するという予算はありません。

以上であります。

○議長(平沢恒雄君) 籠田利男議員。

○6番(籠田利男君) 実はこの質問議案を提出した後に防犯協会のあれがありまして、一緒に防犯灯で回ってみました。その中で必要なのだけれども、水田が多くて要望も出ているのだけれども、やっぱり水田が多くてそこに電柱がないということでなかなかつかないのではないかとというような場所もありました。

そんなところでそういうところにはやはり要望も出ておりますし、必要ではないかなというふうにも思いますので、そちらの方はできる限りつくるような形をとって

かなければいけないかと思いますが、ちょっとたしかではないかと思いますが、私ちょっと1つの地区をちょっと調べさせていただきました。

その地区によりますと、大体月当たりこの4万4,883円がそのいわゆる防犯灯に対しての電気料だということで、12カ月になりますと53万8,000円何がしというような数字になるわけなのですが、これでこのところの地区は196基ありました。1基当たりを見ますと約年に2,748円かかるのだということになります。

これを村中の196基にしますと102万円ほど、102万円上の電気料ということになるわけなのです。それを例えばLED化にしたとしたら、その2,748円が1,634円ということでたしかではありませんが、その差は1,114円というような差になろうかなというように思います。

この1,114円ということで、それだけ電気料が年間安くなるのだということで、全体で言うと100万円上安くなるのだと、村全体で100万円上安くなるのだと。これはLED化にしたとしたら、1基電球だけだというと球が1,000円何がしのものから、きちんとしたものだとして6,000円くらい工事費から言うとかかるようなのですが、例えばその6,000円で見ても、年にその100万円を6,000円で見ますと170基ほどLED化にできるわけなのです。そうすると村全体の中のLED化に移行したとしたら、5年ちょっとですべてがLED化になって、そして電気料も安くなると。

その電気料の差額が100万円ほどあるものですから、こんな差額が出ればそういう費用もかかって大変なところですけども、こういうところを明るくすることができるのではないかなと、そんなように私からの提案といいますか、そんなようにしたらどうかということなのではと思いますがいかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長、答弁願います。

○総務課長（中村康利君） ただいまのご提案があった件でございますが、たしかにLED化にすればというご提案なのですけれども、その電球自体は5,000円から6,000円ぐらいで買えるかという話があるかと思いますが、その本体の元まで変えなければいけないということが出てくるかと思います。そうしますと1基当たり多分1万5,000円から2万円ぐらいの工事費がかかるのではないかと。

現在村全体で把握している数なのですけれども、約1,000弱ということでありますので相当な金額が改修には必要になってくるというように思われます。ですから、単独の事業で各地区で管理しているものを一斉に更新というようなことはちょっと今すぐは考えられないかと思いますが、例えば何か補助事業的なものとか防犯対策の

ような事業の中で使える事業等があれば、そういう面では考えていくことも必要かというように思います。

それから、先ほど言いました電気料につきましては、とりあえず村としましては先ほど2,748円が年間に1基当たりかかるということでございますけれども、村としましては1基当たり1,600円の電気料の助成はさせていただいております。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 1,600円のあれも聞いております。言いかえれば蛍光灯のLEDというのは、非常に今総務課長のおっしゃられたとおり数字がかかるのですけれども、電球にしてしまえば非常に安いということで、電球1つ自体は高いものは6,000円、7,000円くらいですが、これは定価ですので、工事費も含めて6,000円くらいで済みはしないかと。

それで、蛍光灯よりは電球の方が非常に工事費も安かったり、センサーが壊れてもセンサーだけ交換していればいいと、そっくり交換しなくていいというようなことではないのかなというような話も出ております。そんなところで1年言いかえれば100万円何とかなれば、LED化にしてしまえば、あと100万円ずつ毎年下がっているのですから、そうすれば逆に5年、6年向こうには、逆に費用というものは100万円今よりは下がった数字になってくるということになりますので、そういう予算計画が持たれば、100万円の予算計画が持たれば早くLED化になるのではないのかなと、そんなように思います。

現在私聞いている中では、下竹田が一番LED化がされているのが多くてもう35.8%ほどもうされているのだと。上竹田においては15.5%だそうですが、ほかの方はちょっとわからないのですが、だんだん各区でされてはいるようなのですが、全体として考えて早く安心して明るい村づくりになっていったらいいのかなということを思いますが、そういう今の総務課長の話の中では何かの補助事業ということだそうだけれども、できたら100万円何とかなれば子供たちが安心して帰ってこれる道になりはしないかなと思います。

その点をお願いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） その事業、要望ということで。

○6番（籠田利男君） はい、その。

○議長（平沢恒雄君） いいですか。

○6番（籠田利男君） 100万円は何か予算も出れば、計算ではそういう形になるわ

けなのですが、一番簡単なのは今の電球のところを変えるのが一番簡単なのです、LED球というのはすぐなるのです、球だけで、そんなにお金がかからないでなるわけなのです。

だから、そういうところからでもやっていただければ切れなくて、それから切れているところは非常に地区の外れの方です。地区と地区との外れの方は切れていても気がつかないというような状況のところ非常に多いです。割にその田んぼがあったり、何があったり、そういうところにあるような明かり、またそしてその県道のこの道でさえ切れているところが現にあります。そんなものですからなかなかそれを皆さん管理、私も代表区長をやったときにちょいちょい回って見ていたのですが、なかなかそれぞれの区長さんたち大変かと思えますけれども、何とかそういう電球のところをLEDにしていくということはそんなにかかってもないのです。ちょっと村の方も一緒に考えてもらって、早くその分だけでもできればなということを思いますが、これについてお願いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） それでは、その点について、中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 籠田議員さんのご提案も十分わかります。村の方も財政計画もございますので、そこら辺も見させて、照り合わせながらこのLED化については十分検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） もう1つ教えていただきたいのですが、地域づくりのあの中に鉢盛中学のPTAだとか山形の小学校のPTAだとかそういう方は参加されているわけでしょうか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいのですが。

○議長（平沢恒雄君） この分については、中村副村長、答弁願ひます。

○副村長（中村俊春君） 各区の地域づくりですか。その各区の組織によっては入っているところもあると思ひます。PTAは、小学校のPTAは入っておりますので。ちょっと各区のそのメンバー、詳細まで私どもつかんでおりませんけれども、PTAないしは鉢盛中学校の役員さんは、各地区の地域づくりの中には大方は入っているかと思ひます。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 今そのお話ししたのは、やっぱり子供を持つ親の目からと申しますか、親ばかりではなくて我々孫がこれから帰ってこないという気になるという

ようなそういうようなあれになるかと思えますけれども、そういう人たちの目からも常会とかそういうところでは出されたばかりではなくて、そういう人たちの目からもちょっと年に数回お骨折りいただいて点検をしていただいて、そしてそういうところのないような形をとっていただかなくてはいけないのかなと。全部すべて区だけに頼るのもちょっと大変なのかなということをおもいました。

そんなことをお願いして、これについてのご質問を終わりにしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） それでは、籠田利男議員に、質問事項2「防災について」を質問してください。

籠田利男議員。

（6番 籠田利男君 登壇）

○6番（籠田利男君） 3. 11の東日本の大震災についてのことなのですが、今も先ほども話に出ました。まだいまだにこの第一原発のニュースが出ておるような状態なのですが、その翌日には皆さんもご存じですが栄村の、3月12日に栄村を中心とする北部地震があったということで、私も栄村へ行ってみましたけれども、確かに大変な被害に遭われておりました。

また、同じ年の6月30日にもこの松本の並柳地区ですが、あちらを中心とした中部地震が起きたということで、もう瓦屋さんが1年も2年も工事が終わらないというような、そういうような状況が続いておりました。

こんなことで記憶にまだそのときなんか山形は、松本は震度5強で山形は震度4だったということでもありますけれども、皆さん記憶にまだ新しいかと思えますが、先日この村の地震防災総合訓練が行われたわけなのですが、それなど大勢の方が訓練を受けられたと思います。

この山形村に対しての地震に対しての備えですけれどもお聞きしたいと思います。

1つ目に、耐診断を受けた住宅は少ないということで聞いておりますけれども、今まで診断を受けておられた住宅は何棟くらいあるのかと。

それから、それに対して耐震工事をされた棟数です。そして補助金を村からも出していただいているかと思えますけれども、全体にどのくらいの費用が1棟当たりかけられて、その耐震工事をされた方にどのくらいの費用をかけられているのか。

そして、村としてこれから今後耐震に対しての対応策はどんなふうを考えておられるかということをご質問したいと思います。

以上です。

- 議長（平沢恒雄君） 6ページの方とはあれですか、防災について今5ページの方をあれしたわけですが、6ページの「防災について」は関連があるわけではないですか。
- 6番（籠田利男君） 一緒です、一緒に。
- 議長（平沢恒雄君） 一緒にやっていきますか。
- 6番（籠田利男君） ええ。
- 議長（平沢恒雄君） はい、それでは。
- 6番（籠田利男君） 一緒にそれは質問を。
- 議長（平沢恒雄君） はい、それは質問してもらわないとちょっとあれですので。
- 6番（籠田利男君） はい、そうですか、わかりました。

それでは、豪雨災害の方も一緒にでは質問をさせていただきたいと思います。

広島の今の安佐南区の豪雨災害のことが報道されて、72人の方が被害に遭われてお亡くなりになられたということを知っています。その後、南木曾でも災害があり、村長も行かれたということで聞いておりますが、南木曾でも1の方が亡くなって、梨子沢浴いが大変な土石流で、安佐の地区とも変わらないような状況ではなかったかなということで思います。

私も現地を行ってみまして、山形村も決してあれだけの豪雨が来れば安心はしてられないのではないのかなということを感じてきました。山形も私は記憶にあるのが昭和57年だと思っておりますが、上大池の北沢の山が崩れて下流の豆沢地区が大変土石流が流れてきたことも覚えております。

また、そのとき同時に唐沢川でも波田地籍の山からの土石流があったと。そして、小坂の宝積寺の南の沢でも水害があったことを当時消防団員のときでしてよく覚えております。

山形の唐沢川や三間沢川の上流です。堂ヶ入に続いているわけですが、そして宝積寺の南の沢とか大日堂の沢など住宅は、本当に言ってみればもう川の護岸の上に建てられているようなところもあります。そんなところでその護岸が削れられればもう住宅も行ってしまうというようなところを感じてまいりました。

そこで質問ですが、山形村のその豪雨災害による防災計画についての質問をしています。どのようになっているかということで防災計画をお願いします。

2番目には、それに対しての、水害に対しての防災対策はされているかということです、そんなこと等々。

3番目には砂防ダムがありますけれども、その今ないところはその建設予定とか、

小さい川は今はないかと思いますが、そこら辺のところの予定はどんなふうになっているかということで建設予定があれば、4番目としては建設予定があるとしたらその箇所はどこなのかということと、どんなふうな規模のものが予定されているかということをお教えいただきたいのですが、以上です。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、2つ目の「防災について」の質問にお答えします。

まず、「現在までの耐震診断件数は」の質問であります。平成18年度から耐震診断制度が実施されており、平成25年度まで合計で114件の診断が行われました。平均するとおよそ14件ですが、平成24年度は5件、平成25年度は4件と減少してきております。

2の「耐震補強工事を実施した件数」ですが、平成20年度、23年度、25年度各1件ずつ合計3件です。補強工事の改修費用ですが130万円から230万円で、平均するとおよそ180万円であります。

「今後の対応策」でございますけれども、補強工事を申請するに当たりまして耐震診断が義務づけられております。まず診断を行うことが必要です。診断は無料で個人の負担はかかりません。具体的な対策はないですが、これからも耐震診断及び補強工事の補助等、広報、有線テレビ等で周知をしていきたいと思っております。

続きまして、「豪雨による災害について」のご質問をお答えします。

「山形村の豪雨による防災計画は」と2の「水害による防災対策は」の質問について関連がありますので合わせてお答えいたします。

平成10年度に策定した山形村地域防災計画の風水害対策に基づき防災活動を実施していくこととなります。災害発生時に備え気象情報の警報等の伝達体制や避難誘導体制などの初動態勢の確立、また災害時要援護者計画や広域総合応援計画などそれぞれの計画に沿って活動することとなります。

また、水害による防災対策ですが、規模の大きい1級河川及び準用河川については被害を最小限にとどめるよう水位の巡視を行っております。また、警報等の発生により用水路についての取水をとめております。河川等の氾濫に備え、土のうについては倉庫に常備しており、不足する場合はすぐにつくれるよう準備をしております。

次に、3番目と4番目の「砂防ダム等の建設予定」の質問ですが、計画はありません。

ん。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 住宅の耐震補強に関してですけれども、YCS等を利用しまして村で今していただいています住宅リフォームと合わせればその数字も、耐震の方と合わせればそこそこの数字になってきますので非常にありがたいかなというふうに思います。そんなことで、ただやっぱり忘れていた点が多いものですから、うちは大丈夫かなということで、どこのおうちも見直して、ちょっとそんな考えを持っていただけるような方法で周知をさせていただいていた方がいいのではないかなと、そんなように思います。

それから、今小さいところの川なんかを私ちょっと行ってみたら本当に小さくてもあのくらい豪雨が来ればもうたちまちの間に大水が来て大変な騒ぎになるわけですが、非常に砂防ダムは大変かと思います。今、村の中ででも間伐材をただ切り倒してあるような状態なのですが、和歌山県へ行きますとこの間伐材をすべて利用しまして砂防ダムをつくっております。木だから腐ってしまうのではないかという話になりますけれども、非常にスギ材なんかは腐りにはACQという、いわゆる加圧注入を、薬剤をしますが、そうすると20年たってもその砂防ダムが腐っていないのです。堰堤もありました。私、和歌山県を視察してきたのですが、これは林野庁で進めております。

そんなことでどうにもコンクリートのあれでなくてもそこに、地元にある木を利用した砂防ダムも、小さいものでしたら何の問題なくできるのかなというふうに思いますし、またその加圧注入をかけたその薬剤もその下にいる川魚には何の影響もない無害なものですので、そんなことも検討していかれたら費用的にも済んで、安く済むし、あるものを利用してということで、間伐材も利用できるということで非常にいいのではないかなというように思いますので検討いただけたらなということに思います。

それと、そういう川の近くの人たちとそういう住民と、いざというときにこの川がこうなったらどうしようというような、そういう話し合いをどうしても村からも働きかけていただいて、区長さん、常会長さんを含めて対策というものを考えておく必要がありはしないかなと。

やはり南木曾のあのお話を聞いても、ちょっとそういうところが遅れてしまって1人の方が亡くなってしまったというような話を聞いておりますので、とにかく雨がえ

らい降ってきたら気をつけなければいけないぞという頭は保っていただいて、夜だったり豪雨だったりしたらなかなか外にも出れないですけども、まずは実際にそういうときにはどうすればいいかということ話し合っておく必要がありはしないかなということも思います。

それから、今砂防ダム、現在唐沢川もそうですし、小坂から上がったところにも大きな砂防ダムがありますけれども、実際のところあの砂防ダムは今安心していられるかどうかということを考えるわけなのですが。

ということは、ダム自体は立派なものできておるのですが、いわゆる土砂がたまっていて埋まってしまえば砂防ダムの価値がないものですから、ただ川が高くなっただけになってしまうものですから、やっぱり渇水期にはそこへ行って、その見ていただいて、そのときの土砂があれば上げておく。そうすれば次の大水のときにも耐えられるようになるかということで、その時期の備えは必要ではないかと思えます。

上大池では昭和20年に2人の消防団員の方が殉職されております。慰霊祭もやっていただいておりますけれども、そんなことで上大池の水の少ないところですが、それでもそういう心配なことは過去にそんな殉職された方もおられるということですので、そこらのことも考えていただきたいなと思えます。

また、上大池ばかりではないです。小坂はずっと、あそこはずっとそうですが、右岸上段幹線といいますか、あれが下に通っておるわけなのです。大水が来てそこまで川底の、川の下に通っているものですから、そこが例えば掘られたとしたらそこまで伝わってしまうと。そうするとこの辺と上大池では大きいパイプなのです、1メートル五、六十あるのか大きなパイプなのですが、そこへもう毎分何トンというような水が通っているわけですから、そこが決壊したら大変なことにもなるものですから、そんなことがあったとしたら、もうその下の人たちはとんでもないことになるわけなのです。深さが浅いからそんなに大変、そんなに浅くはないとは思いますが、今の世の中何があるかわかりませんのでそんなところで含めて避難態勢、そして避難指示の目安だとかそういうことを、通報の手だてだとかいうところを住民との連携をよくしていけるような形で、そしてまた高齢者や身障者の方々に対しての対応の点もまずは先に考えていかなければいけないことではないかと思えますが、そこら辺のところをお願いしたいと思えます。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して、赤羽建設水道課長、答弁をお願いします。

○建設水道課長長（赤羽孝之君） 最初に今、広報の関係でありますけれども、カラ松材、間伐材ですか、使うというようなことでもありますけれども、その辺につきましては検討をさせていただきまして、より安い材料で費用、効果が上がるような形の中でまた研究、検討をさせていただきたいと思えます。

それから、住民への周知という部分でございますけれども、これにつきましても各区で防災訓練等はあるわけですが、なおかつ村の方でもそれぞれに周知できるような形の中で、今後そういうものも計画していければというように考えております。

それから、ダムの関係であります。大きいダムが山形は2つ、唐沢川と三間沢川にあるわけですが、これにつきましては一級河川というようなことの中で長野県の管理になります。昨年だと思っておりますけれども、やっぱり一般質問が出て、ダムの状況はというようなことの質問がありました。その中で県の方に確認をしたところ毎年ダムについては点検をしているという内容であります。

ですので、土砂の埋設というものも含めてダムの強度等点検をしているというようなことで県の方からは回答がありました。いずれにしましてもその防災対策という部分で行政という部分も大事ですが、それぞれがそれぞれの命も守っていくということが一番大切かと思えますので、意識の高揚を図れるよう村の方も積極的に対策を立てていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 今お聞きしました大きなダム、2つのダムについては県が点検しているということなのですが、先ほどもお話ししました渇水期に点検しないと、水の無いときに点検しないと今行ってみても何もわからない、たくさんあって何とも全然わからないということですので、県ばかりが頼りではなくて、やっぱり村の方でもその地区の人たちとも一緒でも結構だと思いますけれども、行って点検していただいて、そして村の人たちも一緒になってその気持ちを1つにしないと村任せ、県任せということではなくしていただかないと大きな災害は防げないのではないかなというふうに思えますので、いずれにしてもみんなが連携していないといけないということになりますので、そんなようにしていただきたいと思えます。

これについての質問は私は以上です。

○議長（平沢恒雄君） いいですか。それでは、籠田利男議員に、次に質問事項3『ふるさと納税』について」を質問をしてください。

籠田利男議員。

(6番 籠田利男君 登壇)

○6番(籠田利男君) それでは、3番目の質問でふるさと納税についてお聞きしたいと思います。本当に今各地でふるさと納税が盛んでして、阿南町ではお米が1万円で20キロもらえるのだということで、先日ホームページを見ていたらもうお米がないそうで、打ち切ったということで今停止しております。きのう見たらまた始まっていて、新米をあげるよということで、1万円で20キロが今度は2万円で40キロ、3万円で60キロあげますよというような、そんなようなことが載っておりました。先日まで中止していたのですけれども、またここで新米の収穫の見込みがつくということで10月ごろ発送しますよということになっておりました。

松本でも5,000円以上の寄附で市内21の公共施設の入場が3年間使える入場券がもらえるというようなそんなような話です。松川町の方では果物の里松川と称して、それをアピールするために5,000円を1口として特産品の果物を贈ると。本当に切りがないくらいホームページを見てはどうもあちらこちらでいろいろなアイデアで地域を活性化ということで出ております。

この日本一元気な山形村としてもふるさと納税に対してこのようなアイデアをしていかなければいけないかと思っておりますけれども、きのうも、きのうの質問だったと思いますが、坂北村でもカタログをつくりまして、そしてそれで選んでいただいての特産品を選んでいただくというようなことも出ておりました。

それで質問なのですが、現在山形村は納税された方に対してどのように対応されているのか。また、山形村はナガイモ、リンゴ、そしてまたネギとか野菜、果物いっぱいあります。そして、この山形の名物のソバもあります。この特産品を利用することは絶対できることかと思っております。

また、このことが農家の方々や村民にとっても大変よい結果になることは間違いのないかと思っております。このふるさと納税に対してのこれからのこうやっていくという予定だというようなお考えをお伺いしたいなと思っております。

3つ目に、ふるさと納税のことを考えますと、スカイランドきよみずやそば店とかナガイモ、果物いろいろこう使えるあれですが、選んでいただくために感謝券のようなものを発行してはいかがでしょうかという私の1つのアイデアというか意見なのですが、日本一元気な山形村にするためにはこの件についてもどういう形がいいかということを検討していただいて、早急に力を入れていく必要がありはしないかなという

ことで思います。

4つ目なのですが、今山形村のホームページを見ても山形村ふるさと応援寄附金公助ということでそんなあれが掲載されていますけれども、ふるさと納税の件ではあまり掲載されていません。三郷村の先生ですが手紙が入っておりました。これは清沢村長の時代なのですが、そんなことで手紙のことが載っておりました。こんなことで寄附をしてくださる方もおられるかと思えますけれども、やはり前向きに、早急に前向きに考えていただいていたらということをお願いになります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、「ふるさと納税」の質問にお答えしたいと思います。

確かに本当に今ふるさと納税につきましてはいろいろなところでいろんなアイデアを出されておまして話題が盛り上がってきております。先日もタウン情報で1面に何か特集が載ってまして、山形村の方もちょっと載っていましたが、いずれにしる山形村も一生懸命やっておりますので、うまくPRして大勢の人が活用してくればなと思っております。

それでは、1番ですが、「現在山形村は納税をされた方にはどのように対応されているでしょうか」の質問ですが、納税は5,000円からお願いしています。納税をしていただいた方については村の特産品であります野菜、果物類をお礼としてお返ししています。

次に、「山形村はナガイモ、リンゴ、ネギほか数多くの野菜や果物があります。この村の特産を利用することができるかと思えます。また、そのことが農家の人たちにとっても大変よい結果になるかと思えますが、『ふるさと納税』についてこれからのお考えをお伺いしたい」との質問でございます。

先ほど申し上げましたナガイモ、リンゴ、アスパラなどはお返しに使わせていただいております。現在の状況では納税件数が年に五、六件のために特定の農家をお願いしている状況であります。各自治体により納税に対する特典が様々な状況になっていきますので、山形村としてできることは納税者が本当に納税してよかったという取り組みを心がけていきたいというふうに思っております。

3番目の『ふるさと納税』にスカイランドきよみずや山形村のそば店、そしてナ

ガイモや果物にまで使える感謝券を発行してみてもどうか」のご提案でございますけれども、いろいろと本当にこの件についても本当によい提言だとありますので考えていきたいとは思っております。

納税に対する特典として、また地域の特色で各自治体でも本当の創意工夫をされているところでもありますけれども、本当に提案にありました感謝券というのは1つのいい方法だというふうに思います。そのほかに現在の納税額の多少にかかわらず一律のお返しとなっていますけれども、納税金額に応じての特典の設定並びに納税者に対する税金の控除の連絡等のことは山形村としてはやっております。特典を受給する方法として余分な手間暇のかからないことなどを、納税者に迷惑のかからないことも必要かと思ひまして検討を加えていきたいと思っておるのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 今、村長からお聞きしたわけなのですが、山形村のそのホームページを見たときにそのふるさと納税のことが真っ先に、ほかをあけるとすぐふるさと納税が出てしまうのです、バアッと。女性に聞くと何がもらえるのですかということと真っ先にそれが出てくるのですが、本当に今納税することによってその自分もそれでよかったということと、もう1つはいろんな地域の特産がいただけるということで非常に興味が、今日本全国ある人たちがほとんどだと思っております。そんなものから、やっぱりそこら辺はアピールしていくことが大事ではないかなということをおもいます。

当然私だけではなくていろんな農家の方とかそば屋さんとかいろんな方のご意見も聞きながら、何をどういう方法でやったらいいのかということが大事かと思ひますけれども、そんなことを含めて検討していただければと思ひます。

ちょっと私きのう見たら大分県の日田市ではやっぱりその前はいけなかったそうです。なかった、それを見直しをして1カ月で198件で214万円の寄附があったそうなのです。震災で出てきます宮城県の石巻ですが、半日12時間で106件、160万円の寄附があったと。

また、ちょっと飛ぶのですが九州の佐賀県の方の小城市といいますか、こちらの方は2013年度には12件しかなくて88万円の納税額だったのですが、2014年度になってからは831件ということで1,000万円近い納税額があったということです。

そんなことでとにかくアピールをしないといけないのかなと。どこをやっても同じ

ではなくて、やっぱり、ああ、ここだったらしてみたいなという、そういうところがあれだと思います。言いかえれば多分ふるさと納税というのは、例えば山形村の村民の方がほかへふるさと納税してしまえば税金が免除されるわけです、控除されるわけです。

そうすると、山形の収入が少なくなってくることになるわけです、税金の面の。外へそういうふうふるさと納税されれば逆に痛手は逆に山形村に出てしまって、それを挽回する量の山形村へふるさと納税をしていただかないといけないかなというふうに思います。

それが村長が言われる元気な村づくりの1つにもつながってくるのではないかなということだと思います。そんなことでぜひともみんなで考えてホームページ等、そしてどんな形でアピールしていったらいいか、そのことを検討していただいて、早急にホームページもつくりかえるということではなくても新しい形で掲載していただいて、元気な山形村がわかるようなそんなホームページにさせていただいて、ふるさと納税をたくさんしていただける、そんな明るい村にさせていただきたいなと思います。

私の方からは質問は以上です。

○議長（平沢恒雄君） それでは、以上で籠田利男議員の質問は終了いたします。

次、西牧一敏議員ですが、これで休憩に入りたいと思います。休憩は11時5分まで休憩をいたしますので、また11時5分になりましたら再開をいたしますのでそんな対応をお願いをいたします。休憩。

（午前10時52分）

○議長（平沢恒雄君） 多少時間が早いわけではありますが休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

（午前11時05分）

◇ 西 牧 一 敏 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、西牧一敏議員、質問事項1「ふるさと伝承館の建設計画の進捗状況と活用方法について」を質問してください。なお、パネルの提示の許可の申し入れがありましたので、議会運営員会で審査し許可した範囲で認めます。

それでは、西牧一敏議員。

(9番 西牧一敏君 登壇)

○9番(西牧和利君) 9番、西牧でございます。

今説明していただきましたとおりにふるさと伝承館の建設計画進捗状況と活用方法について、4点ほど質問をいたします。

今年が開村140周年ということで、先般はラジオ体操で1,700名弱というのですか、大変盛況で終わりました。140周年というのは元があつての140周年ということでございまして、山形村のやはりルーツということから言ったときにどうしてもこのふるさと伝承館、これは避けて通れないことだとこのように思います。

先般教育委員会のやはり職員の方から、ふるさと伝承館の中の展示物について説明をしていただきました。貴重な資料と、それから山形村のその生いたちということを非常に興味深く聞かせていただきました。その中で思ったのは昔の役場でございます、大分古いなどこのように思いました。

第1問ですが、1つですが、現在のふるさと伝承館の建物の安全性はいかかなものであるのかということでございます。

2つ目は、平成25年6月にやはりふるさと伝承館について一般質問をしております。その中において村長は「私は新しい伝承館をつくりたい」とこの希望を述べております。また、25年4月に発表した第5次山形村総合計画にも発表していますが、貴重な山形村の文化財を展示、保存しているふるさと伝承館の整備に向け検討を進めますと述べているが、その進捗状況はどうなっているのか。

それから、3番目でございますが、資料の歴史的価値はどのようなものであるのか。また、その資料のリストづくりがきちんとされているのか、またそれを一般的に公表していただけるのかどうか。

4番目は新しいふるさと伝承館というものができたとして、それに対する集客方法、また年間の維持管理費と収入のバランス等どのように考えているのかと、この4点についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長(平沢恒雄君) ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

山口教育長。

(教育長 山口隆也君 登壇)

○教育長(山口隆也君) それでは、西牧議員の「ふるさと伝承館の建設計画の進捗状

況と活用方法について」のご質問にお答えをいたします。質問相手が村長と教育長になっていますが、あらかじめ村長と調整をいたしましたので私からお答えを申し上げます。

まず、「ふるさと伝承館の建物の安全性は」についてですが、ふるさと伝承館は役場庁舎として昭和28年に建設された木造モルタル2階建てで築60年が経過しています。専門的な耐久度調査は実施していませんが、建物の老朽化が著しく、地震発生時には建物の安全性の確保ができない状況にあります。

次に、「整備に向けての検討の進捗状況について」ですが、建物の老朽化が著しい状況の中、貴重な資料を数多く収蔵する施設として一たび地震などに見舞われた場合は村の歴史的資料が失われてしまう危険性があります。このような状況から教育委員会では長部局と協議の上、今年5月に山形村文化財保護委員会にふるさと伝承館の整備に当たりどのような整備をするのが望ましいかについての意見を依頼いたしました。

文化財保護委員会ではこれまで2回会議を開催し協議を行っております。また、教育委員会では、古文書など脆弱な資料を安全なほかの公共施設に一時保管できないか検討をしています。

次に、「資料の歴史的価値とリスト化、公開について」ですが、資料の歴史的価値は国の重要文化財や県宝に指定されている資料はありませんが、遺跡から発掘された土器、古文書、農耕具や生活用具など私たちの祖先が努力し、長い年月をかけてこの山形村をつくってきた資料、村の歩みを語るには欠かせない資料が収蔵されています。

リスト化についてですが、収蔵している資料1万3,834点を整理・分類を行い台帳化をしています。資料の公開につきましては、展示スペースや資料を劣化させる恐れのある紫外線や高温多湿な環境などから守るため、収蔵資料のすべてを公開できる状況ではありませんが、村の歴史を理解しやすい資料を選んで展示をしています。

次に、「集客方法、維持管理費と収支バランス」についてですが、ふるさと伝承館は歴史的な資料を保存継承し、収蔵資料を活用した社会教育、学校教育、生涯学習の場であり、公民館や図書館と同様収支のバランスを数字上ではかることは難しい施設と考えています。

また、来館者につきましては、ふるさと伝承館の整備に向けて検討を進めていく中で具体的になってくると考えています。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） まだまだ進捗状況というのは表にあらわれてこないというようなことですが、2度ほど会議が持たれたというようにお聞きしました。その内容については今ここで話ししていただけるのかどうか。

それから、この総合計画の中にこういうような文言があります。3ページのところに「計画期間は向こう3年間とし、毎年見直しを行います」ということで、見直しを行うというように出ているということは、それについて1つの方向性を示しているというようなことではないかと、このように思っておりますけれどもいかがなものでございましょうか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

教育長。

○教育長（山口隆也君） 今、文化財保護委員の皆さんに協議をいただいている内容につきましては、内容についてはここでまだまだ進めているところですので、一応更新の必要性とか、まずは。それから、施設の内容等々を今協議をしているところです。

それから、総合計画の兼ね合いですが、今後いわゆる文化財保護委員会で依頼をいたしました内容については、文化財保護委員会から教育委員会の方にいわゆる報告があります。それを教育委員会の中でまた協議を、内容を協議をいたしまして、それを今度長部局、村長の方に報告をしていく。そして、その報告の内容で今度は村長がどういうふうに今後考えるかという、そんな内容になってくると思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） もう1点、またお聞きしたいのですが、建てたいということのございまして、それについてはある程度予定があるのではないかという中で、その建設の規模とか予算とかおおむねどのぐらいに考えておられるのかお答えを願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 教育長、答弁願います。

山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 現在考えているのは、歴史民俗資料館整備事業ということで、鉄筋コンクリートづくりでRC構造です。それから、1階建てで1,100㎡、事業費で5億7,000万円というぐあいになってはいますが、これはあくまでも私どもが試算

した内容でして、これからいろいろ最終的には建設となれば住民の方の意見を聞いたりしていくことに将来なると思うのですけれども、いわゆる現在考えているのはそんな規模です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） 今聞いて1, 100㎡であって相当大きいかなと、このように思います。これは多分保存庫というのか、それも合わせてということだと思いますが5,700万円ぐらいと、これは一応想定として出ているということで、具体的なことではないというふうにも思いますが、これについて今非常に聞いていると村の方の予算もなかなかそういうことで逼迫しているところもあるのではないかとこのように思いますので、この財源について何かお考えがありあましたらお聞きしたいとこのように思っております。

○議長（平沢恒雄君） 教育長。

○教育長（山口隆也君） 今、5億700万ということでした、済みません。

○9番（西牧一敏君） 700万円か。

○教育長（山口隆也君） はい、5億700万でございました。訂正をお願いしたいと思います。

教育委員会サイドとしての財源と、現在までの財源としましては地方債、それから一般財源ということで見込んでいます。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） いろいろといろんな補助金等ございまして、そういう中から私のこれはお願いというよりも要望なのですけれども、山形では文化的な施設及びそれからスポーツ関係の施設と、やはりまだまだ足りないという現状だというふうに思います。それから言ったら総合的に考えていただければと、このように思っております。

それから、先ほど開村の140周年ということで、いろんなイベントに140周年という冠をつけるということで、村長の方からのお願いでありますけれども、この資料ということ、山形のやはりこの生い立ち、成り立ちということをどこかで展示していただきたいというのは、今聞いたとおりに耐震では非常に危ないというようなところにたくさんの方が入っていただくということは、これは村の責任としてもいかなものかと、このように思えば例えばミラ・フード館のところにも少し山形というのはこういうことなのですよということで展示をして皆さんに見ていただくと、こういうような努力も必要ではないかとこのように思います。

それから、この山形というのは村長さんが日本一と言われて元気な明るい村というふうにかかっておりますけれども、やはり聞くところによれば山形というのはやはり一時日本一になったときがあったと。それも養蚕でなったと。これもやはり村にいる人たちはあまり知る人がいないということから言ったときに、この山形村の特徴をもっと村にいる人たち、なおかつ新しく入ってきた人たちにやはり積極的に展示しながらやはり見ていただくということはこれは大事なことだと、このように思いますけれども教育長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 教育長、山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 私どもも積極的に展示をしていきたいという考えでいまして、昨年の文化祭で一部公開しました。今年も文化祭で一部公開する予定があります。いわゆる貴重な資料をどんどん村民の皆さんに見ていただいて、ああ、山形村はこういう歴史があったのだなということとをどんどんこれからPRをしていかなければいけない。

それともう1つは、その展示した品の安全を確保しなければいけないという部分もありまして、その辺もちょっと教育委員会では今後考えていかなければいけないということで協議はしております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） パネルの掲示をしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

この間松本、塩尻、朝日と同じように見てきて、またいろいろと聞かせていただきました。それについて松本とそれから塩尻、平出で、それから朝日村の美術館と、このように回ってきましたけれども、その中でやはり松本というのは松本城と、これは全国的に知られたものでございまして、全国の人が入館されるというところで66万人、約。そして、69万人ですか、失礼。

その隣にある市立博物館には同じチケットで入れるということで66万人ということでございますけれども、これを見ていただいたとおりにやはり幾ら努力してもなかなか入っていただけないというのが美術館側の同じような悩みを持っておられる。そして、その中でいかに入っていただいて見ていただくか、興味を持っていただくかということは努力をされている。

そういう中でやはりまず言えるのは朝日村にしても、それから平出博物館にしてもそうですけれども、2キロから3キロぐらい前から案内板が出ていて、ここだ、ここだと。行けば、大概そのとおりに行けばそこにたどり着くということでございます。

先ほど言ったとおりにふるさと伝承館は非常に古いことですので、皆さん来ていただいても非常に困るのではないかなというふうに思いますが、何か村としてはこういうようなことだということではやはり案内板を置きながら、ああ、こういうものがあるのだよということを知らせていただきたいと。今、村内を見てもふるさと伝承館というのがある、何があるかということが今わからないと言う方も多し。えっ、ここにあるのだということを知ると言う方も多々おられるわけですので、そういうことから言ったときにそういう努力もお願いしたいというふうに思いますが、それでもいかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） ふるさと伝承館のスタートは仮の収蔵場所ということでスタートをしています。ですから、その当時というのは昭和62年に旧役場庁舎から移ったわけですが、ですからその当時はもう仮の場所ということでスタートをしまして、その当時は通年で土曜日に開館をしまして、そこに館長が置いてありました。文化財保護委員の方たちが対応をされていたのですが、やはりそれだけ入館者も少なくなってきたということで、現在はいわゆる予約制になってまして、それも冬期間を除くという状況になっています。

ということで私どももRPをどんどんしていかなければいけないのですが、あの建物の状況とそこに常駐する職員を置くということができないものですから、何しろあの確かにどんどん情報発信をしていかなければいけないのですが、それともう並行していわゆる新しい施設をつくるということに全力を投球していった方がいいのかなという。

ただ、これは小学校が目の前にありまして、今の入館者のほとんどは小学校の学校教育の方で使っています。ということで、6年生と3年生が授業で活用しているということで、その部分についてはふるさと伝承館のいわゆる1つのふるさとを愛する心という、子供たちにその心を植えつけるための施設になっているのではないかと考えています。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） 今、小学生が展示物を見たり、それからいろいろと説明を受けるということで聞きましたけれども、やはりもっとたくさんの人たちに啓蒙をしながら、どうしてもこういう必要な資料館というものを建築したいのだということを積極的に行っていただきたいと、このように思うわけですので。

そうでないと、あそこの展示物はなかなか行っても見れないとか、その特別に申し込まなかったら行けないのだとかという、知らない人は全く知らない。その本当に入ってみれば、はっきり言って、ああ、これはおもしろいな、ああ、山形はこうなのだなど。松本と山形と比べて話してくださったのですけれども、年貢1つとって見ても山形はお金で年貢を払うのだと。松本の方は物で年貢を払うから非常に苦しかったと。だから、山形は非常に豊かな村だったというようなことも一言聞かせていただいたら、ああ、違うのだったのだな、ああ、そういう村なのだということを確認するわけでございます。そういう上から言ったら新しいふるさと伝承館を建てるという方向でいくなればもう少し宣伝なり啓蒙をしていただきたいと。

そして、それを村の人たちに必要であるというやはり思いをまず持っていただけるような活動をしていただきたいと、このように思います。何かありましたらよろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） これから今の一步進んだという状況であります。文化財保護委員の皆さんがどういう内容で報告をしていただけるかということもあるのですけれども、当然それと並行して私どもとしてはやはりこれからこのふるさと伝承館を新しく整備するということが公になってまいりますと、当然今、西牧議員の言われたような議論が必要になってまいりますし、当然住民の皆さんに内容を理解していただかなければならないということになりますので、その辺のPRはどんどんこれから出てくることかと思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） その努力を形に見えるようにしていただきたいと、このように思います。

それから、質問の中においても1つあるのですけれども、非常に博物館という、美術館にしても実はお金のかかることでございます、建ててからというものが。そういう中において実はそれぞれに聞いてまいりましたけれども、松本市立、それから民芸博物館、それからいろいろと調べてまいりましたけれども、なかなか財源的には厳しいというような話も聞いてまいりました。

その中で非常にこれ特設、この見てすごいなというふうに思ったのは松本市の市立博物館。ここの博物館においてはやはり収入の方が1億3,000万円ということで、や

はりそれだけ入ってくださっているのだと。支出が9,400万円で収入の方が多かった。しかしながら、ほかをずっと見ていくとやはり維持費というのが非常にかかります。美術館とか資料館というのはやはりお金をもうけるところではございません、はっきり申し上げて。やはり村なりそれぞれの市町村の歴史というものの展示、それから学習という場において非常に大切なところがございますので、お金のかかるのは必然的なことだと、このようにも思いますけれども、どうかそういう中からやはり納得のいくものをどういうふうにつくって、どういうふうにするか。それから、複合施設もどういうふうにしていくかという。1つの単体ではなかなか人が入ってくださいません。そういう中でまず人が来てくださるように、平面的にこの村の中で観光的に何があるのかと、観光に非常に乏しいということも村長も常々言っております。

しかしながら、このある石仏というのは非常に珍しい、また貴重なものが非常に多い。だから、平面的にこの全村が博物館であるというような方向性でぜひ進めていただきたいというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） あくまでも基本は村の歴史を後世に伝えていく、守って伝えていくというのが基本です。それにいろんなものがついてくるのですけれども、やはり社会教育であり、学校教育であり、生涯学習の場であり、そして今、西牧議員が言われた観光という部分がどういうふうに加わってくるかという部分です。やはりこういうものは先ほど言いましたようにお金はかかりますが、そのお金の価値ではあられないもの、先ほど人口の話が出ていたり、地域づくりというご質問があったわけですが、やはり先ほども申し上げましたように今小学生、6年、3年があそこでふるさと山形村の学習をしているという、本当にふるさとの心を本当にはぐくむ教育ということ。

その子供さんたちが大きくなって、そしてまたふるさと山形村に帰ってきて、ふるさと山形村のために活躍してくれるという、そういう意味も含まれている。非常に将来を見越した、過去をそこに収蔵してありますけれども、また将来の山形村を見越した施設でもあると考えています。

確かに来館者が来ていただける、こんなことはいいのですが、よく冗談で目玉でその辺の縄文の女神とかそういうものが出るとか、そういうことがあったらお客さん、すごいだろなんていう話をしていることもあるのですが、やはり基本は山形村の歴史を守り後世に伝えていく、その部分だと思っています。

ですから、今複合施設とかいろいろのお話も出ましたけれども、今後どういうふう
に検討の中で話が出てくると思いますが、ただやはり限られた財源の中で行わなけれ
ばいけないということもあります。今回、今日のお答えではそのぐらいにしかできま
せんのでよろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） 昔の言葉に温故知新という言葉がございます、故きを温ねて新
しきを知ると。この山形村の方向性においてもやはりまず山形村の生い立ちというこ
とを勉強する場をまず与えていただければ、今後の山形村のやはりさらなる発展があ
るのではないかとこのように思いますので、ぜひしっかりとPRしながら村民に理解
していただけるようにと思いますので、これをもって第1問の質問を終わりにさせて
いただきます。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員、次に、質問事項2「小学校通学路の安全確保に
ついて」を質問してください。

西牧議員。

（9番 西牧一敏君 登壇）

○9番（西牧一敏君） 次に、ご質問したいと思いますが、「小学校通学路の安全確保
について」ということで、ことさら小学校の周りということでございます。一番当然
ながら全村から小学校に子供たちが歩いて通学しておりますので一番集まってくる
ところ。そういう中で実はこの間7月1日に調査をいたしました。これは村道のやはり
山形支所西側村道69号というところ、これは山形農協と機械化センターの裏のとこ
ろの細い道でございますけれども、そこで調査をしたら175名の子供さんたちが通
学しているということでございます。

そういう中でいろいろとちょっと問題があったものですからお聞きしたいと思うの
ですけれども、3点ほど。

まず第1に通学路の指定はちゃんとされておるのか。

2番目に、通学路の安全基準はどのようにしているのか。

それから、3番目、通学路というものがあるということで想定しておりますけれど
も、安全が担保できない道路においては対策はどのようになっておるのか、この3点
についてお聞きしたいと思しますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

山口教育長。

(教育長 山口隆也君 登壇)

○教育長(山口隆也君) それでは、西牧議員の2番目の質問であります「小学校通学路の安全確保について」お答えをいたします。この質問につきましても質問相手が村長と教育長になっていますが、あらかじめ村長と調整をいたしましたので私からお答えをいたします。

まず「通学路の指定はしているのか」についてですが、山形小学校では通学路を定めています。

次に、「通学路の安全基準はどのようになっているのか」についてですが、特に通学路とする場合の定められた基準というものはありません。山形小学校では児童の登下校時における安全確保の観点から交通量や交通安全施設の整備状況、道路状況などを総合的に勘案し、保護者や関係機関の意見を聞きながら安全と考えられる道路を通学路として選定してきました。

次に、「通学路の安全が担保できない道路においては対策はどのようになっているのか」についてお答えをいたします。

P T A要望や地域要望などで緊急を要する内容につきましては松本警察署、道路管理者、小学校、教育委員会で通学路の合同点検を実施し、安全確保のための対策等を検討する機会を設けています。しかし、道路施設整備等ですべてに対応することが困難であることから、今後も引き続き広く交通安全意識の高揚を図ることが重要であると考えています。

なお、山形小学校では生徒指導の一環として安全指導計画を策定し、その中で交通安全に関する指導を行っています。具体的には春と秋の交通安全教室と児童登校時の街頭指導を実施するとともに、様々な場面で交通安全に対する意識を高める活動を行っています。また、各教科等を通じ危険から身を守る態度も養う学習もしています。

いずれにいたしましても交通安全を意識した態度や行動が大切であり、そのための啓発活動が重要になってまいります。

以上です。

○議長(平沢恒雄君) 西牧議員。

○9番(西牧一敏君) 先般山形村で10年間死亡事故がなかったと聞いております。そういう中でつい最近残念なことに交通事故で1人亡くなるというようなことがあったわけでございまして、この車社会の中において何が想定できるかということはほとんど無理でございます。やはりどういうことが起こった、ああいうことが起こった。

それから安全確認、安全制度を確立するというようなことになってくるということでございますけれども、いかんせん子供ということを考えたときに、やはり子供の命をまず第一に考えていただきたいと。

それから言ったときに、実は先ほど調査したところが朝通行するのに小坂区の児童が95人、中大池区が40人、それから上大池区が38人と、これだけのやはり児童、それから園児の方が通学、通園しております。その中で実は今いろんな標識を立てると、安全確認の確保をするのだというように聞いておりますが、あそこの道は3メートルしかございません。今の車は相当大きくなっております。そういう中から言ったときに両側がフェンスでございまして、フェンスであったときに子供は逃げ道がないということ。

それを考えれば非常に怖いということになるわけでございます。それを考えたらある意味早急にやはり対処していただければと。これも子供の命を守るために先へ、先へとしていただきたいと。この間、島立地区に行きましたときにやはりそこに看板がございます。7時から8時まで通行をご遠慮願いたいと、子供たちの通学のために通行を控えていただきたいという看板がございました。

しかしながら、今言った道路には何もそういうこともございません。また、看板の中で道路標識として何時から何時までは通行どめだという道路標識もございません。そういう道路標識もございません。

そういう中でやはり車がそこを通ったのが7台、それから中学生が自転車で通ったのが9台ということで、やはり朝の通勤・通学にも使われているということでございまして、非常にヒヤッとするところの場面も見させていただきました。もしそういうことでそのところを見ていただいて、そのところを早急に何とかしなければいけないというような思いがございましたら調査をしていただきたいと思っておりますけれども、教育長、いかがでございましょうか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 今、西牧議員が言われたのは道路行政ということになりますでしょうか。

○9番（西牧一敏君） そうです。

○教育長（山口隆也君） 道路行政になると長部局になりますが。

○9番（西牧一敏君） わかりました。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） では、今の質問を総務の方ですか、道路の方は。赤羽課長の方ですか、ではそちらのご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 建水課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 西牧議員が言われました村道西69号線でありますけれども、今まで地域づくりというものが、村の方から各地区に道路も含めましてそういう支障があるかというような部分で要望をお聞きしているわけですが、その中では特にPTAの方もいるかとは思いますが、要望等は上がってきておりません。

ですので、実態という部分、調査をまたしなければいけないとは思いますが、地元からの要望というものはまだ上がってきておりません。ただ、お話を聞く中ではやっぱり幅員が狭い。で、車両、車も通る、歩行者も兼用であるというようなことがあるものですから、ハードから考えれば道路改良、それから道路標識等の設置というものが必要なのかなというふうには考えます。

それと、あとソフト面から考えると、やっぱり通行する車につきましてもここは歩行者、子供たちが通っているということを十分認識しているかと思っておりますので、それをまた規制するという部分は非常に難しいことがあります。周知をしていくという部分はできますので、その辺はしっかりと通行する方については、車で通行する方については畑とかという部分での通行だと思っておりますので、その辺は徹底して周知をしていくようなことができればというふうに考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） 実は例えとして山形の村道西69号線ということがございますが、この小学校の周りということに対する交通の安全確保ということ、安全点検ということ、これをいま一度していただきたいというふうに思っております。小学校の前どころの道路というものに実は信号がございません。朝たくさんの車がそこを通行しているわけですが、そういう上から言ったときに子供は車のやはりすき間にこないときとか、また車がとまってくればというふうなことでやっております。

今井の方で実は鉢盛中学校に通う子供たちのために信号機がございます。この信号機というのは車のための信号機ではございませんで、ボタンを押して赤に道路の方が

なると子供たちが通行できるようにと、非常に車の量が多いからそういうような信号もつけてあります。そういうことから言ったときに、小学校の前のところにやはり信号機も必要ではないかと。

それから、横山医院のところの細い道、佐野のやはり自動車屋のところに出てくる道においても非常に見通しが悪い。そこも子供が通る可能性も十分にあるということから言ったときに、ぜひ学校の周りのやはり道路整備ということを積極的にしていただきたいと、このように思いますけれども、これについてのご答弁はどちららの課長さんにしていただけるか、よろしく願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） それでは、建水課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 交通規制の関係ですけれども、信号機等の設置という部分の話なのですけれども、公安に今は要望を上げますとそれぞれいろんな条件があります。そういう条件が交差点から外れているとか、そういうものがクリアできれば設置は可能という部分があるわけなのですけれども、どうしても小学校の周りにつきましては先ほども言いました細い道もあったり、大きな交差点みたいな形で横断歩道等はずれているというようなことがありますので、その辺のハード面の改良という部分がクリアできないとなかなか設置は難しいかと思えますけれども、それ以外に対応できるような規制があれば要望をかけていきたいというように考えております。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） なかなか難しいというご答弁でございましたけれども、どうか子供を守ること、これを第一に考えていただいて、そしてその中から子供たちが安心安全と、これがやはり村としてやはり一番必要ではないかと、このように思っております。それが村に来てくださった方々、新しく入ってくださった方々が、ああ、本当に、ああ、山形村はいいところだな、安全だし、安心だし、また人も非常にいいしと、このように言われるような村に積極的にかかわっていただきたいと、行政はというふうに思いますので、それについては村長、一言よろしく願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 西牧議員のお考えは十分理解できました。確かにあの小学校の周りの交通安全というのは、いろんな人の意見を聞きながら今の現在があると思うのです、歴史があると思うのです。それで、村もそれなりの対応をしてきたことだと思っておりますけれども、今言われるようなことなどをよく考えて、子供たちのために安

全をまずは重視し、村としてはやっていかなければいけないというふうに思っておりますので、限られた財源の中でいろいろと対応をしたり、また意見を聞いたり、地域づくりの人の話を聞いたりというようなことでの対応はしていきたいと思っております。それがこれから日本一明るく元気になっていく村だと思っておりますので、そのようにご回答します。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） 以上をもって質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 以上で西牧議員の質問は終了しました。

ここで、私が一般質問を行うため、会議規則第53条の規定により、しばらくの間議長を副議長と交代いたします。

三澤副議長、議長席へお願いいたします。

◇ 平 沢 恒 雄 君

○副議長（三澤一男君） それでは、平沢議長が一般質問を行う間、臨時の議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

それでは、質問順位5番、平沢恒雄議員の質問を行います。

平沢恒雄議員、質問事項1「村の自然災害対策の取り組みと風雨・ひょう害諸対策について」を質問してください。

平沢恒雄議員。

（13番 平沢恒雄君 登壇）

○13番（平沢恒雄君） 質問順位5番、平沢恒雄であります。

まず、質問の前に今夏発生した集中豪雨により大被害の発生した南木曾町、あるいは広島県ほか全国の犠牲者の皆さんの冥福をお祈り申し上げます。また、被災者の皆さんと被災地の1日も早い復興をお祈り申し上げるところであります。

それでは、質問事項1「村の自然災害対策の取り組みと風雨水・ひょう害諸対策について」質問をいたします。

山形村は自然災害の少ない環境の村という意識が大変強い村の村民性があります。でも、さきの議員からもありましたけれども、昭和20年10月の9日の日に堂ヶ入三間川源流で発生した土石流で上大池、中大池、小坂、あるいは唐沢地区において大

きな土石流が発生しているわけでありまして、このとき山形村消防団上大池分団の若い団員が2名が殉職され、現場に殉職の碑を山形村消防団によって建立されているわけでありまして。

また、現在の山形村の集林、いわゆる里山においては間伐材がそのまま山林に放置され、恐らく時間雨量70、100ミリになれば必ず広島県に類似する土石流と流木の発生が予想されるわけでありまして。今回の南木曾町、広島県は被害発生後、避難誘導指示勧告が出されたわけでありましてけれども、行政の取り組みが大変遅れ被害を増大してしまったという報道を聞いております。このことにつきましても災害対策に取り組む本村の村長の決意を伺いたいと思います。

続いて、村は全体に宅地、農地が災害に対して災害対策が進み、河川、排水路、排水用道路も整備されたわけでありましてけれども、集中豪雨のときは特にその最近は激雨といいますか、時間雨量30ミリ以上の年間降雨回数が非常に多くなっているわけでありまして、全体的には非常に排水路、排水道路ができたためにより環境になったわけでありまして、山形の一部地域において恒常的に大きな冠水被害が発生しているわけでありまして、特に県道25号線、塩尻鍋割穂高線の南側、ここだけではなくほか山形の農地におきまして一部その問題が発生しているわけでありまして。農道排水路、排水対策道路が整備されたわけ強い農地が確立されたわけでありましてけれども、一部地域においてそういう被害が近年集中しているわけでありまして、村長さん、いかに考えているか聞きたいわけでありまして。

また、6月3日の風雨水害、ひょう害発生後、農家は日夜大きな努力により被害を最小限にとどめましたけれども、生産・販売には大きな影響を受けているわけでありまして。村議会、松本ハイランド農協より要望書が提出されましたが、対策を検討しておりますか。あるいは、山形村の基幹産業は農業であるという位置をしっかりと位置づけていただきたいと思います。

また、大変山形には若い農業のみならず商工業の後継者もたくさん残っております。このことにつきましてもこういう被害と連動する中での村長さんの考えを聞きたいと思います。

次に、(3)の果樹共済について、本年度は共済掛金30%を平成26年度予算で決定され取り組みが進んでいると理解しておりますけれども、今年の加入農家数、面積増にはいかに反映されているかもぜひお答えをいただきたいと思います。

また、果樹共済の早期支払要望書等について中信農業共済組合菅谷昭組合長理事に

提出されたか、あるいは村長、今後いかに考えているかをお答えをいただきたいと思
います。

以上、質問事項 1 から 4 までを申したわけでありますが、まず村長に村の自然災害、
この平穏な村という、大変村民の意識は災害のない村とあるわけですけれども、現実
的には堂ヶ入、唐沢、あるいは今、里山において間伐の木が非常に 1 尺もあるような
木が沢にいっぱい落ちているわけですが、そういう現実を見たとき、私はあの広島
のテレビを見たとき他人事ではないと思ったわけであります。村長さん、答弁を願
います。

○副議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 平沢恒雄議員の質問にお答えします。

「村の自然災害対策の取り組みと風雨、ひょう害諸対策について」のご質問であり
ます。

まず、1 番目のご質問の「激雨のとき冠水被害が発生しているがいかに考えている
か」であります。6 月 3 日の降ひょう・暴風雨を初めこのごろは想定外の自然災害や
異常気象が続いて甚大な被害が発生しております。地域が衰退してしまうことが懸念
されています。このため道路や河川・排水路等の整備状況を踏まえて、適切かつ継続
的に総合的な減災対策を進め、村民の皆様の安全安心を確保してまいりたいと思いま
す。

なお、長年の懸案となっています大池原と東原地区の畑地帯にかかわる排水対策に
つきましては、平成 28 年度において排水計画の全体設計を作成して、村の実施計画
に掲載の上、恒久的な整備計画を充実していきたいと考えています。

次に、2 番目の質問の「6 月 3 日風雨水害・ひょう害発生にかかわる対策を検討し
ているか」であります。6 月 3 日の降ひょう・暴風雨による農業被害対策に関する
村への要望については 6 月 6 日に山形村議会から、6 月 13 日に松本ハイランド農業
協同組合からそれぞれ要望書が村に手渡されました。

農業被害対策の支援につきましては、松本市や J A などと調整し、県の支援対策と
組み合わせて、今回の 9 月村議会定例会の一般会計補正予算に農作物等災害対策事業
として村単独事業の支援メニューも加えまして予算計上をしております。

次に、3 番目の質問の「果樹共済の 30% 助成について、加入農家数、面積増には

いかに反映されているか」であります。山形村の果樹共済の加入のための共済掛金への補助率は平成25年度までは20%補助でしたが、平成26年度からは30%補助として、いつ起こるかわからない災害に備え果樹共済加入を支援をしております。

本年度の果樹共済に加入する農家数は44戸、加入面積は2,741アールで、村平均加入率は52%となっています。前年度と比較して大きく変動していないと聞いています。

さて、平成26年度の果樹共済加入申込受付は2月中旬であり、共済掛金の30%補助にかかわる平成26年度一般会計予算は3月10日議会議決という経過でありました。この掛金補助率アップについては、これからの平成27年度産の果樹共済加入の促進に期待をするところでございます。

次に、4番目のご質問の「果樹共済支払金の早期支払要望書の提出と、今後いかに考えているか」であります。果樹共済は農業共済組合の損害評価会、そして連合会損害評価会を経て農林水産省の認定を受けてから共済金支払いとなるスケジュールです。

果樹共済金の早期支払いの村から中信農業共済組合への要望は村では行っておりませんが、平成25年4月の凍霜害の際には松本市・塩尻市・安曇野市・山形村の4市村で県知事と県議会議長に支援策の1つとして要望していますし、町村会等でも意見を集約して国・県に要望をしています。

平成26年度においても果樹農家にとって魅力ある共済制度となるよう新たな農家負担を伴わない形で補償割合を拡大することや、地域加入率を考慮した掛金の軽減措置等を講ずることなどを含め、国・県に対し要望をしまいたいと思っております。

以上であります。

○副議長（三澤一男君） 平沢恒雄議員の一般質問の途中でありますが、ここで休憩をしたいと思います。

平沢恒雄議員、再質問は休憩後にお願いいたします。

それでは、休憩。時間は1時まで。

以上でございます。

（午前 0時00分）

○副議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○副議長（三澤一男君） 平沢恒雄議員の一般質問の途中でありましたが、村長答弁が終わっております。

平沢恒雄議員、再質問をお願いします。

平沢恒雄議員。

○13番（平沢恒雄君） ただいま村長からそれぞれ質問事項、あるいは質問要旨についてのご回答をいただいたわけでありませけれども、質問要旨の（1）から（3）につきまして再度質問をしたいと思っております。

ここにも、資料にも書いてありますように県道25号線、いわゆるこれは塩尻鍋割穂高線ということでありませけれども、この南側には排水路がついているわけでありませ。だけれども、ここに絶えず被害が発生しているということでありませ、まずこの排水路が村の所管の排水路か、県の所管の排水路か明確にさせていただきたい。

それから、（2）のいわゆる風水害・ひょう害等の農家の被害に対しての、先ほど果樹共済についてもそんなことを申し上げましたけれども、あの被害農家に対する救済対策はぜひ今年も大変農家も厳しい状態で高い農薬、高い肥料、高い消費税を払ってやっている中でありますが、なかなか販売も思うようには進んでおりませ。ぜひそんなことも含む中において、被害農家の救済対策は1日も早く対策の手を打っていただきたいと思っております。

（3）の果樹共済の件であります、先ほど加入戸数、面積等の回答をいただいたわけでありませけれども、やはり村の年度とやはり共済の年度、ちょうどこれが何か年度の切りかえのときに絶えずこういう問題が起こるわけでありませ、ぜひ長部局の方におかれませてもJA、あるいはJAの部会等綿密に連絡をとる中で、本年30%の助成をいただけるということで26年度の予算で決定されているわけでありませ、ぜひこんなことで来年も進めていってもらいたいと思っておりますし、果樹栽培農家の皆さん、あるいは果樹部会等にそういう啓蒙をする中で、ぜひ早くからこの果樹共済の加入問題については理解をいただければ、まだまだたくさん加入をしていただき、面積も増え、果樹農家もいっそう安定した果樹農家として自立をできるのではないかと思いますし、これがあることによって足腰の強い経営ができるわけでありませるので、この3点についてお答えをお願いいたします。

○副議長（三澤一男君） ただいまの質問に、赤羽建設水道課長、答弁願います。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 最初の質問ですけれども、県道25号線、塩尻鍋割穂高線沿いにある排水路の所管ですけれども、これは長野県であります。あくまでも県道の道路用の排水路という形のものであります。

以上です。

○副議長（三澤一男君） 住吉産業振興課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） では、2番目のご質問の關係の農家への支援の關係でございますけれども、9月の補正予算が通りましたら速やかにJAと連絡をとる中で、至急申請を上げてもらった中で大至急予算の中から支出して執行してまいりたいというように考えております。

それから、果樹共済の加入の關係ですけれども、掛金への助成ばかりではなくて、やはりこの共済金制度自体が多少受け入れられない面があるものですから、そこら辺も県、国の方へ改正するような格好で求めていった中で、少しでも加入していただきたいというようなことで啓蒙してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（三澤一男君） 平沢恒雄議員。

○13番（平沢恒雄君） ただいま（1）の県道25号線の上の排水路の件でありますけれども、今まで長年について、ここの排水対策についていろいろ地域住民の人も行政の方へ相談しますと、絶えずここの排水路を使えばいいというような発想のもとにいろいろ指導されてきたというような記憶を残しております。やはり大池原の水はある程度山形が責任を持ってやると。県道の排水路を使うのではなくて、山形村が責任を持ってこれについては先ほど村長説明のあったように27年に計画を立て、28年度にそこだけではなくて全村的にそういうことをやるという答弁をいただきましたので、そういうことで。

所管の問題だけしっかりここで今、建水課長から排水、今ある南側の水路は県のあれで、山形村としての排水対策は一切ないという、それではこういうことで理解しておりますので。

○副議長（三澤一男君） 住吉産業振興課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 大池原地区、それから東原地区の排水対策につきましては平成24年度に中信平右岸土地改良区が事業主体となりまして、すべての地域で調査しておりまして、その中でもやはりあそこの排水対策が一番の問題ということで

ありまして、どうしても水は高いところから低いところへ流れるというような格好でございまして、やっぱりその大池原、東原全体の地域の中の排水対策ということから考えないと無理ということがありますので、平成28年度においてすべての排水計画を見直した中で、全体設計を組んだ中で、平成29年度から県の事業として取り組めればいかなというようなことで考えております。

以上です。

○副議長（三澤一男君） 平沢恒雄議員、この件はよろしいでしょうか。

○13番（平沢恒雄君） はい、結構です。

○副議長（三澤一男君） それでは平沢恒雄議員、次に、質問事項2「土地利用計画推進対策について」を質問してください。

平沢恒雄議員。

（13番 平沢恒雄君 登壇）

○13番（平沢恒雄君） それでは、2「土地利用計画推進対策について」、質問要旨につきましては業務系、住居系の適正な開発がなされているか。緑豊かな農地と住みよい居住をこれからどのように開発していくか、村長に何うわけでありますけれども、まずその前にやはり山形のこの開発、いわゆる住宅、農地、商工業すべての発展というものが山形の土地利用計画があったでこそ、この今のそれぞれの部門の実績が確保できていると私は確認しております。

平成23年度実績で業務系、住居系、それぞれ10.5%というのが、平成29年にはともに15%に向けて適正に開発されるという村の計画であるわけでありまして、これが今どういう状態にあるか、ぜひ村長お答えを願いたいわけでありますけれども、その前に1つちょっとデータを示して、それもぜひ参考にさせていただければと思っております。データを申し上げます。

これは既に議員の皆さん、東筑の議員大会に出席されていまして、そのときに講師の児玉先生から県のデータとして発表されたわけでありますけれども、ゼロ歳から29歳までの人口構成を我々東筑の関係の中のが発表されたわけであります。その中において筑北、麻績関係においては20%以下、朝日は25.3、あるいは山形は27.5というようなことで、数字的にこの東筑で見れば山形も、まあまあそれなりの地位は確保できているという認識をしているわけであります。

だけれども、私、今年夏の成人式に出席をさせていただきました。そのときのあれですけれども、いわゆる1村当たりの人口の中から成人式に何%の人が成人に、本年

20歳になったかという数字を拾い出してみました。そうすると麻績村あたりにおいてはちょうど1%であります。それから、筑北村においては1.15、朝日においては1.24というような数字で、山形はここにおいても朝日よりややよくて1.27という数字に発表されております。この数字を見ると。

○副議長（三澤一男君） 平沢恒雄議員、ただいまのデータの提示については質問通告書にございませんので簡潔にお願いします。

○13番（平沢恒雄君） はい、それではそういうことで山形はここでも一番いいわけです。だが、いわゆる北安を含めた中で池田町もここらと同じです。松川村においては人口1万ですけれども1.4%という非常に成人式を迎える方が多い。ということは、村が若い村であるということを示した人口構成ではないかと思うわけであり。

やはりこの土地利用計画、山形が今までここまで発展したのも原点はそこにあるものですから、決して東筑だけに甘んじるのではなくて松川村あたり、そういう高い数字がありますものから、そこらを視点に村長の答弁をお願いいたします。

○副議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、平沢議員の質問、2つ目の質問事項についてお答えをします。

「土地利用計画推進対策について」ということですが、「業務系、住居系の適正な開発がされているのか。緑豊かな農地と住みよい居住地をこれからどのように開発していくのか」のご質問にお答えします。

村の土地利用計画は、村が開発を進めるのではなく適正な土地利用となるよう利用目的に合った土地の活用を誘導するために計画がつけられたものであります。業務系、住居系としての指定はほぼ守られて、それぞれの事業者により開発が進められてきております。

これからも農地の保全と住みよい居住地は維持していかなければならないと考えており、今まで以上に土地の開発について土地利用計画に沿ったものになるよう誘導を図っていきたいと思っております。

また、山形村の土地利用計画は、平成17年度の見直しにより平成18年度から平成27年度となっております。平成28年度以降の土地利用計画について、27年度

中に見直しをする予定となっております。

続きまして話をされました各村の成人式に出席された話でございますけれども、確かに山形村は若いまだ20歳以下の人たちの数が東筑では一番多い状態になっております。そういった人たちが本当に山形村に来て、それでまた山形村に住んでいただける。また、先ほども話をしましたけれども、人口の増加策に値するような活動で山形に住んでいただくと。それにはそういった土地利用計画がついていまして発展することが望ましいわけでございますので、そういった山形村の将来を担う若い者たちへの希望があるような計画にしていきたいと思っておりますのでご答弁をいたします。

以上です。

○副議長（三澤一男君） 平沢恒雄議員。

○13番（平沢恒雄君） ただいま答弁ありがとうございました。そんなことでぜひ何かちょっと行政から離れる業者というような言葉もありますけれども、ぜひ行政が主体になってこの土地利用計画は推進をしていていただきたいと思えます。これは要望ですのでお答えは結構です。

○副議長（三澤一男君） それでは、平沢恒雄議員、質問は終了ということでよろしいでしょうか。

○13番（平沢恒雄君） はい、結構です。

○副議長（三澤一男君） それでは、議長を交代します。

平沢議長、議長席にお着きください。

◇ 大池俊子君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位6番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「合葬式墳墓の創設を」について質問してください。
大池議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） 議席番号1番、大池俊子です。

今日は3つの問題について質問をしたいと思えます。まず、1つ目に「合葬式墳墓の創設を」。

近年、葬式のあり方やお墓についての考え方が大きく変化してきています。また、村内でもお墓を持つことができない方や、お墓があっても管理する者がいなくなって

しまうなどの例が出ています。

日本共産党の山形支部が3月に集計したアンケートの中で合葬式墳墓を希望しますかの問いに対して希望します、子供のいない家庭で何々家の墓などとてもできません、実家にはお墓はありますが、やはり管理ができなくなるので合葬式墳墓という選択肢があってもいい、核家族でお墓を持っていないので万が一のときは散骨とか考えていましたが、合葬墳墓があればぜひ利用したい、希望します、娘夫婦に迷惑はかけたくないなどたくさんの意見が寄せられました。

そこで質問します。なろう原墓地公園に合葬式墳墓をつくったらどうでしょうか。合葬式墳墓とは身寄りがなくお墓を守る親族がいない場合、お墓の建設に負担を感じるなどなど様々な考えやニーズにこたえて墓地やお墓は不要、永代供養ができるというものです。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 大池俊子議員の質問にお答えします。

「合葬式墳墓の創設を」のご質問にお答えします。ご質問でのなろう原霊園は平成19年に507区画の聖地を整備したもので、将来のお墓の要望数を見込んでの整備です。合葬墓の要望もあるとのことですが、時代の流れだと思われれます。今のところ村としましてはそのような計画がありませんのでお答えします。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員。

○1番（大池俊子君） それでは、2回目の質問をします。中山霊園に、ここの近辺には中山霊園にありますので行って調べてきました。その中で永代使用料として、その合葬式墳墓を使った場合の永代使用料として個別埋蔵、これは15万円、市民以外の方は18万7,500円となっています。これは20年間骨つぼで保管しておきます。それから、20年たったら共同埋蔵所へ骨つぼから取り出して入れるというものです。

それから、共同埋蔵として4万円、これはもう初めから骨つぼから出して灰だけを保管するというものです。これは4万円で、市民以外の方は5万円となっています。それで村から、村というか、村民の中から要望があった者が、娘2人が嫁いでしまって老夫婦だけになってしまって、あと管理する者がいないので中山霊園の方へ入ろうと思って行ったけれども、やっぱり市民以外の方は入れないということで、住民票が

あるか、戸籍が松本にあるか、どちらかがないと入れないということで、やっぱりぜひ村にも共同のそういう合葬式墳墓をつくってほしいというので言われています。

アンケートの中も30通ぐらいが返ってきて、その中の半分ぐらいがやっぱりその合葬式墳墓というのを望みますという結果でした。私も先祖代々の墓があって、そこまで考えたことがなかったのですが、今子供がいてもここになくて、この前もずっとシリーズでテレビでやっていたのですが、遠くまで毎年墓参りに行くというのが非常に大変になるとか、そのお墓がないとか、狭くてというのがいろんな条件が出てやっていたのですが、そういう面でぜひ山形にもということを取り上げました。

なろう原公園も507区画あって、ちょっとあの結果でデータというか、25年までのどのくらい売れているかというのを見たら、管理料が153件ですから半分はまだ売れていないということだと思います。そういうことを考えたらやっぱりつくった当初とは19年ですからまだ10年はたっていないのですけれども、かなり村民のニーズも変わってきたし、また山形村へ引っ越してこられた方もかなり大勢になっているので、いろんな要望というかニーズが変わってきたのではないかと思います。そういう点でこれからアンケートをとるとか、それから要望を聞く、また検討する中で、先ほどそういうつもりはないと言われたのですが、村民の中でお墓のない方は本当になろう原公園で個人の墓地を買って建てればいいのですが、あとやっぱり見てくれる者がいないとか、管理してくれる人がいないというところからいくと、そういう時代になってきたような気がするのですが、そういう点でどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対しまして、住民課長。

○住民課長（青沼永二君） それでは、私の方からお答えしたいと思います。

まず大池議員、いろいろな声をお聞きした中でのご質問かということに対しまして、全くこちらでも調査できない内容につきましていろいろご質問いただきましてありがとうございます。

今言われたようにやはりこの時代の流れによって要望が変わる。これが一番重要なところでございまして、それをいかに行政がどう取り組むかという中で、当初なろう原霊園ではこのくらいが必要、さらに将来お墓の整備がままならないから、それプラス余裕を持ったという中で、実はそのうちの約半分、300区画を売り出したところ、ご質問のとおり約半分くらいしか今現在は売り出しと申しますか、永代使用の許可が出ておりません。

このわずかの年数の間にやはりニーズ、あるいは経済状況等も含めて変わってのこ

とかと思われま。したがいまして、この今合葬式墳墓、こちらの要望も今はあるけれども今後どうなるかわからない。やはり1つの聖地がよろしいのか、あるいは今言ったニーズがもっと増えるかというようなこともこれからまた出てまいりますので、村長答弁ではありませんが、もう少しこの内容につきましては十分な時間をかけて今後やる、やらないにしても調査研究等が必要かと思いますので、そんなことでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 松本市の場合ですが、まだ24年から始まったばかりのようで、その前にあったシンボルトワーになっている納骨堂を直してその合葬式墳墓にしたという経過があります。そういうことから考えても、今先ほど言ったのですがなろう原公園が初め300区画売るつもりが、それが二、三年で予定を多分していたと思うのですが、それが思いのほか売れ行きが悪かったというのと、それから予定して墓地を買っても土地で返還という例も一、二例あったと思いますが、やっぱりそれぞれにこう条件が変わってきた。だから、そういう条件が変わってきたというのが今の時代の流れかなというのをこのアンケートをとって非常に強く感じました。

それで、これからゆっくりみたいな感じなのですが、やはりこういう状況になったことについて村の方でも多額なお金でつくったわけですから、村側としても住民ニーズにこたえるためにアンケートなんかとってどうですかというのをとったらいと思うのですが、その点ではそういう住民の声を聞く機会を設けてアンケートとかそういういろんなのをやるつもりがあるか、ないかをお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 時代の流れというようなことでございますけれども、行政としましては507区画を整地したものですから、当然それを使い切っていたきたいと、それを売ってしまいたいというのが1つの方針だと思います。前回の一般質問でもまだ残っているけれどもどういうふうにして売るとか、それからあいているところはどどうするのだとかこういう質問をいただいたことも覚えております。

そういった中でこの新しい提案でございますので、状況をもう少し確認していきながらこれから研究していくことかと思いますので、様子をもう少しは見させていただきたいというように思います。皆さんのそういうような声があったという貴重な提案でありますので、理解をしていきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員。

○1番（大池俊子君） では、これで最後にしたいと思いますが、村にも身寄りがないとか、無縁仏というか、のお墓があると思うのですが、その合葬式墳墓についてもいろんな宗教は入れないというか、でお坊さんも行ってあまり拝んでほしくないとか、やっぱり行政がやることですので、それは何か徹底しているみたいで、そういう点でもこれからそういう要望がやはり少子化とか、それからここへの居住というか、移住が多いという中ではたくさん出てくるような気がしますので、そういうのをやっぱり逃さずキャッチして、今あるあのなろう原公園の利用をうまく住民の方のやっぱり利用しやすい形に持って行ってほしいと思います。

以上でこの質問は終わります。

○議長（平沢恒雄君） いいですか。大池議員に、次に、質問事項2「地域防災意識の高揚を」について質問をしてください。

大池議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） それでは、2つ目の質問「地域防災意識の高揚を」行いたいと思います。

広島市の土砂災害では、土石流の危険性が住民間で共有されていなかったことが被害を大きくした一因と指摘されています。防災で大事なことは危険に対して地域の共通理解を深めることです。山形村でも2月の豪雪に始まり最近の火事や集中豪雨、ひょうなど災害が続いています。防災訓練はみんなで真剣に取り組みたいところです。

そこで質問します。1つ目に「地域支え合いマップ」は地域で共有するためにどのように取り組んできましたか。

2つ目に、山形村にもハザードマップがつくられていますが、どのように活用されていますか。住民が参加しての再点検、見直しをしてはどうでしょうか。

3つ目に、各区での先進的な事例など共有する取り組みはされていますか。これは防災訓練とかそういうことに関連してのことです。

以上1回目の質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、2つ目の「地域防災意識の高揚」についてお答えし

ます。

その1つですが、『地域支え合いマップ』は地域で共有するためにどのように取り組んできたかについてお答えします。

村では災害時に自ら避難することが困難なために特に支援が必要な要介護者、障害者、高齢者などについて地域支援マップのシステムに登録をしています。

災害対策基本法では、これらの方について本人からの同意を得て地域の関係支援者に名簿の提供をすることとされており、今年度は名簿の整備と本人からの同意を得るための準備を行っています。同意を得た名簿については災害時の避難支援活動、安否確認、日ごろの支援活動等を行うために地域防災会及び民生児童委員協議会、消防等と共有がされます。

次に、「山形村にもハザードマップがつくられているが、どのように活用されているか、住民参加の再点検をしてはどうか」の質問でございます。

平成22年に全戸配布された経過がございます。既に4年の年月が経過しており、内容、施設の名称も変更になっている面もあります。今年のように全国各地でゲリラ豪雨などにより災害が身近に起きている状況から、我が家がどのような状況の場所にあるか見直された方も多いと思います。配布当時はあまり関心がなかった住民もいたかと思いますが、再度見直しをしていただければよろしいかと思っております。

先ほど申し上げましたように年月の経過もありますので、各地域自主防災会として住民参加のもとで、地域の実態の検証と危険場所の再認識をしていただければ今後に大いに役立つと思っております。災害発生時我が身は自分で守るが基本となります。行政主導でなく地域主導の自主防災として点検され、見直しされることが今後の被害対策に役立つものと考えております。行政と地域が一体で情報共有化し、危険箇所の認識ができればと思っております。

3つ目の「各区での先進的な事例など共有する取り組みがされているか」であります。それぞれ各区の自主防災組織で機材の整備、備蓄など様々な取り組みがされていると思っております。7月下旬には小坂地区自主防災会で地区役員を対象にした学習会が開催され、村の職員を講師として派遣をしました。全国的な土砂災害が起きている中で、やはり災害の歴史を振り返る重要性が言われております。小坂地区ではこれまで幾度か土石流の被害もあり、新しく転入された住民の方へも災害が起り得る危険性があるという情報の共有化はできつつあると思っております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員。

○1番（大池俊子君） 初めこの1番目の支え合いマップの件については、2月の豪雪のときの3月の一般質問で取り上げました。それで、23年度に支え合いマップ作成の業務委託料、それから地域支え合い体制づくり事業補助金として500万円を受けて支え合いマップをつくるということになったわけですが、それで地域支え合い活動協議会の委員の賃金として10万5,600円ですか、入っていたのです。実際に2月の大雪のときはこれがあまりうまく生かされなかったということで、その後どうするのかというのに対して、この9月の防災の日に向けてのでやるということになっていたのですが、そこでこの地域支え合いマップ、これ実際にどの程度利用したかというのがちょっと本人確認ということですからわからないのですが、地域での民生委員さんの1人暮らしや高齢者宅などの点検は、ではどの程度にされたのかというのを聞きたいということと、それから地域防災でその支え合いマップのことや、その地域でその体制づくりの地域支え合いの体制づくりをどういう形で話し合われたか、この防災の日とか、防災の日に向けての作業がどの程度行われたかというのがちょっとお聞きしたいと思います。

それから、先ほど小坂の学習会、非常に細かに緊密にやられていると思うのですが、そういう例が全村にやっぱり広がらないと、本当にいざ災害となったらあまり役に立たないのではないかと思いますので、そのところをせっかくこういういい例がありながら、やっぱり全体で取り組むとういふうにはなっていないなと思います。その点をではもう済んでしまったのですけれども、小坂はこういうことでずっと学習会とか機材の整備をずっと進む中で使い方とかいろいろやってきたと思うのですが、では違う地域はどうであったかというのと、その小坂の事例がどの程度違う地域に波及されていったかあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） ただいまの地域支え合いマップの部分の特に民生児童委員さん方がかかわる部分についてを中心にお答えをさせていただきたいと思います。先ごろの防災訓練の前に区の役員さん方との会議がありまして、その席上で児童民生委員協議会からは会長が出席をされたということで、そこでは実際にそれを区ごとに支え合いマップの方を提示するということはできておりません。それは先ほどの説明にもございましたように今年度ご本人の同意をとるといって、その準備作業を行わないと個人情報の問題がございますので地域の皆さんにその情報を提供できないとい

う、そういう問題がありまして、実際にはそのマップシステムとしては構築されておりますけれども、マップですので地図としての共有はまだされていないという段階にあります。

それから、児童民生委員の皆さん方はこの防災に限らず毎年5月から6月にかけてはお1人暮らし世帯、また高齢者世帯については必ず全戸訪問を行っております。また、その後も心配な方々については毎月訪問されている方もありますし、お電話等ほかの方法で安否確認をするなど各自の民生委員さんのできる範囲での対応ということになっております。

先ごろの訓練の際にはこれは広島の例を見ても皆さん十分ご承知だとは思っておりますけれども、短時間に1人の人間が確認できる人数というのは限られております。本当にお1人で1人の方、まずは民生委員といえどもご自分の身を守り、それから家族の安否確認をし、その後に支援できる方、特に優先順位をつけて心配な方を見回っていただくということなのですけれども、有事の場合の現実的なことを想定して今回の訓練におきましては、ご自分の自宅付近の中でご自分のできる範囲でということで、中にはやはりその有事を想定しまして、車ではなくて歩いて確認できる範囲という、そういうご自分で想定をして安否確認に回られた委員さんもあるというふうに伺っております。

また、先ごろのその会議の中でも話題になったのですけれども、民生委員の確認する方という方と、それから連絡長さんが把握をして報告する方が、結局は地域においては重複されているのではないかとということで、そういう中で本当に避難に支援が必要な方、お1人では避難できない方を地区で共有、情報共有することはやはり必要だという、そういう再確認も受けておりますので、今年度中には必ずその同意がとれるような方式を持っていきたいと思っております。ただし、あくまでそのお答えいただくのはご本人の意思によりますので、今年度中に必ずしも100%の方から同意のお返事をいただけるかどうかは不明ではありますが、今その準備作業にかかわっているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 中村課長。

○総務課長（中村康利君） 大池議員の地域において体制づくりがどのように生かされたかというような質問がございました。ここ数年の地震総合防災訓練につきましては、地域の自主防災を主体という形をお願いしております。過去においては行政主導というような形の中で、もう計画すべてを行政の方でつくったものに従って動いてもら

うような体制での訓練を行ってまいりましたけれども、ここ数年はもう地域の自主防災会における中での体制で訓練をしてくださいということでお願いをしております。

それぞれの地区で体制のあり方がそれぞれあるかと思えます。また、先日訓練が終わったばかりでございまして、また来週なのですけれども、また区長さん、自主防災会の会長さんたちでございましてけれども、またお集まりいただきましてその反省会をするという予定になっておりますので、またその中で確認を行っていきたいというように思っております。

それから、小坂の例をどのようにというか、全村に広めていったらどうかというような意見がございました。これにつきましても非常に小坂区民の皆さん熱心に災害に対する意識を高められておりまして、必ずこの何年かは防災訓練の前に地元、自分たちで学習会をしているということで、いわゆる自主防災という形が非常に整っているかというふうに思えます。やはりこれは1つのよい例という形で当然全村の方へ広まっていけばありがたいなというふうに思えますので、これにつきましてはさっき言いましたように反省会の席等におきまして、各区でも対応をどうですかみたいな形で誘導を図っていきたいというふうに思えます。

それから、小坂のその事例がどの程度波及されているかということでございます。非常に学習会をするに私たち職員が出て行ってやはりいろいろなわからない点等をいろいろ皆さんに連絡していくことはやっぱりこれは使命だと思えますので、これについてはこれから進めていきたいというふうに思えます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員。

○1番（大池俊子君） 1番目初めの支え合いマップについては、本年度中に本人の同意が得て、それが公表というか、されてもいいということになれば、地域でやっぱり共有できるようになると思えますので、それはやっぱりいつ災害が起きるかわからない状態で早い段階でそれを行ってってもらいたいと思えます。

それから、ハザードマップについても、つくられた当時は各地域を回ってその見方だとか、こんな状態にというのをずっとやられたわけなのですが、それが終わってしまえばまた何か遠い存在になってしまっているものですから、やっぱりこういう防災訓練とかその地域の会議のときなどにもやっぱり何度も何度も見直して、それからまた新たにうちを建てられる人とかも増えてきているので、その地域がどうなのかというのも割に知らなくて、広島の場合なんかを見たら、ええ、あんなところというのが

いっぱいありましたので、山形についても沢が多いところで、そういう点についてもやっぱりそのハザードマップがあるということをみんなに知らせて、やっぱりみんなの意識の中に常に持っているということが必要だと思うので、いろんなところで活用して、地域懇談会でもいいのですし、防災訓練のときの1つの材料にしてもいいと思いますが、これからですがやっていってほしいと思います。

それから、今度また防災訓練の反省会をやって、またいろんな事例が出てくると思うのですが、これを年に1回だけのものではなくて、やっぱり常にどのようにしたら今以上に安全性が保たれるように動けるかというのを常にやっていって、確かに地域防災のやることなのですが、役場というか行政側としてもそれを意識的に広げるように機会あるごとに詰めていってほしいというのが思いです。

支え合いマップについても、マップは利用しなくても民生委員さんが1人暮らしとか高齢者の宅を回ったと思うのですが、さっき言われたようにやっぱり少ないところは短時間でみんな回れているのですが、件数の多い方はやっぱり半分ぐらいしか回っていないのです。だから、そういうのを予想としてはわかっていたことで、それでは本当に訓練という形で、みんなの中にはちょっと気楽なところもあってというのがかなりあったと思うのですが、それがこう緊迫度を増した状態にするには、やっぱりその回り切れないところをどうするかというのも今回ぜひやってほしかったように思いますので、そのマップをつくって、民生委員さんの中で確認されるまではいいのですが、それを各地域でどういうふうにご利用するかというところまで、さっき言ったのですが、その地域支え合い活動協議会のそのあれもある、せっかく予算も前にとってあったのですが、そういうのも含めて大いに広めていってほしいというのが希望です。

これからその反省会を、防災訓練の反省会をやると思うのですが、その後をどうするかというのを考えがありましたらお聞きしたいと思います。これでまた来年に向けてではなくて、これからではどうするか。そのよかったところ、悪かったところたくさん出てくると思うのですが、それを踏まえてこれからどうするかというのをお考えがありましたらお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 総務課長。

○総務課長（中村康利君） 今言われましたように当然反省会をやってそれでまた終わりではまた1年先まで行ってしまうという意見でございます。その反省会の席におきまして当然地区の防災会長さん、区長さんたちとも意見を聞いた中で、ちょっともう少し掘り下げた、計画の内容等にも掘り下げた中での反省を行うなり、アイデアを詰

めるなりのことはしていきたいというように思います。

それから、さっき言いましたようにもう少しこの地域への学習会等をやっていかなければいけないのかなというように思いますが、ちょっと私、7月の小坂地区の防災会をやったときに感じたことなのですけれども、非常に行政でやってくれという、それは当然行政の責務としてやるべきだと思うのですけれども、たまたま小坂もちょうど30年前に土石流が来たという話をちょっと私させてもらいました。

私たちもよく考えますと職員の中にもそういう経験をする人がもう、職員が若くなったりしてきますといなくなって、言葉では語り継げるのですけれども、やっぱり現実的なものとなるとやはりその地域に居住されている方が引き継いでいくのが本来一番親身になれるものになるのではないかということで、私たちからのお願いでもございますけれども、地域としてもそういう経験を語り継ぐ方策といえますか、そういうことも開いていただければありがたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

- 1番（大池俊子君） いいです、これで。
- 議長（平沢恒雄君） いいですか。
- 1番（大池俊子君） はい。
- 議長（平沢恒雄君） それでは、大池議員、次に、質問事項3「平和憲法を守る取り組みを」について質問してください。

大池議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

- 1番（大池俊子君） それでは、3番目、最後の質問に移ります。「平和憲法を守る取り組みを」。「よみがえれ、あのときへ、武器を持たぬことを伝えた」と6月27日の小学校の音楽会で6年生「平和の鐘」の合唱です。児童も先生も保護者も満員の体育館いっぱい響き渡り涙が出ました。6年生は総合学習で平和の問題に取り組んでいます。

昨年末に特定秘密保護法が多くの国民が反対する中で成立し、そして一方的な憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認の閣議決定がされました。69年前多くの犠牲を払った戦争を再び繰り返さない誓いのもとに平和憲法が制定されました。

そこで質問します。特に憲法99条は村においても率先して守らなければならないと思いますが、村長の考え方はどうでしょうか。

2つ目に、村として平和憲法を守る取り組みは考えていますか。来年でちょうど戦

争が起きてから70年ということで、各地域での取り組みもいろいろ聞いていますがどうでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、3番目の質問にお答えします。「平和憲法を守る取り組みについて」であります。

「特に憲法第99条は、村においても率先して守らなければならないと思うが、村長の考え方」ということをございます。

憲法99条については、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負うと、このようにあります。したがって、大池議員の言われるとおり憲法99条は村長としては守るべきものと考えております。

2つ目の質問でございませけれども、「村として平和憲法を守る取り組みは考えているか」ということをございませけれども、現在村といたしましては具体的な取り組みについては考えておりません。

しかし、職員の平和の火のリレーの支援や今年度松本市で開催されます平和首長会議国内加盟都市会議には参加をして平和を守る活動を支援をしていきたいと思っております。

国内を見ますと、平和憲法を守る会はいろいろな都市で様々な形で行われていますが、主催は各野党政党であったり医療機関であったりいろいろなグループ、個人の皆様方が集まって活動されております。私はそれはそれでよろしいことと思っております。そこで現状では行政としてその具体的な取り組みを考えていませんというお答えでございませ。

以上になります。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員。

○1番（大池俊子君） 村としては考えていないということなのですが、まず1つ目の99条は村長としても守らなければいけないということで本当にそのとおりだと思います。

それから、2つ目の問題であまり考えていないということなのですが、先ほど言い

ましたように来年でちょうど70年になります。例えば松本の例なのですが、公民館を中心にその戦争当時の話を聞き取る体験集を発刊するというので今取り組みが始まっているようです。山形村でも有志の団体により戦争体験を聞く会というのを開催します。その中で言われる、これ2回目なのですが、言われたのはそれで終わってまってはもう本当に戦争体験者がだんだんいなくなって、遺族の方ももう高齢になっているということで、そういう中でやっぱり聞き取り、また文集を寄せていただいて、それを、文集というか作文を、手記を寄せていただいて、それを記録に残すのをやろうじゃないかという話も出ていますが、村もやっぱりその村民憲章、先ほどちょっと村民憲章を見てきたのです。

その中にやっぱり5つ項目があって、豊かな大地と緑を愛し限りなく躍進する村を育てよう。未来を見つめ高い教育文化の村を育てよう。温かい心の触れ合う福祉の村を育てよう。それから、力を合わせ活力ある平和な村を育てよう。明るい笑顔で健康と安らぎのある村を育てようとして書いてあります。

やっぱり平和、健康でなければこの村の発展はないし活力も出てこないし、そういうことを考えたらやっぱり村としても今残されている高齢者で健康、戦争の体験ある方々の声を聞く機会を設けて、ぜひそういう記録を残して行ってほしいというのがあります。

今までに『平和の礎』という文集を第2巻まで出してあるのですが、その編集に当たった方々ももうかなり高齢になってしまっていて、あと先ほど防災のところでも小坂区の大火のを知っている人が少なくなったと言われたのですが、やっぱり戦争もそれと同じでだんだん戦争を知らない。知らない中で秘密保護法が出てき、集団的自衛権の問題が出てきて、もうよくわからないと言う人たちがだんだん増えてきている中で、やっぱり平和の村を残していくという点では、記録に残すというのを中心にその70年に当たっての取り組みをぜひして行ってほしいと思いますが、再度聞きますがそういう点ではどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 大池議員が取り組まれています今言われましたような活動は非常に大事なことだとは思っております。本当に今まで日本といいますか、山形村というか、そういう人たちをつくってきていただいた皆様たちに、そういった苦勞をされた戦争の体験をして苦勞されてきたそういったことは語り継がなければいけないとは思っております。

村には既にそういった形でいろいろ活動されている組織も既にございますので、そういうところを支援していくことかなと思ひまして、取り立ててその第70年目のときにこういった活動をするというような計画は今のところ持っていないということでございます。

ただ、支援をしていく必要があると思ひているのは私の考え方でございます。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員。

○1番（大池俊子君） これで最後にしたいと思ひますけれども、村としては考えていないということなのですが、やはり70年目の節ということで、そういうぜひ団体に協力してほしいということと、それからやっぱりこういう時代、本当に二、三年前とは全然違う戦争をする国づくりみたいなのが国の方でも進んできているのかなという危機感を非常に感じておりますので、ぜひ村としてもやっぱり村民の平和と健康を、命を守るという点で一緒になって取り組んでいってほしいと思ひます。一応それは希望ですので、これで終わりにしたいと思ひます。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員、よろしいですね。

○1番（大池俊子君） はい。

○議長（平沢恒雄君） 以上で大池俊子議員の質問は終了しました。

◇ 増 澤 武 志 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位7番、増澤武志議員の質問を行います。

増澤武志議員、質問事項1「水資源の保全、活用について」を質問してください。

増澤議員。

（7番 増澤武志君 登壇）

○7番（増澤武志君） 議席番号7番、増澤武志であります。

通告書に基づきまして「水資源の保全、活用について」質問いたします。

本年3月、水循環基本法が可決成立し、7月1日に施行されました。法の目的は水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、または回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することとしております。

また、法の基本理念としては、水が国民共通の貴重な財産であること。健全な水循環が維持されること。流域として一体的に管理されること等が上げられております。

従来水に関する行政というのは縦割りの弊害が指摘されておりました。河川や下水道は国土交通省、水道は厚生労働省、農業用水は農林水産省、水質環境保全は環境省と
いうように施策に総合的な視点が見えてこないというわけであります。

そこで、法は内閣に総理大臣を本部長、官房長官と水循環担当大臣、これは国土交通大臣が兼務であります、これを副本部長とする水循環政策本部を設置をし、水循環に関する施策を集中的、総合的に推進する体制を整備するとされております。さらに、流域連携の推進については、流域の地域の住民の意見が反映されるよう必要な施策を講ずるとされております。健全な水循環を維持、回復させるためには山や森、水田などを含めた流域全体の連携と協力が重要であるとしております。

また、外国、特に中国資本が地下水利用の利権を目的に森林買収を拡大していることに対し懸念やその不安に歯止めをかけるというねらいもこの法にはあります。

この水の公共性を強調しているこの法の理念のもと乱開発や地下水の独占利用、水質汚染に対し効果を発揮するものと期待をし歓迎するものであります。

そこで質問であります、1番目、水資源について、かつて本村では水不足で苦労した経過があります。現在は農業用、飲料用ともに当面の心配は回避されております。村長にはこの水資源についてのご自身のお考えをお聞きしたい。

2番目、水資源を保全するための村の取り組みの現状はどうなっているかを伺いたい。

3番目、水資源の保全は流域全体で取り組む必要があると思いますが、広域圏として、また村としての今後の取り組みの方向性についてどうか伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 増澤武志議員の「水資源の保全、活用について」のご質問にお答えします。

まず最初に、「水資源についての考え方」ですが、私は地球上の生命は水なしでは存在しないことから、村政においてもその重要性を十分認識し、あらゆる形で水資源の保全、活用への環境の整備が必要と考えております。

次に、「水資源の保全での村の取り組み」であります、水質源涵養の面から山林を保安林としております。村内では多量の地下水を使うところは野尻地区の企業が数社

ありますが、いずれも必要範囲でのくみ上げと判断されます。

最後に、「流域での取り組み」のご質問であります。地下水保全のあり方を広域的に探るため、アルプス地域地下水保全対策協議会が松本盆地の11自治体と長野県で組織され、知識の共有化を図っております。

山形村も構成村として地下水の水位、水量、水質の一斉調査や問題点などを研究し、保全、適正利用に向けた取り組みをしています。村では協議会と歩調を合わせるとともに山林や里山の整備保全に今後も力を入れていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） ただいま回答いただきました。水資源保全に関しては、本村はこの奈良井川、鎖川流域の上流部に位置しているということから下流域の皆さんから河川水、地下水の保全涵養について求められるということが考えられます。

そこで村独自、ただいま山林については保安林であります。あるいは野尻の地区については地下水をくみ上げているところもあるということでもありますけれども、積極的な村独自の環境保全にかかわる政策はあるのかどうか、ちょっとこれについては伺いたいと思います。

以上。

○議長（平沢恒雄君） 住民課長。

○住民課長（青沼永二君） それではお答えしたいと思います。まず住民課の所管としてはまず河川、あるいは地下水も含めましては基本的には環境の保全、こちらを重視しております。いわゆる河川等による下流域へのその汚染の影響、あるいはそういったものの防止、こういったものにつきまして日々行っているわけではありますが、河川等水質汚濁につきましてはそれぞれこの流域、信濃川を守る会という組織がございます。これは当然信濃川を本流としてその支線が山形村まで来ているわけですので、ここ流域全体とした中でのいわゆる情報の提供、あるいは対応を即座にできる。そういったいわゆるネットワークの構築が既にされておるところであります。

そのほか保全という面ではありますが、いわゆる水源涵養の面から見ますと先ほど村長のとおり保安林、こういったものにつきましては直接住民課では所管しておりませんが、これは農水省、林野庁の関係ではありますけれども、いずれにしましても里山整備等を含めましていわゆる環境面からは十分どちらがこれ上流か、下流か実際には水の流れはわかりませんが、含めた中でそれぞれいわゆる環境悪化の防

止という意味では努めてまいりたいというふうに思っております。

なお、先ほど村長申しましたアルプス地下水保全対策協議会、こちらにつきましてはこれも基本法でありますので、基本法ですので細かな法律はこれからということに実際なろうかと思えますけれども、やはりこの松本盆地の地下水、これの必要以上のくみ上げ量の規制なり調査を含めた中で、今後活用するような形で今活動もしていくというところでありますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） ただいま回答いただきました。具体的なことでもってちょっと提案させていただきますと、総合計画の中に森林の計画的整備、あるいは保全と総合的利用という項目がありますけれども、やはりこの点ありますが、水循環という視点がやはりここにも欠けている部分があります。総合計画の中にもともと水循環というそういった部分が抜け落ちているのではないかということでもって、これについても次の計画の中には盛り込んでいったらいかかと思えますし、それから河川水の汚濁防止ということで取り組んでおるということで、やはり村民が河川清掃だとか、あるいは下水道を行政がきちんと整備しているという、そういった取り組みはもちろんございます。

その上でここで1つ提案なのですが、コンクリート製のU字溝ですか、その一部を穴あきをして、底に穴をあけるとかして自然に近い河床にすることによって、水の浄化作用を向上するというようなことが全国的にも取り組まれておりますけれども、こういったことをやはり公共工事として次の整備のときには生かすというようなそういったことが必要かと思えます。

それから、地下水に関しましては雨水の利用の促進、つまり雨水浸透の促進ということですが、その1つが休耕田の水張り保全というのを今やっておるところだと思います。これに対しての村から住民への支援だとか、あるいは水田収穫後にもう一度水を張る、そういった活動も地下水の涵養には有効だと思いますが、こういったことを村が支援をしながらやっていくということが、ずっと今後の政策として必要だと思います。

要は上流域、ここの地下水が下流域の地下水になっていくのだという、そういったことの観点から、やはり上流域の責任として必要ではないかと思えます。それから、もう1点、地下水に関しては硝酸性窒素の削減、これにつきましては肥料成分が浸透

し汚染を防止するというものでありますので減農薬、減化学肥料という農業の転換が必要だろうと、こういったことも考え合わせながら村として総合的な政策としていただきたいと思います。この点に関しては村長いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 副村長、中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 増澤議員さんからは専門的な立場からいろいろ今ご指導というかご提案等もいただきましてありがとうございます。いろいろな面で水循環につきましても対応していかなければいけないというふうに思っております。

特に私も農政をやっていた時代が長かったものですから、硝酸性窒素の問題はこれは農薬も起因するということで前から言われておりましたのでこちら辺も減農薬、もちろん今農政サイドでも減農薬、減肥料というような、減農薬ですか、という立場で農業も行われておりますので、これらも含めまして様々な面から検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） それでは、期待をしております。

それから、あとこの水循環基本法に関して、国は8月1日を水の日に制定しております。近隣では一斉に水打ちといいますか、を行うとかそういった活動があったようでもありますけれども、ちょうど8月1日といいますと、その前は信州山の日ということ、それからその後、8月11日ですか、山の日が祝日になるというようなことで、なかなかその中間点で難しいかと思っておりますけれども、やはりこういったことをPRすることが大事ではないかと私は思います。この点に関しても広報でのPRだとか、あるいはイベント的なものが必要ではないかと思っておりますが、こういった点もこれは要望ですがお願いをしたいと思っております。

それから、もう1点ですが、アルプス地域地下水保全対策協議会、これに参加している11市町村があるわけですが、この問題は特に安曇野市が地下水の低下問題に対して危機感を抱いたということから始まったところでもあります。ワサビ田の湧水の減少だとか、あるいは地下水をペットボトルの工場、ここには4社ほどあるようなのですが、そういったこと等がありましてここで条例が制定されました。25年3月ですが、安曇野市の地下水の保全涵養及び適正利用に関する条例というものができまして、これは地下水利用の事前届け出制、あるいは事前審査、それから採取量の報告、それから涵養計画、ここまで求めたものが安曇野市ではできておりま

す。

流域的に、流域一体的にやるとなるとこういったようなことも村として求められる場合もありますので、これに関しましてもやはり準備に積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

まだ法が制定してまだ間がないということでありまして、理念先行の感がありますけれども、これに関しては着実な取り組みを期待をしております。これで1回目の質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員、次に、質問事項2「水道事業について」を質問してください。

増澤議員。

（7番 増澤武志君 登壇）

○7番（増澤武志君） それでは、2番目「水道事業について」質問いたします。

本村の水道は現状長野県が運営している松塩水道水からの受水と唐沢浄水場からの自己水の2系統水源で運用されております。24年度の実績で見ますと、計画水量が日3,700 m^3 に対し日最大給水量が3,107 m^3 、日平均給水量が2,655 m^3 となっております。

そのうち松塩水道用水から日1,500 m^3 、平均給水量の約五十六、七%を占めております。この1,500 m^3 は県と結んだ受水協定で責任受水とされ、つまり必ず購入しなければならないものとされております。そして、この1,500 m^3 に足りない分を唐沢浄水場からの自己水で補う。つまり唐沢川が調整弁の役割をして、むだのない効率的な運用をしているというわけであります。

この体制になったのは、村が松塩水道用水事業に参加した平成21年4月からとなります。もともとこの県営松塩水道用水事業は昭和44年松塩地区広域化上水道促進協議会、これが松本市、塩尻市、本郷村の2市1村で発足をし、昭和47年に県議会に県営化を陳情し採択され県営事業となったものです。

この協議会が発足する昭和44年以前、本村もその一員であったわけですが、この協議会からの脱退した当時は当時なりの判断があったと思います。しかし、新産業都市に指定された松本地域の発展に伴い本村も新たな企業立地、宅地化の進展等により水需要が拡大、結果として水不足を招きました。そこで平成8年から松本市と分水協定を結び不足分を購入してきました。

そこで、21年、松塩水道水事業に参加したわけです。日量1,500 m^3 の用水供

給を受けるというその経過を少々述べてきました。協議会から脱退して40年後に再び参加させていただいたということ。これに対しましては感謝の意を表したいと思えます。このように村、本村の水道の半分以上を占める重要な松塩水道水ですので災害時に与える影響を考えると、また松本平でも牛伏寺断層等活断層の活動がいつ起こっても不思議ではない昨今、村民として知っておく必要があると思ひ次の点を質問いたします。

1つ目、松塩水道の施設の耐震対策の進捗状況について。

2つ目、村水道の施設の耐震対策の進捗状況について。

3つ目、万が一松塩水道がストップしたときの対応について。また、唐沢浄水場がストップしたときの対応について。

続きまして、県は平成15年企業局事業の民営化計画を策定をし、その方針によりガス事業が民営化されました。平成24年3月に定めた長野県行政財政改革方針を見ると、平成15年の民営化計画に基づく取り組みを進めますとの記述があります。推進期間は平成24年度から28年度の5年間となっております。このことについて県と関係市村とで検討会が行われ、望ましい事業形態について協議されているようですが、質問4つ目は、県は企業局の民営化方針を示しているが村と構成2市の対応はどうか。

以上4点質問いたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、2つ目の質問であります「水道事業について」のご質問にお答えします。

まず1つ、「松塩水道の施設の耐震対策の進捗状況について」の質問についての答えでございます。

松塩水道用水の施設の耐震化につきましては、各受水団体へ安定した水道用水供給を確保するため、すべての施設や管路について長野県水道事業経営ビジョン平成22年度策定に基づき耐震化を進めています。管路を除く施設についてはこれまでに水管橋の耐震化が行われ、現在は本山浄水場沈殿地とろ過池で耐震補強工事が平成25年度から継続して行われている状況で、施設等の進捗率は進行中ということで、現在浄水施設耐震率は0%であります。ポンプ所耐震施設率は14.8%となっております。

今後取水口や沈砂地等の補強が計画されています。また、管路については導水管及び送水幹線に耐震管が使用されており、その耐震化率はK型継ぎ手を使用している管路を含め76.8%となっております。今後軟弱路盤地帯を優先に耐震管の敷設かえ工事を進め、施設、管路とも平成31年度までには100%を目標に耐震化を実施をします。

次に、2つ目の「村水道の施設の耐震対策について」の質問でございます。

山形村の耐震化につきましても平成22年度策定の山形村水道ビジョンに基づき耐震化を実施をしています。計画により平成24年度に唐沢浄水道の沈殿地とろ過池の耐震調査を実施しました。各施設とも耐震性能を満足しているため補強を行う必要がない結果が出ております。また、管路につきましても耐震適合性のある基幹管路で耐震率は21.4%ですが、全体の総延長で見ると4.8%と低い数値であります。

今後平成32年度までには耐震化率10%を目標に、管路の更新と合わせて優先的に基幹管路の耐震化を図っていきたいと考えています。

3番目の「万が一松塩水道がストップしたときの対応について」の質問であります。松塩水道用水が停水した場合については、唐沢浄水場のみで村内の一部の地区を除き集落内等ほぼ全域について供給ができますが、唐沢浄水場が停水した場合については、村の北部で下竹田神明配水池より標高の高い地域においては供給できないと予想しております。

このため停水の期間にもよりますが、神明配水池から唐沢配水池まで仮設による運用を考えております。それぞれ停水ケースでの運用につきましても細部までの計画はできておりませんので、今後運用マニュアル等を検討し、また隣接する市村につきましても停水に対する協力体制等を考えていきたいと思っております。

4番目の「県は企業局の民営化方針を示しているが」の質問にお答えします。

平成21年9月に松塩水道用水供給事業の事業形態を具体的に検討するため、それぞれの受水市村の局長、部課長で構成する事業形態検討委員会が設置されました。今までに19回の会議が開催されております。企業団化や市村営化、また民営化等組織の見直しやそれぞれでのメリット・デメリットなど事務レベルでの検討が行われておりますが、受水市村での対応につきましても、現時点で今後も継続して県営事業でお願いしたいと考えております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） それぞれ回答いただきました。松塩水道については現在進行中で耐震化をしているということであり、やはり重要な施設ですので本当にやっていただかないと不安であります。まだポンプ場が14.8%で低いわけですが、31年までに100%耐震化できるということでもって少々安心をしたところであります。

そして、村の水道施設の耐震化であります。今、村長の方から唐沢の浄水場については耐震が満足できる状態であるということで、工事をしなくていいということでありました。これは朗報であったと思います。ただし、管路の耐震化率が基幹管路で21.4%、それから管路全体に対しては4.8%という数字であります。これが高いか、低いかということですが、松本地方事務所の管内平均、ちょっと紹介しておきます。

耐震化の割合が39.9%であります。最低は山形村の4.8%。大きな開きがあります。下から2番目は旧松本市の10.3%、3番目は同市四賀地区の27.5%、最高は安曇野市堀金地区の86.1%、2番目が同市豊科三郷の85.9%に対して山形村は4.8%であります。ちょっとこの現状に私は愕然としたところであります。加えて言うなら長野県の平均は24%、全国平均だと33.5%であります。いかに村の管路の耐震化が遅れているかということであり、村民が安心できるという数値ではないのではないかと思います。

先ほどハザードマップの話も出ましたが、山形村は地震に強い地域ではないのです。唐沢川の扇状地、あるいは三間沢川の扇状地が続きまして土砂が堆積してできた地盤であります。強固な岩盤がないという地盤であります。ハザードマップでも液状化の危険地帯であるとはっきり書いてあります。こういったところに敷設する管が耐震管でなくて一体どうするのでしょうか。ちょっと考えられない。

そこで、耐震化を進めるためにもっと具体的な計画を見直していただきたいのですが、村長は32年度までに10%を目標に耐震化を進めると言っておりますが、総合計画では29年度に10%というふうになっております。これはいつ起こっても不思議ではないという地震に対するものであります。最大の地震を想定しますと糸魚川静岡構造断層帯の地震で牛伏寺断層を含む地震が起こりますと最大でマグニチュード8、その地震が30年以内に14%の確率で起こるという予測のもとにやはりつくらなければならないのではないのでしょうか。

ちょうど松塩水道用水の送水管が東山を通っておりますが、ちょうど牛伏寺断層を

またぐか、あるいは沿って走っているというところがありまして、そういったところでは本当に管が破断、あるいは配水池が破断すると二次災害も起こるようなそういったことを考えられますので大変危険な状況であると思います。

そこで、ちょっと心配なのが本当に10%を目標に31年度までにするということがありますが、これに対しては財政的な問題もあります。そこで、ちょっと私の方からの提案であります、まず優先順位をつけるということでありまして。基幹管路の耐震化をきちんとやっていく。基幹管路というのは配水池から配水池の送水管だとかそういった管路のことではありますが、そういった基幹的な管路については耐震化をきちんと進めていくということでありまして。

ちょっと申し遅れましたが、この耐震化の割合が4.8%というそのK型管の継ぎ手が耐震継ぎ手ではなくても、地盤が安定したところに設置されれば耐震管として認めますよという数値が4.8%で、山形村では耐震継ぎ手を使った箇所は1カ所もないのです、管については。ですから、そういったことをきちんとやるということが喫緊だと思います。

済みません、ちょっと話が反れました。それで、基幹管路の耐震化をまず優先順位としては上げるとともにすぐやらなければならないことは配水池、減圧槽という水がたまっているところについて緊急遮断弁をつけてください。これは地震が発生したらそこで弁がとまるというものであります。つまり管が破断してもそこから水が出ない。たまっている水を下へ落とさない。これは災害時の水確保、あるいは二次災害防止のためには必ず必要なものであります、この緊急遮断弁につきましては山形村では1基もついていないということです。

ですから、これにつきましてはすぐにでもやっていただきたいものというふうには提案をいたします。

以上の点について村長、いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 建水課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 村の水道管、管路の方の耐震化ということなのですが、32年度までに目標を10%ということ掲げているわけですが、管路の延長から見ますと4キロ、約4キロ布設をしていかなければならない。4キロ布設することによっておおむね10%に達するということでありまして。それで、4キロというと事業費ベースに直しますとやっぱり1億円から2億円、管路の太さにもよるのですが、事業費が見込まれるという部分であります。

そうした中で議員さん言われたように基幹管路の優先順位によりまして被害を最小限に食い止めるような形の中で、なるべく目標数値に近づけていくような計画を立てて耐震化を図っていきたいというように考えております。

それから、緊急遮断弁ですけれども村内1カ所ついております。それは横出ヶ先の配水池に松塩用水からのちょうど21年の受水に合わせて1基は設置がされております。ただ、その他の配水池についてはまだ設置がありませんので、これについても今後対応を考えていきたいというように思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） ぜひ緊急ですので緊急ということをお願いしたいと思ひます。

それでは、次の質問でしたが松塩水道がストップしたとき、あるいは唐沢浄水場がストップしたときの対応についてであります。松塩がストップしたときにつきましては唐沢の浄水場の能力、これが協定水量が2,200㎥だとお聞きしておりますが、これでは平均水量にちょっと足りない、2,600必要ですので、あるいは給水制限が出てしまうのかな。どの地域が断水するか、わかりましたらお答えいただきたいです。

○議長（平沢恒雄君） 建水課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 唐沢の水源が停水という形になったときなのですけれども、唐沢、横出ヶ先でしたか。

○7番（増澤武志君） まず松塩がストップしたとき。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 済みません。松塩がストップしたときですけれども、これにつきましては単独で送水管が行っていますジャスコの関係が断水、停水となつてしまいます。ジャスコの方については唐沢の用水について回すことが、運用はできませんのでその部分。ですので、集落内についてはほぼ運用ができるという状況であります。

唐沢に配水池、1,000㎥というものがあるものですから、その停水期間がある程度過ぎてしまえば、どうしても送水制限をしていかなければならない状況にはなるかと思ひます。議員さん言われたように取水については2,200という部分が限度でありますので、それを超えては取水できませんので沈殿地、それから配水池を利用した中で運用していくというような形になるかと思ひます。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） ジャスコ、今のビッグのあたりですか、あのあたりは唐沢からの運用ができないということがはっきりわかっているようでありますので、あと2, 200の協定水量が足りないのですが、これを上げるというようなことができるかどうか、ちょっとまたお答えいただきたいと思います。

それから、逆に唐沢が何らかの理由でストップしたときに、このときには松塩水道の1, 500がベースになるわけですが、このときに松塩水道用水の受水量のアップがすぐできるのかどうか、こういったことは検討されているかどうか。変更協定とか当然緊急時の協定を結ばなければいけないかもしれませんが、そういったことの即時対応ができるかどうか。このあたりもどうでしょうか、ちょっと合わせてお答えいただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 建水課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 唐沢がストップした場合ですけれども、松塩からの緊急的に唐沢に回すという、村内に回すという部分で1, 500を増やすという協定の中には含まれていません。ただ、内容、停水の原因等によって松塩用水8万1, 000トンという中で松本市が6万3, 000トン、それから塩尻が1万6, 500トンという部分で山形が1, 500という部分であります。その中で多分対応は可能かとは思いますが、21年4月から山形は途中から加入したというようなこともありまして、まだまだその今は安定したというような形で1, 500トン運用しているわけですが、そんな状況のこともあったりしてそこまでは詰めてはございません。

それと、唐沢の取水の2, 200トンでありますけれども、これにつきましても唐沢の水利組合と大分交換というような、交換ではないですけれども取水の交渉をいたしましてやっと2, 200トンというような形で増やしております。ちょっと年数がいつだったかというのが記憶があれですけれども、当時から大分苦労して2, 200トンにしたという経過がありますので、これを増やすということ自体非常に難しいかと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） やはり唐沢川の水利権、強いものがあるかと思いますが、やはりこれも命にかかわる水の問題でありますので、これも粘り強く増やせば増やしていただきたい。常時は1, 000m³ちょっとしか使っておりませんので、緊急事態

に関してのやはり対応として、やはり村を挙げてお願いできるところはお願いをして
いていただきたいというふうにこれは希望いたします。

それから、松塩水道の受水量、緊急時にアップできるかどうかということに関して
もこれもちょっとシミュレーションしていただいた方がいいと思います。いつ何どき
何が起こるかわかりませんので、これは2市1村の、あと県を含めて例えば山形村が
とまったときにもう1, 500送れる体制があるのか、あるいはそういったときにど
こを我慢していただくとか、また水を増産、あれは8万1, 000トン送っていますが
能力は8万4, 000トンほどあるはずですので、そのあたりもう一度確認をして
いただいたりして、その不足分を何とかやっていただくということを、やはりこれも
ことが起こってからするということではあってはならないと思います。

やはり交通事故も交通標識も人が死んでからつけるということではいけませんし、
同じようにやはりこれも想定できるところを想定した上で事前に準備をしていくとい
うことが肝要かと思いますので、これにつきましては要望ですがよろしくお願いた
します。

それから、企業局の民営化の問題であります。これ平成15年の12月ですので、
これ田中前、前の田中知事のもとに企業局事業の民営化検討委員会というところから
提案を受けて民営化をするという計画を策定したところです。この計画のときでは用
水供給事業は松本市、塩尻市への事業移管を進めろと。とともに外部委託、中身は外
部委託にしろということであったわけです。それを受けて翌年の1月、16年の
1月に計画実施のための協議会を設置しろという要請があつて、さらに1年後、
17年の1月にただいまありましたあり方検討会が発足をしたということであります。

それから、これ県議会も大分強く迫っております。平成18年12月に県議会、こ
れは議長が萩原清さんのときですが、村井知事に対して申し入れをしております。県
組織の再編についてという中で企業局の廃止を求めております。水道事業は広域企業
団を受け皿にした事業譲渡等を強力に推進し、企業局の早期廃止に向け検討をしな
さいと、こういうことを県議会が県の理事者側に申し入れをしたということです。

それから、先ほど話しました24年の行政財政改革の基本改革方針、これが平成
24年の3月にできたものですが、この中にも平成15年のこのときの文言がそっ
くり入っております。そして、今年2月県議会の定例会で公営企業管理者職務執行者
の議案説明の中で、議会で理事者側が提案した中身、ちょっと読んでみます。また、
水道事業の移管につきましては末端給水事業、用水供給事業、それぞれに県と関係市

町村で設置しました検討会において現在の事業形態にかかる問題点を踏まえ、住民にとってより望ましい事業形態のあり方について検討を進めてきました。これは村長がおっしゃったとおりです。また、用水供給事業につきましては、企業団系等様々な事業形態の検討を進める中で、末端と用水の垂直統合についても検討材料に加えながら引き続き協議を進めてまいります。

これは県の理事者側が2月定例会で県議会に説明したものでありますので、県の企業局もこれは県議会も民営化の意向というのは全く変わっていないと思われま。ただ、この8月に知事選挙がありまして、このときはしばらく動きがなかったというふうに思いますが、これから阿部県政が本格的にスタートしますと行政改革、財政改革についてはちょっと踏み込んで、突っ込んでくると思います。

そこで構成2市1村がどのような対応をするかというのがこれがこれから鍵を握るわけでありまして、村長はぜひ県営を継続してくれということをおっしゃっています。望ましいのは県営であろうと思いますが、県も県議会も民営化をしろという方針がある以上は何らかの形で動きが出てくると思いますので、これについては事業形態、まず考えられるのが用水供給事業、本山浄水場をどうするかというのが1点。これを県営、今現状県営、それを企業団営にするか、企業団営というのは2市1村が企業団をつくってそこで経営をする。一部事務組合の公営企業版というようなものですが、これは企業庁、議会、会計管理者、監査委員等これも設置しなければいけないと。そうすると職員が12名しかいないところへもってきてそれより多い理事者組織ができてしまうと。これ簡素効率化の流れには逆行するのではないかなというふうに私は思います。

それから、市村営、本山の松塩水道事業を市営にする、あるいは村営で持っていく。松本市営として運営するか、塩尻市営として運営するか、山形は考えられないかもしれませんが山形村営とするかということが考えられます。

まず2つ、それから先ほど県の県議会でも説明があった言葉の中に垂直統合をしろと、を含めるというふうに言っておりました。垂直統合というのは用水供給事業と末端水道事業を統合するという縦の統合をしろということです。そうなりますと、あそこから全部管がつながっているところまで統合することになりますので1事業体になる。用水供給の本山から塩尻、松本、山形までを水平統合を含めて垂直統合、1企業体にするということも考えの中にあるということ、県の理事者が県議会に対して説明しているわけです、これ。

これに対応しなければならないというのが今後出てきます。これは国が進めている水道事業の形態として流域ごと、つまり水源から水道管の先、蛇口までつながっている部分については、自治体の枠を超えて1事業にするという方向を厚生労働省、前からとっています。しかしながら、全然進んでいないと。なぜか、これはリーダーシップをとる市町村がリーダーシップを発揮していないからだ、ということが原因だそうであります。

これについては村長に伺ったとしても、まだ事務段階での協議ということですが、今後理事者が協議をするということが出てくる場面が近い将来起こると思います。そういったときに村長のつもりとしてどのような形態を進めていくか、腹案があればお答えいただきたいと思いますが、まずは村民、住民の利益になるようなということになるかと思いますがちょっといかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 村長、百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 貴重なご意見をありがとうございました。初めて何うような内容がいっぱい出てきましてあれですけども、基本的にはメリット・デメリットをきちんと把握をしまして、それでどちらがいいかということ判断して皆さんで協議していくことかと思っておりますので、明らかになった時点ではそんな対応をしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） わかりました。この問題につきましては、まだまだちょっと先がどうなるかわからないという問題ですが、改正地方自治法が成立をしたのはご存じかと思えます。これは事務事業を例えばこの地域の中核市等と協定を結んで共同事務を行うということが可能になりました。連携協約というような形でもって行うわけですけども、こういったふうにやはり地方自治体の広域での共同といいますか、共通の問題は広域でもってちゃんとやろうよというこういう時代は、旧来の自治体の枠を超えて広域行政を進めるというような流れであります。

したがってこういった水道に関しても村が、町がという単位ではなくて、やはり流域単位できちんとやっていくということが今後の方向だろうと思っておりますので、まずは県営を継続するということを希望していますがそれで結構だと思います。

しかしながら、それでは済まないぞということを腹に置いて、ぜひとも松本市、塩尻市がリーダーシップをとってやってくれと、こういったことを理事者としてきちん

と訴えていていただきたいと思います。

これにつきましては私の方からは要望といいますか、回答は要りませんので結構です。

ちょっといろいろと今まで水道に関しての問題はあまりなかったかのようなあれですけれども、今回ちょっと取り上げさせていただいたのは、やはり何げなく使っている水道が本当に安心なのかどうか。そして安心であればいいのですけれども、やはり耐震化率も悪い。しかも軟弱な地盤に設置されている山形村の水道、こういったことを住民がやはり認識をした上でもって行政を見ていくということが大事かと思ひましてこの質問をいたしました。

これで質問を終わりますけれども、本当に山形村の住民が安心して暮らせるような形での行政運営を望みますのでお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（平沢恒雄君） 以上で増澤武志議員の質問は終了しました。

◇ 上 条 浩 堂 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位 8 番、上条浩堂議員の質問を行います。

上条浩堂議員、質問事項 1 「『太陽光発電設置条例』の制定を」について質問してください。

上条議員。

（2 番 上条浩堂君 登壇）

○2 番（上条浩堂君） 議席 2 番、上条浩堂であります。

それでは、「『太陽光発電設備設置条例』の制定を」を質問いたします。

我が村では環境に関する条例制定が立ち遅れているが、太陽光発電設備に対して一定の規定以上、あるいは一定以上の敷地面積での設置に対しては義務規定の制定が必要ではないでしょうか。

担当課に聞いたところでは現在は村内に数カ所の設置を確認しているそうであります。全国的な動きを見ても今後急速に設置が加速されることの可能性が大であると予測されます。人里から離れたところにおいては比較的問題点が少ないにしても、人家に隣接して設置されてしまっている場合などには問題点が様々考えられています。最近急速に導入設置が各地において進みつつある太陽光発電設備に対し、村として条例

制定とかの対応策を考えているのかをお聞きいたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 上条浩堂議員の質問にお答えします。

「『太陽光発電設置条例』の制定を」のご質問であります。村としましては当面宅地造成事業等協議会において指導要綱に沿って地域に問題が起きないように、また将来にわたって住環境に大きな影響が出ないように指導を行っております。

また、環境保全条例で事業者の責務として「自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない」と規定されています。太陽光に限っての条例制定につきましては、今のところ予定はございません。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） それでは、ちょっと個別にお聞きしますが、最初にこの太陽光発電を今後設置しようとするその土地が農地である場合、いかなる手続が必要かお答え願います。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 転用の関係でございますけれども、一応青地か白地かということがまず第一歩でございます。青地には基本的にはその転用はだめということでありまして、白地の農地については農業委員会の方へ農地法の第4条、または第5条の転用の許可申請を出していただいて農業委員会で審議しまして、あとは県の方にそれを申達して、県で許可するか、許可しないかというようなことで決まるかと思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） この太陽光発電設備のその設置業者です。販売業者と言ってもいいのですが、それによるパンフレット等を見ますとまことにおいしい話が載ってまして、もしそのとおりだとすると農業をやっているより楽をして収入が得られるのです。結果として村内の農地の転用が進んでしまうと、ここが危惧されるのですけれども、当局としてそこに危機感を感じているのかいないのかお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

- 副村長（中村俊春君） 現在農地の関係では1カ所ですか、既にできておりますし、もう1カ所も何か転用申請がおりたようでございます。山際等ですとあれですけれども、あまり広いこの平坦な農地ですか。そこら中に様々にできてくるとあまり好ましくないなとは思いますが。
- 議長（平沢恒雄君） 上条議員。
- 2番（上条浩堂君） 最前、平沢議員の質問にもあった平成18年から27年間の土地利用計画のこの見直しといいますか、この基本的な区割り計画、この進捗状況というか現況ですか、これをお聞かせ願いたいと思うのですけれども。なぜかというとな業務系と住宅系が交互に混在するようなそんな状態はまことによくないと思われま。それこそ日照、騒音、震動、におい等公害問題の発生にもなるわけです。太陽光発電設置も同等ととらえるべきだが村長いかが考えていますか。
- 議長（平沢恒雄君） 中村課長。
- 総務課長（中村康利君） ちょっと今の質問の中で逆にちょっとお聞きしたいことがございますがよろしいでしょうか。業務系と居住系ですか、交互に存在するということがちょっと私どもで理解できなかったのですけれども、ちょっと説明いただければと思えますが。
- 議長（平沢恒雄君） 上条議員。
- 2番（上条浩堂君） 要するにその最初にここからここまで、この間は業務系だよ、それはその向こうは住宅系とそこに最初に計画があるのかなのか、そこをお聞きしたかったです。
- 議長（平沢恒雄君） 中村課長。
- 総務課長（中村康利君） 現在の土地利用計画の中でいきますと、いわゆる業務系の段階で指定してあります土地としましては今のアイシティの東側の地区になります。それ以外につきましては、業務系につきましてはセブンイレブンから今教会ができているところが一応業務系という扱いで来ておりますが、既にここにつきましては既に開発の余地はない土地状況になっておりますので、混在するような形は起きないのかなというように考えております。
- 議長（平沢恒雄君） 上条議員。
- 2番（上条浩堂君） ちょっとそれは後でまた触れますけれども、現状では条例も規制も何もないので恐らくその住宅に隣接されたあの設備に対する環境アセスメント、こういうのに調査もしていないと思うのですがそのとおりでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村課長。

○総務課長（中村康利君） 村としてのそういう調査等を行っておりません。ただ、さっき言いましたように指導要綱の方で必要な事項は対応してくださいという指導は行っております。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 今一番危惧されているのが、最近設置されました山形保育園東側に設置されたこの施設でございますけれども、一番これを見てまずいなと思ったのは鉄パイプによる架台を直接土の上に組んで太陽光発電パネルがその上に載っているわけです。ほかの施設を幾つか見てきましたが、コンクリート製のかなり大きな台を基礎とし、その上に鉄製の架台が設置してあるものがほとんどです。この施設は本当に大丈夫なのでしょうか。

いわゆる竜巻の恐ろしさは我が国の過去に走行中の列車が浮き上がり転覆、脱線した例とか、走行中の自動車が空中に舞い上がり農地にたたきつけられた例とかがまだ記憶に新しいわけでありまして。自然の脅威を侮ってはならないと思います。国内において過去に経験のないような被害が最近頻発しております。村内においても最近は過去になかったようなひょう害等の被害も目立ってきている。

そこで、特に住宅地等へ隣接して設置するような場合、より十分な配慮がなされるべきだと思いますが、しかるにこの施設は竜巻以前に強い北風等でも心配なわけです。早急な対策と指導が必要であります。今条例、規制がなくとも設備改善に向けた指導や嘆願くらいはできないのかどうか、そこをお聞きしています。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 先ほどもこういった設置のことがありますと宅地指導造成協議会で指導をやっておるわけですが、今まではどちらかというと各課文書持ち回りでやっておりましたのが事実でございますので、今後はこういった設置につきましても事前に業者なりを呼びまして、計画等をしっかり聞いた中で協議、指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） そうは申しても制定も規則もないと、なかなかそういう設置業者のその説明会そのものも必要なくなってしまう、そこが心配されますけれども、先日その保育園の東側の場合、近隣の住民さんたちを交えて一緒にちょっとどんな状況か見にいきました。確かに低い音も発生していましたが、駐在所の側から北を見ま

すと物すごい威圧感というのですか、それはそうですよね、ボーンとこうすごい威圧感がある。日光が出ているときなど反射によってかなりの熱気も感じられてしまう。

先ほど環境アセス対策もちよっと聞いたのですけれども、所管の課、例えばこれは産業振興課がするのか、住民課なのか。少なくとも隣接住民に対する環境調査は即刻必要だと思うけれども当局の考えをお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 住民課長。

○住民課長（青沼永二君） これにつきましては、それぞれ問題点等があればそれを含めた中で庁内すべて該当するところで総合的な検討も必要かと思っておりますので、また状況等、また今後の形で見たいと思っておりますのでお願いしたいと思っております。当然それぞれ主管する課、係等がありますので、またそれに割り振られる形になりますのでお願いしたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 村長。

○村長（百瀬 久君） 太陽光発電につきましてのお話でございますけれども、上条議員がいろいろ調査されました心配事、本当に新しい今環境問題だというふうに思っております。したがって、まだどこでどのような形は定まっておりますけれども、本当に皆様方の聞きながら環境を整備していく必要があるかと思っておりますので検討させていただきたいと、このように思っております。

○2番（上条浩堂君） 振興課は特にありませんか、産業振興課はお考えはありますか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 産業振興課というか、転用関係ということになるかと思っておりますけれども、転用関係もこの三、四年前からですか、こういう太陽光発電の施設に転用するという事例があちこちで増えておりまして、県の方で、県というか長野県の方でもこの太陽光発電にかかわる農地転用のガイドラインをたしか8月の半ばごろですか、それを一応取りまとめて一応こんなことで転用関係は指導していきたいということで、全市町村の方にガイドラインを配布したというようなのが実態でありまして、そのガイドラインに沿って転用等の事案については1件1件審査、指導していきたいということで考えています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） ただいまの振興課長の答弁の中のその過去に、今まで設置され

たものに対してもそういう指導ができると、そういうふうに解釈してよろしいですか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） もう転用の済んだものについてはちょっと無理だと思いますので、今後そういう事例で申請等があったものについてはガイドラインに沿った中で指導をしていきたいということで考えています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） いずれにしても一番まずいのは現行までに村としても、担当課としても事前に計画を把握できていなかった。ここが一番いけなかったのではないかと考えています。最近県内、4月までに佐久、飯田、須坂、最近小諸等を含めますと県内8市町村で既にこの規制を設けて条例を制定している。やっぱりこれ一応研究してみてください。我が村としても後で後悔しては遅過ぎますので、今からこの面での設置に関する法的規制が必要だと思いますけれども、それでこれに関してお聞きしますが、太陽光発電といえども例えば水力、火力、原子力発電所と同格であるとするなら、これは1つの事務系設備、利益を生み出す設備、産業設備と言ってもいいのですけれども、その設備に対して固定資産であると考えerわけですが、課税面から村としてはどのように対処をなさっているのかお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 野口課長。

○税務課長（野口英明君） 固定資産税の件だと思いますけれども、一応宅地造成の基準に合わせて減額な形でもって評価を行っております。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 済みません、ちょっとよく聞き取れなかったのですけれども、固定資産を課しているとそういう解釈でよろしいですか。

○議長（平沢恒雄君） 野口課長。

○税務課長（野口英明君） 現に土地自体が今年の課税にはまだ現状としてはまだなっておりません。来年度から、いわゆる1月1日が賦課基準になっておりますので、来年度から適用になってくると思われます。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 今後固定資産として対処していくと、そのように解釈しておきますけれども、現在申請中のその設備もあると先ほど伺いましたが、もしそのとおりであるなら、その場所とか規模を含めてもし発表可能な範囲で結構ですのでお示し願

いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 中村課長。

○総務課長（中村康利君） 現在私のところではつかんでいる情報としましては、中大池地区に約5,000㎡の範囲だったと思いますが1件計画が出ております。

○2番（上条浩堂君） 質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） それでは、ただいまの1のあれはこれでいいですか。

○2番（上条浩堂君） はい。

○議長（平沢恒雄君） それでは、ただいまの質問はそういうことであります。

上条浩堂議員、次に、質問事項2「『真に頑張る職員』が報われる人事制度構築を」について質問してください。

上条議員。

（2番 上条浩堂君 登壇）

○2番（上条浩堂君） 今回この質問をするに至った経過ではありますが、国会で国家公務員の人員削減が決定され、人事院から独立した機関が計画に着手したことによります。この影響は近い将来必ず地方公務員の人員削減に連動してくると思われるためこの質問をするわけです。

公務員の給料表は一般の人には非常にわかりにくくなっていて、職階の階級ごとに細かく分けられています。業績や能力を正當に評価して有能な若手を抜擢する機運があっても給与体系が追いつかず、昔ながらの年功序列の仕組みを温存しては何もなりません。これでは昇格しても責任が増えるだけで、昇格した方が損という気持ちになっても不思議ありません。つまり現行制度における給与体系では今後に来たるべき少数精鋭による職員体系が危惧されてしまいます。

村長は昨年12月の第4回定例会で、上條光明議員の一般質問に対する答弁で、「地方分権の流れから地方自治体へ権限委譲が増えるとともに当然事務量も増加する。事務量の増大や多様化する住民要望にこたえるため、村の行政経営資源である人と物と金で改善する。住民の視点で物事に対応できる職員を育てるとか、課題に積極的にチャレンジできる職員、学習意欲があり自己啓発に努める職員、経営感覚にすぐれた職員、広い視野と行動力を持ち専門的な知識を有する職員、このような職員を育成して気づき、行動する職員の人材育成をしながら住民サービスの向上に努めていく」とこのようにありました。

村長は就任以来ここまで全職員との面談を実施したりはしていますが、その結果と

して制度改革とか職員のモチベーション向上とか何か目に見えるような方針を打ち出せたのかを、ここをお聞きいたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、『真に頑張る職員』が報われる人事制度の構築を」の質問にお答えをします。

公務員給与の仕組みは給料表における級と号級の組み合わせによって決定がされております。号は職務経験年数で職務の習熟を反映させるもので号級の上昇が昇給となります。また、職務の級は職務の複雑・困難及び責任の度合いによって区分するもので級の上昇が昇格となります。

公務員は年功序列の文化が強く、民間の業績に応じた給与や賞与の査定がありません。しかし、本庁舎におきましては、年度の昇格・昇給検討会議で個人個人の業績と意欲を評価して決めております。

このときの判断に私の個人面談と副村長・課長の意見を反映していますので、それなりに評価をしています。また、上位職が退職をして抜けた席には若手の抜擢も必要になりますので、頑張った職員の能力は報われるように取り入れていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 村長の一応目指している姿勢はわかりました。それをさらに進めるためにこれまでどちらかというとその所属の長が評価している、その人事評価をもっと広げるべきだと思うのです。例えば同僚、部下、連携して仕事をしている他の課の職員、そういう多様な立場の人々がお互いに評価を行うことで、その評価される被評価者というのですか、その周辺にも納得性の高い評価にすればよりよいと思うのです。最大の目的は村長が掲げる大きな目標としている日本一明るい元気な村づくりを支える頑張った職員に報いることですから、ぜひ評価制度の見直しに踏み切っていただきたいが、村長にとっても村の職員はまさに村長の手足なのですから、この手足が弱くては元気発信の中心である庁舎の元気も出ません。こういう考えはいかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 村長。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 第三者的な評価、大変いいと思います。今庁舎では人事評価制度を28年度から具体的に取り入れるというようなことで試行をしております、今のところ各課長による評価が終わっております、副村長による先ほど評価が残っておるわけでございますけれども、その評価をした形で、さらにそのような第三者的な評価に持っていけるような形をすればさらにというふうに思っておりますので、非常にいいお考えかと思えます。まずは今決められています人事評価制度をきちんと実現するという事だと思えますのでそれをやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） それに関連しますけれども、その評価制度のその予算、はっきり覚えていませんけれども、数十万円単位で予算書にのっていたと思うのですけれども、それも何か講師か何かの謝礼とかそういうことなのでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 副村長。

○副村長（中村俊春君） 少し人事制度の構築について私から補足でございますけれども、村では地方分権に対応できる職員を育成を図るために、平成20年に人材育成基本方針を定めまして、平成21年には人事評価の基準を定め、平成22年から試行に入っております。

この間新規職員採用、あるいは評価する管理職の入れかえもございまして、専門家による研修を年1回やっております。委託料でもってあるのはその評価のものでございまして、それで、さきの国会で地方公務員の一部改正が行われまして、地方公務員につきましても国家公務員同様制度としてもう実施しなければいけないということで、平成28年、今の予定では28年から本格実施ということでございまして、国の方から正式には通知は来ておりませんが、現在村では能力評価しかしていません。国の方が能力評価と業績評価、この2本立てでやっております。

したがって、村の試行では業績評価まで今行っておりませんので、これにつきましては27年度あたりからもう業績評価も取り入れて試行をしていかなければならないかなというふうに思っております。いずれにしても地方公務員につきましても、好むと好まざるをかわらずもう本格実施ということが目前に迫っておりますので、その対応の準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 本格的には平成28年度から取り入れるとそのように解釈しておりますが、その中でさらにちょっとお聞きしますが例えば管理職手当、これ今は役職による管理職手当とのその差というのですか、それは今どのぐらいなのか知りませんが、これをもっと拡大させる方針はございませんか。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 厳しい財政状況でございますので、拡大というところは今考えておりません。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） もう1つ前からひっかかっていた特殊勤務手当のことですけれども、これを村民にも理解できるように通常業務としてかわって例えばあるか、ないかは別ですけれども、プロジェクト業務とかそういう特別な頑張りに勤勉手当で報いる。いわゆるその成績加算運用というのですか、こういう方向の方がいいと思うのですけれども、この考えはいかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） これにつきましても条例で決まっておりますので、ちょっと今細かいところまで考えていないというのが実際でございます。手当につきましてもさらに見直しというか、検討の余地はあろうかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 大分聞きにくい部分ではありますが、ここまで聞いてしまったのでいきますが、続いて退職金のことをお聞きします。現行ではどのようになっているか。退職時の月額給料、それと直近の5年くらい、これを役職のそういうのが算定の基準になっていると思うのですけれども、これを自分はよくないと思っているのです。例えば入庁から退職するまで在職すべての期間の職責をこれを勘案する計算方式に変更するというのはこれはいかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村課長。

○総務課長（中村康利君） 現在の状況によりますとどうしても退職手当の条例、また規則に基づいて支給という形になりますので、今現在ここで改正するというお答えはできません。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 今すぐ変えろなんて言っているわけではなくて、こういう考えがどうかをお聞きしたかったのですけれども、一応頭に入れておいてください。もうちょっとこの議論を進めるのですけれども、公務員の改革とかなんて言うともすぐ給与カットだとか手当の削減、そっちの方へ目が行ってしまうのですけれども、自分はこの手法はだめだと思っています。

要は職員さんの満足度を引き下げたり士気を低下させるだけだと思っています。幾ら経費を節減しても、それによって職員の意欲を引き下げたり仕事の生産性とか住民サービスの低下を招いては何もならないのではないかと、こういうふうを考えているのですけれども、村長の考えもお聞きしたいです。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 確かに今言われたとおりでございますけれども、職員のモチベーションを上げる、それが一番基本的な効果があることだと私は思っております。そこで、先ほどもちょっとお話の中にもありましたけれども、私が去年全員面接を行いまして、そのときをお願いしたことは日本一明るく元気な山形村を提案をしてくださいということで第1回目の面接は終わりました。

それなりに自分の考えることを提案していただきましてやっただきましたので、今年の面接も終わりましたけれども、1年間を通じて何を一番自慢、自信を持ってやれるか、頑張ったかと、それを一応チェックさせてもらいました。やっぱり一人ひとりそれなりに資質は持っていて、それで非常に頑張ってくれていることがよくわかっております。

ただ、それを機能的に発揮するような形に持っていかなければいけないものですから、来年度は1年を通じて個人個人の仕事について年表をつくってもらいまして、私に話をしてくださいという形に1つ目標設定をしました。そういうことによってその次はその目標をどのぐらいしようかという今度は自分のその目標管理ができるわけです、目標設定をして。

そういう形の力をつけていってほしいなと思いますけれども、それぞれ仕事によって内容は違うわけですが、私が考えるには例えば事務職でありましたらやっている内容が違ったとしてもやり方は、その仕事を学ぶことは、方法は同じだというふうに思っているのです。新人から入ってプロになって、職員の生涯で言いましたら入社してから定年までの時間があるわけです。その間に事務職の人たちは一般から課長に上がっていくわけでありまして、できましたら私としては全課すべて

口になってもらいたいわけでありませけれども、事務職の場合は公務員と申しますか、大体みんな3年年期くらいで変わっていくわけですね。いろんな仕事を覚えていくわけでありませるので、ここ変わったときがチャンスでありませして、新しい仕事を1つずつプロになっていくと、そういうふうな目標意識を持ってもらいたいと、そういう思いで面接をしております。

そんな形でかなり期待ができる職員がみんないませるので、その結果を見ながら私としては評価していきたいと思ひませますが、ただ残念なことにそれが給与に結びついていないわけですね、明確に。そこで先ほど、一番先にお話ししましたように級と号の職と級が組み合わせる公務員の給与表があるわけですねけれども、それを使って今のところ年功序列で上がっているわけですね。

でも、それを判断のときにそれなりきを自覚しながら調整をできるところはしていきたいというふうにお思ひしておりますが、いずれにしろ形態自体はもう定まっている代表なものですから、私がここでその給与表を変えたとしても、それがずっと永遠に未来永劫つながるわけにもいかないし、またそれはできないことだというふうにお思ひしておりますので、いずれにしろ公務員の組織の中で変えていくような形をしていくということかなというふうにお思ひしております。

ただ、頑張ったとか、これをやりたいとか、それからいろいろな今回の話の中にも提案してくれる人たちがいまして、これが皆そうなのですねけれども、それぞれ皆自分でこういうふうにするべきだとか、庁舎としてはこういうふうにしたらどうかとか、自分はこういうふうにおやっているとか、そういう意見を言ってくれている、そういうところはみんな酌み取ってきたいなというふうにお思ひして、そういう実情でございます。そんな形でモチベーションの向上に実施していきたいというふうな、そういうふうにお思ひしております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 村長のその方針というか、面接を通じたモチベーション向上のその一端はよくわかりました。ただ、その給与体系に結びつかないというのが、村長まだ任期が十分あるし、十分その辺のところを突っ込んでもらいたい。当初幾ら志を高く持って役場へ入庁してきた方々も、最初はプロとして活躍して住民のために貢献しようというそんな職員像というのか、そういうのにあこがれて入ってきた方がほとんどだと、そういうふうにお思ひしているのですけれども、では実際に役所の中へ入り

ました。

そうすると、やはりその組織の力学というのですか、しがらみもあります。若い方は特に思う存分に力を発揮できない。そして、そういうことを思い知らされ意欲を失ってしまう。こういうのが間々あるのではないのでしょうか。で、できればこれまでのその延長線上での改革ではなくて、その組織やマネジメントのその枠組み、それを変える必要があると思いますが、民間で培った感覚、経験が十分に長い村長がこの点どのように考えているかお示し願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 枠組みを変えるということは非常にその中見の内容によると思いますので、どういう形で表現したらいいかちょっとわかりませんが、実際に今役場の職員は確かに住民サービスを、住民のために、村民のためにという高い志で入ってきてくれていることは事実であります。それをいかに結果を表に出してやるかということが大事でありますけれども、職員もさることながら各課の課長がさらにその仕事をまとめていく。それが重要なキーポイントかと思っておりますが、課長自体は幾つもの課を渡ってきているわけでございまして、それぞれの改善点はもう熟知しているところでございますので、そういった段階で部下の指導の育成を見守りたいなというふうには思っておりますが、実際に事務職とまた専門職、またやっぱり保育士とか保健師です。そういう専門職とはまた違った形で見ていかなければいけないのです。

それで、私たちみたいに製造出身の人間にしてみてもどうしても専門職と同じ立場なものですから、こういった仕事は業績評価が見えるのです。だから、そういう点では評価が継続するというようなことがあって、自分の目標と評価というものがあれですが、先ほども申しましたように事務職のように変わっていきますと、一旦上昇していても、また始めて戻ってくるというようなところにありますので、そのところのモチベーションをいかに高くして持っていくかということは各課の課長の力量だと思っておりますので、課長とともに職員の能力の向上に努めたいと思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） いろいろお答えにくい質問が多かったと思いますが、最後にこの質問の締めとして、大変ユニークな取り組みを実施しているそんな事例を示してこの質問を締めたいと思うのですけれども、ご存じの方もいるかどうか、大阪府の南の

方に熊取町というのがございます。比較的立地に我が村に似ている。もちろん向こうの方が大きいのですけれども、人口は約4万5,000人くらいですが、もともと7つの村が合併したような町なのでさしたる産業もない。優良農地も少ない。北側は山地でほとんど大阪市のベッドタウン状態です。大阪市の南で関西空港、関西国際空港に近く、大阪阪和線を、和歌山を結ぶJRの阪和線の延長にあり、高速道路も町内を通っていて近くにインターチェンジもある。まことに山形村にちょっと立地が似ているものですから、そしてまたここに自分は前からちょっと何回か通った経験があって、ここに大阪体育大学が存在しております。

この大阪体育大学はあまり知らなくても、この附属高校で以前高校野球でドカベン
の愛称で有名になった香川選手の母校である波商高校を抱えております。その波商ではないです。この町では、熊取町では早くから努力すれば報われる仕組みの必要性を感じて、2002年に勤務評定制度を本格導入しております。その内容は正確さや迅速さを含む実績評価、企画力やコスト感覚を含む能力評価、勤務態度や責任感をも含む取組姿勢評価等々13項目を上げ、5段階の絶対評価をし、その結果を勤勉手当や定期昇給に反映させています。

職員の能力、やる気を向上させることが大きな目的なので、評価結果は必ず面談で本人にフィードバックして、どんな部分が期待されているのか、どんな面でさらなる努力が求められているか、それを直接伝えるという、そういうことだそうです。

そういう内容で勤務評価をしているのですけれども、ここからさらに職員きりり賞なるものを制定しています。これは2012年、その勤務評価の後なのですけれども、日常業務において功績のあった職員を表章するもので、この目的は職員のやる気を高め職場を活性化するねらいで形成されました。その職員きりり賞の要綱ですが、職員の総数削減の中で職員のやる気を引き出し、人材育成を積極的に行い活気ある職場を形成していくことが重要な課題である。日常業務における努力や貢献など日常的に功績のあった職員を表章することにより、職員の士気高揚と組織の活性化を図ることを目的とする。

表彰部門は7つありまして、企画立案、窓口現場対応、業務改善、マネジメント、リーダーシップ、チャレンジアップ、イメージアップ、そして特別部門の計7部門でありまして、表章は表彰状と記念品としてピンバッジが贈られます。その記念品のピンバッジは勤務時間中ずっとつけているので、住民さんや同僚職員にもその方が受章者であることが一目でわかるわけです。

この授章した方々の弁ですが、本当にいい意味でのプレッシャーになっていて、高い評価を受け、さらなる研さんを誓っているとこんなふうになりましたが、こんな制度導入に対する村長見解をお聞かせ願えればと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 非常にいい提案であります。実際に私も一番最初村民賞をつくって、村に貢献した人を表章したらどうだという提案をしたかと思えますけれども、そういう庁外の人のことは考えていましたけれども、庁内も表章しろというようなご提案でありまして非常に感心しました。

実は各企業はそのようなことを実際はやっていまして、あることでありますので、山形村の庁舎もやってできないことはないと思いますが、そういう意味でのいいご提案をいただきましたので研究させていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 結果として職員さんたちがその本当にその職場のチームワーク形成を向上させていけば、職員間の中途退職みたいな事態を避けられるのではないかと、こんなこともあってこの質問をさせていただきました。

以上で質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 以上で上条議員の質問は終了いたしました。

それでは、休憩をします。午後3時45分まで休憩といたします。

（午後 3時31分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

ここでお諮りします。先ほど開催しました議会運営委員会において、本日の会議時間を一般質問終了までとすることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めまして、本日の会議時間を一般質問終了までとすることに決定しました。

それでは、会議を再開をいたします。

（午後 3時45分）

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位 9 番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項 1 「波形石綿スレートの廃棄処分指針を」について質問してください。

大月民夫議員。

（ 8 番 大月民夫君 登壇）

○ 8 番（大月民夫君） 議席ナンバー 8 番、大月民夫です。今日は時間の範囲内で 2 項目につきまして質問させていただきます。よろしく願いいたします。

日本がまさに高度経済成長の真ただ中の昭和 40 年代に天然に産出されます繊維状の鉱物として耐久性、耐熱性など非常にすぐれた奇跡の鉱物と脚光を浴び、建築資材の分野で爆発的に広まったアスベストですが、今日では発がん性の元凶として製造も使用も 100% 禁止となりました。本日取り上げさせていただきます波形石綿スレートは村内の倉庫や作業場、牛舎等々多方面に点在しておりますが、所有者の皆様方から石綿の飛散はあまりなく、健康への影響はなさそうだとは聞いているが、老朽化した状態でいつまでも放置できないし、かといって撤去にも制約やコストがついて回る。行政として指針を示していただくか、個別相談を受け付けてもらえるとか、そんなことができませんかという声が出始めております。所有者の皆様にとりまして適正な今後の対応方針を見出せる論議になりますよう冒頭お願いを申し上げます。

アスベスト飛散防止対策の強化を図り、人の健康にかかわる被害を防止するため本年 6 月 1 日大気汚染防止法が改正されました。そこで屋根材や壁材の建築資材として波形石綿スレートを使用されておられる世帯の皆様から、経年劣化に伴うアスベストの飛散危険性が高まる中、今後の対応に苦慮されているご相談が寄せられております。山形村内には対象物件が数多く見受けられ、行政サイドとして適正な対応指針を明確に示す必要性を感じます。

そこで所見をお伺いいたします。

初めに、波形石綿スレートは経年劣化によりセメント部分が徐々に溶出し、アスベスト繊維部分のみが残存し、飛散性が高まり危険と言われております。対象のほとんどの建物が築後 40 年から 50 年経過しており、今後のさらなる経年で人体に及ぼす危険度がどの程度なのか見きわめが必要です。専門家による診断実施の意向をお聞きしたいと思います。

次に、撤去作業基準の明確化であります。撤去作業場から外部への飛散防止のための隔離壁の義務づけがあるのかどうかなどをお伺いしたいと思います。

次に、撤去後の最終処分場は近隣ではどちらになるのかお示しをいただきたいと思っています。

4番目に、撤去費用並びに廃棄費用の標準金額を公表できないかという要望でございます。通常のがれき処理より高額になることは理解できても適正かどうかの判断は一般村民には困難です。

続いて、アスベスト飛散防止対策事業補助金制度は長野県内でも21の市町村が導入し住民に周知しております。当村においては対象になる飛散レベル1の事例がないために導入していないと私は個人的に判断しておりますが、それによろしいかどうかお伺いします。

最後に、建物所有者が撤去業者と工事契約を進めようとしても適正に廃棄処理をしていただけるかどうかという保証や工事請負金額の適正を見きわめることなど非常に不透明な点が気になります。行政として広域的な検証の上適正なガイドラインを村民に示していただくことを提言したいと思います。その上で適正に廃棄処理終了世帯には、費用の一部助成制度を全国に先駆けて実施する指針をひそかに期待をしております。

以上所見をお伺いしたいと思います。1回目の質問といたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、大月議員の「波形石綿スレート」のご質問にお答えします。

ご質問のように本年6月1日からは法律の改正によりアスベストが含まれる解体工事は届け出や飛散防止措置が強化されました。ご質問での波形石綿スレートはアスベストの含有量も少なく飛散する恐れが少ない非飛散性アスベストに区分される建築材料であります。

最初のご質問の専門家の診断ですが、吹きつけなどの工事と違い、スレートに関しては石綿がセメントに固化されていて破損がなければ発じんは非常に少ないため危険度は低いと推定され、特に必要はないのではと思います。

次に、解体工事での処理方法でお答えしますが、解体業者に依頼することになりま

すので、産業廃棄物として処理ルートに乗ることになります。したがって、廃棄処理では法律により適正に最終処分されます。工事の際は飛散防止策が必要となります。しかし、今回の改正法律等の対象ではないため、飛散防止の方法は現場ごとに異なる状況かと思われま。

次に、最終処分場での質問ですが、解体工事は先ほど申しましたが、解体業者による産業廃棄物扱いとして産業廃棄物最終処分場への処理となります。松本地方事務所へ問い合わせましたところ、中信地区では2社、県内では17社ほど存在します。

次に、撤去等にかかる費用ですが、これは業者での価格設定であり、標準金額の公表ですが撤去、運搬などそれぞれの工事内容で異なるかと思われま。したがって一律にはならないので、必要によっては解体業者等に相談してからがよいのではないかと考えております。

次に、補助金制度であります。実際には村内でどのくらいのもの存在するかの把握をしていません。調査の必要もありません。ご質問のスレートなどは危険度が最も低いいわゆるレベル3として扱われるため、補助制度の検討はもう少し先にさせていただきます。

以上で質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番（大月民夫君） 今概要をご答弁いただいたのですが、要は非常に不透明な部分があるということは間違いのない事実です。私もできればこの質問をするに日本全国どこかを先進事例、何かいいものがないのかなと思って調べてみたのですが、ちょっと私の少ない情報源ではなかなかそういう先進地というのとはなかったと思われま。

ただ、よくよくいろんな分野で見ますと、かなりシビアな規制があるということも事実なものですから、その辺も踏まえながらもうちょっと論議をさせていただきたいと思われま。

問題点というのは、まず1つには石綿含有スレートをこのまんま今後も使用し続けた場合、経年劣化による環境問題の悪影響はどうなのか。少なくとも部分的に破損し始めれば手を下さなければならぬ時期は必ず来ると言わざるを得ないと思われま。

また、産廃取り扱い資格を持つ業者に解体、廃棄を依頼すれば今中信地区で2社と言われたものですから、こういう心配は要らないかもしれないのですが、適正な処理仕様で、法にのっとった廃棄処理を確実に保証される体制ができているのかどうか、その辺もちょっと気になると思われま。

それで、最初に質問いたしましたさらなる経年劣化によるアスベストの飛散の可能性ですが、村長おっしゃっていたとおり石綿を吹きつけたもの、そういったものは飛散レベル1とは異なるわけですけれども、石綿を含有した建材という飛散レベル3に属している、ただしこれは切断をしたり衝撃を加える破砕行為ですか、これをしなければ大丈夫だろうとは言われております。

ただ、この先さらに10年、20年風雨にさらされた上での劣化というのはどうなのか。それでも大丈夫という保証があるのかどうか少し疑問です。私もこの質問をする前にご相談を寄せてくれた方と、下竹田地区ですけれども、半日かけて見て回りました。中にはもう壁、屋根材がそこらどこら穴があいてこう崩れ落ちているところもあるのです。本当にこれ飛散レベル3だから放っておいていいよというそういうことで放置していいのかどうかというのは非常に不安が残ります。そういった意味で地域社会の形成を行う意味で行政がこれに当たるべきは当然だと思われませんが、その辺について危険性の極まったところについて少し見て回ってどうなのかという意見を聴取する、そういうお考えがあるかどうかお聞かせください。

○議長（平沢恒雄君） 住民課長。

○住民課長（青沼永二君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。明らかにこの飛散レベル1というような状態は、この建築材料として通常の形を保っている状態での判断になるかと思われまます。したがいまして経年、あるいはいろんな形の劣化、破損等による断面が出た場合については、やはりそのレベルまではいかなくても程度によってはやはり変わってくるかと思われまます。

さて、この法律そのものの改正ですが、やはり今年の6月1日ということで比較的つい最近という形であります。したがいまして県におきましてもやはりまだまだ対応ができておりません。今後いろんな形の中でこういった改正が行われるということはそれなりにいろんな事例がまた報告があって、それに対する対応が今後考えられるというふうには思っております。当然対応が変わる、あるいはさらに議員のご要望のような形のものが制度化されることもあるかもしれませんが、当然それにつきましてはまたそれぞれその時点で対応をしたいと思ひます。

それから、当然産業廃棄物扱いということで、スレートに関しまして現在いわゆる業者における指針です。これは解体する方法の1つの手順というものがあるわけですが、やはり隔壁を用いるような形ではなくても状況によってはいい。あるいは、その解体するに当たっては当然これ素手で解体するというのが基本であります。いわ

ゆる機械で壊すというものではありません。したがって、いわゆる霧状の状態であるいは湿った形にして飛散防止をする形だけでも場合によってはその飛散防止という方法の1つにとられるという形もあります。産業廃棄物でありますので、当然その処理過程におきましては今までの産業廃棄物の処理と同じようにマニフェストという形で伝票です。どこで、だれが、だれを、どうやって処理したか、これらがすべてそれぞれの手元へ行く形でありますし、収集運搬という形におきましてもやはりこの許可のない業者さんでは基本的にはそれぞれの処分地まで運搬することはできないという形の制約は全く同じでございます。

そんなわけでまだまだご質問実は受けたばかりという中で、では村内にどのくらいということは正直な話これからでございます。必要によってはこういったものを踏み込んで今後調査、あるいは国、県の動向を見た中で場合によっては新しい補助制度等も視野に入れる中で行いたいと思いますけれども、やはりまだまだ正直な話そこまですぐやるというわけにはいかないかとは思われます。

なお、冒頭のあるご質問にありましたように個別の相談、これについてはこちらの方では窓口としてできる限りご相談に応じて、必要があればそれぞれの関係のところへまたご紹介申し上げるというようなことはとりたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上になります。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番（大月民夫君） やはりこの問題はもちろん今日一定の方向だ、結論が出ると私も思っていないけれども、最終的にはこの山形の自治体だけでどうこという問題でもないというのは重々承知しております。そんなことでもうちょっとお話を進めさせていただきますが、今青沼課長から詳細が少しお話があったのですが、解体並びに改修、この制約が今どうなのかというのをちょっと調べてみました。今、課長、なからのところはおっしゃったのですけれども、このスレート業界の業界の発行誌のマニュアルでございますけれども、一応工事作業者の安全性、これが一番基本にとらえております。

したがって防じんマスクとか目がね、これは必ず義務づけられておりますし、作業着もこういうものを着なさいというのももう決まっているそうです。大原則として石綿スレートは解体の際は切断したり衝撃を加えて粉砕することは絶対にしてはならない。これはもうしっかり決まっているそうです。言うなれば手作業でばらさなく

てはいけない。現形のまま取り除くことという規定になっているようであります。また、その手ばらしの作業の際は固定とめ具箇所を、ねじどめを外していくわけですが、必ずそのときに散水スプレーでぬらした状態でやりなさい、そういう細部の指示が出されております。

言うなれば作業現場近隣の住民の皆さんへのこう配慮、それも重々含めたような規制というふうにとらえております。目に本当に見えにくい細かい繊維であります。アスベストを一度吸い込んでしまいますと10年から20年の潜伏期間を経て肺がんになる病気を引き起こす危険性が極めて高い事実を訴えているというマニュアルでないかと私は解釈しております。

そういったことで今最初に質問しました少し廃屋まで行かないのですけれども、大分破損した部分、それが後々になってあのときしっかり規制を加えておけばよかったという反省のないように、本当にこの辺の飛散が住民に害を得ないのかどうか、その辺を踏み込んだ調査というか、そういう発信を例えば山形が無理なら松塩地区広域施設組合でもいいのですが、何かそういったところへ積極的に提言して調査する、そういうお考えがないのか、いま一度聞かせてください。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 大月議員からの新しい提案をいただきました。安心安全の村というふうなことを考えましたときに、やはりそういう危険性のある環境はどうかしなければいけないと思いますので、改めてこの件に関して研究課題として進めさせてもらいたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番（大月民夫君） あと今正直言ってこれを建築された皆様というのは、築後最初申し上げたとおり40年、50年たっているものですから、どちらかというとな配の方々が多いわけです。もしこれが将来にわたってこう住んでいる皆さんに害を与えるということでしたら、その後世に残さないで我々の代で処分しなければいけないのだなという、そういううんと熱い思いが相当数の方が抱いているということをも承知しておいていただきたいと思います。

それで、コストの面もちょっと触れさせていただくのですけれども、石綿含有スレートは当初は廃棄する際はがれき類、それからガラスくず、コンクリートとか陶磁器などと一緒に安定型処分場にて処分が可能と厚生省の判断がされておったそうです。

ただし、平成17年石綿問題がクローズアップされた以降はがれき類とは区分しな

ければいけないというような形になったようです。詳細は明確ではありませんが、解体の処分料が石綿含有スレートは他のがれきに比べておおよそですけれども5倍はかかると言われていたそうです。結果的にこれは何を生み出すかといいますと、このスレート会社ができたならもう石綿のないガラス繊維のそれに変えてくださいという営業をしているのですけれども、その撤去費用があまりにもかかるものですから、その撤去をやめて上から鉄板で上からかぶせてしまう、そういう改修工法が日本中あちこち、そういう形をとられることになっているみたいです。結果的に環境問題の先送りを招いているようなという感じを受けました。

また、中には心ない一部の層、まさに一部の層でございますが、ここであったとか、ないとかという問題ではないのですけれども、不法投棄とか過日の新聞報道にありましたが、和田の新工業団地ですか、あそこにやっぱりそういった不法投棄があったというような問題も発生しております。そういった地中への埋没とか、山に捨ててしまうとか、そういった将来に大きな汚点を残すような行為が発生する可能性も否定はできないと思います。

産廃業者の最大限の協力もいただくということも必要でございますけれども、極力コストを抑えた適正処理が可能なシステム、そんなものをこうつくることを期待したいと思いますが、行政としてなかなか踏み出すのは難しいかもしれないのですけれども、やはり広域的にそういった問題を取り上げるというそんな突破口の口火を切っていただくことができないかどうかお伺いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 突破口として口火を切るかどうかはちょっと明確ではございませんけれども、でもこういう環境に対しての取り組みというのはやっていかなければいけないことだと思っていますので、先ほども申し上げましたけれども、山形村の環境保全の研究課題というような形でとらえていただけたらよろしいかと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番（大月民夫君） では、最後にこの問題、やはりまだこれからいろいろいろいろな情報を得ながら路線が決まっていく問題だと思いますので、行政サイドもいろんな情報収集していただいて、とりあえずこれを今処分にお困りになっている村民の皆さんにこんな方向で処分しますよ、費用はこのくらいですよというような、そんな一定の指針を生み出すようにさらなる努力をお願いして質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員、次に、質問事項2「新スポーツ施設建設検討委員会」について質問してください。

大月議員。

（8番 大月民夫君 登壇）

○8番（大月民夫君） それでは、少年柔道の皆さんの全国大会出場を初めサッカー、剣道、野球、バレーボール、陸上等々山形村の子供さんたちが各種スポーツに目覚ましい活躍の報道に接するたびに心がときめき胸が熱くなります。懸命に頑張っておられます子供さんとともに、寸暇を惜します献身的にご指導いただいております監督を初めとするコーチの皆さん、並びに広く包み込むように心身ともにサポートされておられます親御さんたち、皆様方に敬意を表したいと思います。

そして、今後も地域の力で子供さんたちがたくましく大きく成長願えるよう大人社会の欲求は少し我慢しながら子供社会の環境整備、施設整備に全力投球する行政指針に期待をしたいと思います。

それでは、平成25年第3回定例会で柔剣道場もしくは新スポーツ施設の建設に向けた実施計画の予定をお聞きいたしました。村の事業の優先度や財政計画をかんがみた上での判断になりますが、平成27年度から28年度にかけての整備を計画している回答をいただきました。

合わせてスポーツ団体連絡協議会を含めて各方面からのご意見を伺いながら計画準備を進める方向性もお示しをいただきました。

そこで来年度、平成27年に向けた推進計画を主体にお伺いをしたいと思います。

最初に、仮称ではありますが、新スポーツ施設建設検討委員会における協議スタートのお考えをお聞きいたします。

次に、検討委員会協議実施の場合はスタート時期、委員会構成の基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思います。

続いて、文科省の補助内容は用地取得費を除く事業費の3分の1の補助、補助金を除いた事業費の75%が起債対象と認識しておりますが、現況もこの制度は変わりないかどうか一応確認をさせていただきます。

以上1回目の質問です。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

山口教育長。

（教育長 山口隆也君 登壇）

○教育長（山口隆也君） それでは、大月議員の「新スポーツ施設建設検討委員会」についてのご質問にお答えをいたします。質問相手が村長と教育長になっていますが、あらかじめ村長と調整をいたしましたので私からお答えをいたします。

まず「仮称新スポーツ施設建設検討委員会における協議スタートの考えについて」ですが、平成25年第3回定例会の一般質問で大月議員からありましたスポーツ施設の整備充実に向けてのご質問の中で、新たなスポーツ施設の建設を村の実施計画では平成27年度から28年度にかけて整備をする計画になっているとお答えをいたしましたが、その後の毎年10月に行っています平成25年度実施計画ヒアリングで今後の村の事業の優先度や財政計画と照らし合わせた中で、新たなスポーツ施設の建設を平成29年度以降に変更をいたしました。

このことから新スポーツ施設建設検討委員会における協議スタートの考えは現時点で未定であります。

次に、「文部科学省の補助内容について」ですが、ただいまのご質問でありました内容と変わりはありません。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番（大月民夫君） 少し期待を裏切る答弁をしょっぱなにいただいたものですから、少し戸惑っております。第5次山形村総合計画の前期5カ年の基本計画推進も新年度もはや3年目を迎えることとなります。基本計画の第4章、次代を担う人と文化をめぐむ山形の中で、現状と課題というところで、村のスポーツ施設はほとんどあきのない状態で利用されており、新たな施設の整備が求められていると指摘がされ、それによって主要施策として、村民ニーズを踏まえ新たなスポーツ施設の整備を図りますと明記、明確に明記されておりました。

関係する多方面の皆様方からの期待は非常に大きいと言わざるを得ません。現状先送りの可能性があるとしたら障害となる要因をすべて明らかにすべきかなと思います。どうすれば問題解決に結びつくのか丁寧な説明が求められると思われま。要因といたしましては多々あると思いますけれども、要するに優先順位の問題なのか、財政の問題なのか、もしくはこの計画自体がまだおぼろげで具体性がないのか、その辺について今時点お答えできる範囲で結構ですので要因をお聞かせください。

○議長（平沢恒雄君） 中村課長。

○総務課長（中村康利君） 大月議員さんにはもう少し裏切るような発言になってしま

うかもしれません。今申されましたように新たにスポーツ施設の建設ということになりますと相当な先ほども説明がありましたけれども、出費等を確保しなければならぬという形になろうかと思えます。

実施計画にのっている金額で言いますとおおよそ用地費等を含めると4億円ぐらいというような話になってこようかと思えます。そのうち補助金等を除きますと3億2,000万円ぐらいは村として用意をしなければいけないかなというような形でございます。

今、議員さんも言われましたように当然優先順位等を考えていかなければならないわけなのですけれども、これからまだまだ少子高齢化の関係の社会保障費の増大、それから先ほど増澤議員さんもありましたけれども、やはりライフラインに直結しました公共施設の整備等の老朽化対策、それから最近の防災上の危機管理に対応する費用負担等を考えていきますと、どうしてもこちらの方を優先させていかなければならないのではないかというふうに考えざるを得ないと思えます。

また、地方の交付税につきましても国の財政上事情もはっきりしてきませんということをお考えますと、まだまだ厳しい状況にあるということになろうかと思えます。そんなことでいきますと、やはり建設を先延ばしかなということになるかと思えます。

現在柔道関係とか決して練習施設が全くないわけではない。それから、今のトレーニングセンターなんか月曜日は休館日になっておりますが、例えばこういうところが有効活用できないとか、考え方によっては活動の場所を確保することも可能かなというようなこともありますので財政面、それからいろいろな施設の利用環境等も含めて検討をしていかなければならないのではないかというように考えております。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番（大月民夫君） 簡単にその方向性が変わることはなさそうですので、あまりしつこくは私は聞きませんが、先般さきの6月定例会で、今日も何名かの議員の諸子が発言しておりましたけれども、将来人口動向予想について前回少し触れさせていただきましたが、その後各地で独自の人口流入施策を打ち出し活動を始めている情報が満載であります、現在。山形村も減少率が、減少率予想が少ないと安閑としていると、将来取り返しのつかない事態もあり得る危機感を持つべきと思えます。山形村で育った子供たちがいずれは山形村で子供を育てる。そんな循環型地域性を生み出す意味でもスポーツ施設の整備に全力を投入し、日ごろの練習はもとより緊張感高まる公式大会も村内で実践でき、他地域の皆さんにも来村いただける環境を整えることは、

間違いなく多くの皆さんの心に生涯刻み込まれる思いを生み出し、村としても大きな財産になると思います。

理事者サイドの皆さんもこの辺も踏まえていただいて、確かに厳しい時代で、こういう皆さんの要望を優先的に酌むというのも非常に難しいところもあろうかと思えますけれども、将来の山形においては貴重なことだという、その認識だけは忘れずにいていただきたいと思うのですが、その辺の村長の思いだけお聞かせください。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 確かに大月議員が言われますようにこれから山形村の将来を担う子供たちを育てるそういう教育、スポーツ関係のは必要かとも私も思っております。したがって、本当に財政の見通しがつくならば入れていきたいというふうに思っておりますが、先ほど中村総務課長が言われましたような形の順番で今入ってきておりまして、それに合わせた形の計画かと思っております。

でも、実際には子供たちに投資をすると、将来に向かって投資をすると、そういうことは大切なことだということは理解しておりますので、そのようにご理解願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番（大月民夫君） 方向性としまして第5次総合計画、前期ではなくて後期の方に組み入れて、またじっくり論議をいただくという方向性ということで今日の時点は確認させていただきました。

ただ、村民のニーズを把握するという意味で、例え後期になったとしてもどんなスポーツ施設がいいのかどうか、その辺の論議だけは私は早目に手がけていただく、そんな要望をしておきたいと思えます。もし仮に仮称でございますけれども、こういった検討会議が開催される折には、ぜひ興味ある問題ですので多くの皆さんに傍聴していただくような公開制、その辺も踏まえた準備を今から考えておいていただきたいと思うのですが、総合的に教育長の今後に向かってのお考え、いま一度お聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 整備に向けましては行政内部での仕組みづくりが非常に重要になってまいります。ただ、やみくもにとっかかってもやはりどういうその方法で持っていくかということが非常に重要になってくると思えます。それを具体的にしていくにはやはり財政見通し、お金がどういうふうになるのだろうかということがない限

り机上の空論になってしまう可能性もあります。それがまず必要になるということで、その時期等はまた長部局と調整をしながらいきたいと思っております。

以上です。

○8番（大月民夫君） はい、終わります。

○議長（平沢恒雄君） それでは、大月議員よろしいですね。

以上で大月民夫議員の質問は終了しました。

◇ 三 澤 一 男 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位10番、三澤一男議員の質問を行います。

三澤一男議員、質問事項1「みんなでつくる自立したやまがたについて」を質問してください。

三澤一男議員。

（12番 三澤一男君 登壇）

○12番（三澤一男君） 議席番号12番、三澤一男です。

今回は第5次総合計画の前期基本計画の第6章について「みんなでつくる自立したやまがた」についてお聞きします。

施策内容の項目としては人権尊重、男女共同参画、コミュニティ、村民参画・協働、自治体経営となっています。村長は本年度開村140周年として各種行事を催し、まさに「みんなでつくるやまがた」、村の最高地点へのケルン建設、やまがたじゃんずらの花火、8月24日には夏季巡回ラジオ体操で、全国・全世界にこの山形村の元気が発信できたと思います。村の今があるのは先人たちの今日まで140年の間にわたるたゆまぬ努力であります。今後については国の政策や人口動態を考えたときに、村が1つの自治体として自立し存続するかは、まさにみんなで協働しつくっていくことこそ必要だと考えます。このことについて広範囲に私見を交え村長の所見をお伺いいたします。そこで質問させていただきます。

村長の施策で明るく元気な村づくり事業に交付する補助金を支給していますが、これもみんなでつくるやまがただと思います。申請の状況をお伺いします。対象事業で特に元気の出るような事業について紹介も合わせてお聞きします。

2番目として村民の参画により事業をする場合に、役場各部署の職員が地域に出向いて地域の方からの要請で出前講座を行い、相互理解の上で一緒にむらづくりをする

には有効と思うが所信をお伺いしたいと思います。

3番目として、みんなで作ることは村の総合計画ですから当然村民が主体となりますが、これからは村民のみならず村内外の多くの方からの支援や協力が必要になってくると思います。地域の大学や学識経験者等の協力、また以前も質問しましたが、ふるさと納税等ゆかりのある方のみならず、村民以外の方の経済的な協力も大きな支えになります。考えられることは取り入れていく必要があると思いますがお考えをお聞きします。

4番目として自治体経営についてお伺いいたします。自治体として存続するには自主財源の乏しい本村にとって行財政改革、健全な財政基盤の確立、効果的・効率的な財政運営の推進、広域行政の推進を上げていますが厳しい経済情勢、社会保障費関係の増加の中どのような施策をお考えかお伺いいたします。

以上質問とさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 三澤一男議員の質問にお答えします。「みんなで作る自立したやまがた」についてのご質問であります。

まず、7月末までに明るく元気な村づくり事業補助金の申請は12件ありました。11件が採択になり、1件については法的にクリアしなければならない事項がありまして保留となっています。

11件の総事業費は約190万円、補助金申請額は106万7,000円ほどとなっています。小学校PTAの絆会による観桜会のコンサート、ふるさと講演会実行委員会によるふるさと講演会、清水高原のアートフェスティバル実行委員会により清水高原のアートフェスティバルなど比較的印象に残る事業があったかと思いますが、トトロクラブによる子育て支援事業、国際交流の会により国際交流など幅の広い分野が広がってきた感じがするとともに、対象者も2歳児から80歳を超える高齢者まで様々な年代層の方がかかわっております。

次、2つ目の質問であります、「村民の参画により事業をする場合に役場各部署の職員が地域に向いて地域の方から要請で出前講座を行い、相互理解の上で一緒に村づくりをするには有効と思うが所信を伺います」ということでございます。

地域の方からの要請で出前講座を行うことは、職員の能力向上・研さんの場として

も大いに活用していただきたいと思いますし、情報共有やお互いの理解、協調性を高めるためにも有効だと思います。職員も各地域の公民館役員やスポーツ団体の役員を務めたり、水利組合など地域の農業団体の役員を経験するなど、ともに事業を推進する機会は数多くあり、これからも積極的に参画してもらいたいと考えております。

次に、3つ目でございますけれども、「考えられることは取り入れていく必要があると思いますがお考えはどうか」ということでございます。

山形村の住民のみならず村内外の皆さんの支援、協力は大変ありがたいものと思っております。籠田議員の質問にもありましたが、ふるさと納税で高額な納税をいただき、元気な村づくり事業の一環で講演会の講師をしていただいた方もおります。これからは機会あるごとにこういうお声がけをさせていただき、住民の皆様から情報提供をいただいて、村づくりの推進にご協力をいただければと思っております。

4つ目の「自治体経営について」についてお答えします。自治体経営についてでございますが、私に与えられました使命は、今年度は一般会計33億円の適正な運用であります。人口8,800人で割りますと1人あたりは37万5,000円の費用になることとなります。この数値をベンチマークとしていまして、当然地方交付税の収入が減り、高齢者福祉費用の民生費が増える予測をしますと1人当たりの支出が減ることとなります。

したがって、節約か収入を増やすかということになるわけでございます。まず、1人当たりの支出を減らすためには村民の皆さんにも節約というご協力をいただく必要がありますが、高齢になりまして年金生活や医療に費用がかさむ時代であります。したがって、健康に着目して国保税の削減であります各種健康診断の受診率を上げてピンピンコロリの健康推進活動の住民的推進を願うものでございます。

次に、行政に求められることは逆に収入を増やすことであります。その1つは基幹事業であります農業や商工業に今まで以上に投資をして収益を上げていただき農業所得、企業所得の向上分を税収としてすることも1つの手であります。現在民生費は30%の10億円を使わせていただいております。それに比べ農林業は6%の1.8億円、商工業は2.5%の0.8億円でございます。若干は民生費から少し回していただき、この収入の向上を図ることも対策ではないかと考えております。

2つ目の対策として、山形村の住人の半数を占める住民の皆様のご所得税や住民税の向上であります。子育てや住環境の向上を図り、村外から山形村に住んでいただくことであります。子育て支援に力を入れていますが、女性が出産して安心して就業

につけ、男女共同参画基本計画にのっとり女性の地位向上を図ることあります。安倍首相も女性の積極的な登用を行い女性の社会進出を図ると言っています。山形村でも働きやすい環境を整えることによって若い家族を呼び込み、人口を減らさない対策が必要かと思えます。

企業を誘致しないかとのさきの一般質問でありましたが、松本の臨空工業団地に期待するものがあります。誘致は松本市や塩尻市にお願いをしまして、その従業員を山形に住んでいただくようにしていきたいと、そんなことで考えております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員。

○12番（三澤一男君） それでは、1番から順を追って質問させていただきます。

先ほどお聞きしました明るく元気な村づくりの事業補助金、これなのですから、それぞれ村民の皆さんの思いで申請されていることが伺えるわけでございます。ここで聞きしたかったことは、この補助金制度は20万円が限度であるということでございます。事業内容によってはこの上限金額では不足してしまうということも考えられます。この面での検討はされていますか。また、申請金額に対しての交付基準等がございましたらお示し願いたいと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 中村課長。

○総務課長（中村康利君） 交付基準につきましては10分の8以内の20万円が限度という形で交付要綱に定めておりますので、当然この要綱に沿わざるを得ないという形の中で対応させていただいております。先ほど11件の採択があったという中では満額の20万円までという事業は2件でございました。その他につきましては10万円前後とか、場合によっては数万円程度という形での事業が出てきております。

やはり自分たちの方で少し持ち出し分も大きなような事業もありますが、内容検討につきましては審査委員会の中で検討した中での決定事項という形でございますので、特に大きな負担があるからそれについて何か対応しようとか、そういうところまでは考えておりません。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員。

○12番（三澤一男君） 実はこれお聞きしたのは、調査させてもらった自治体の中には個人、そこは市ですから個人市民税の1%をそのこういった元気な村づくり事業と同じようなところに交付、それを財源として交付しようということを考えている自治

体がございました。

そうしますと、そのところは市ですから実際に交付されている額はもう本年度800万円ぐらいということで、当村先ほどお聞きしていることでは12件、まだ11件の交付だということで、また今度まだ今これから審議に入る補正等で50数万円計上されているということから言っても、仮に村の個人村民税ということからいくと、もう1%ということになると大体360万円ぐらいですか、25年度決算の数字からいくと、そんなところでよろしいでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 野口課長。

○税務課長（野口英明君） 25年度の決算、3億6,800万円ということになっておりますので、その1%というのと360万ですか、ことになります。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員。

○12番（三澤一男君） そういったことで現在の本村が今支給している120万円、これに入れて200万円、そこにいって300何十万円という金額の例えばその上限の20万円を外し、そしてもう少し使い勝手のいいようなものにしていただくとその申請内容も増え、それから住民の方の活性化になるのではないかというふうに考えますけれども、そういった面でまだその1%システムということを行っているわけではないのですけれども、そういったことをやっている自治体がある。そんなところはちょっとご検討いただく余地があるのかどうか、財政厳しい中でございますけれども、その辺のところのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 今上限をもう少しアップしたらというようなご指摘かと思えます。この制度につきましては百瀬村長が就任してつくった制度でございまして、それ以前は補助金の額も非常に少なかったと思えます。そんな中で今上限20万円ということにさせていただきまして、件数的にも昨年は8件でしたが今年で11件、12件ですか、ということで後半がまだ出てくる可能性もございます。今ご指摘のように住民税の1%を財源に上限にしたらどうかということですが、これにつきましては今、今年で2年目でございますので、途中で変更ということはちょっと今まだ考えておりませんが、使った皆さんのご意見等もまた聞く中でこれについては検討してまいりたいと思っておりますし、同じような事業をやっているところもこの東筑でもございますが、ちょっと見てみます、そっちを。

割合ほとんどが山形村の申請の場合ソフト事業でございます。ほかの地区ではやは

りみんなで協働して道普請だとかちょっとハード面に使っているところも結構多いわけですし、そういったところを見ますと山形はちょっとソフト面の事業が多いものですから、こちらとしてはもう少し補助金の限度があるものですから、なかなかそこまでいかないかと思えますけれども、ハード面の方を皆さんの協働の中で、例えば道普請だとか一緒の共同のものを一緒に直すとか、そういったこともぜひまた。

要綱と、それから使い道も幅広く村は設定してございますので、何でも使えるかと思えますので、できる限り有効に使っていただいて、協働の村づくりということでご推進をいただければというふうに思っております。

補助金要綱等につきましては、また今年度見直すことが可能なかどうか等も内部でまた検討を加えていく必要もあろうかと思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員。

○12番（三澤一男君） そういうお考えをお聞きしました。これもこういった事業があるということだけはやはりいろんな広報、またはYCS、幅広く住民の皆さんに周知していただくという必要はまだあるのではないかというふうに思います。

そういうことから言って先ほどの上限撤廃ですとか、それから対象範囲をもっとこう、これでいくともうほとんど山形で何をやってもいいよというぐらい項目としてはこの補助対象になっているわけですから、その辺のことをもう少し周知していただいて、住民の方の協力をいただくという必要があるのではないかと思います、その辺もう一度見解をお伺いします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） ありがとうございます。この制度自体は、私は本当に就任して以来採用していただきまして感謝している制度でございまして、使っていただいた皆様が本当によかったというふうに言っていたら、それはもうどんどん使ってもらおうというふうに考えております。

この件につきましては一応毎年年度の初めのときに区長、連絡長、また集まっていたときにこの内容をお話ししましてぜひ使っていただきたいと、こういうふうにしておりますので、また繰り返しそれはお願いしていきたいと思っております。そして、先般というか、ごあいさつさせてもらった中にもありましたけれども、地域づくりのときの内容がほとんどハードなものですから、私はソフト面でも入れてもらったかどうかという話もさせてもらったことかと思えますけれども、今、副村長が話し

てくれたみたいのほかのところではこの中にもハードが入ってきているというようなことで、お互いに地域をよくするための活動に使っていただいているというのは本当にうれしいことだと思いますので、そんなことでぜひ使っていただいた結果が本当によかったというように持っていつてもらいたいと思いますので、PRについてはどんどんさせてもらいます。よろしくをお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員。

○12番（三澤一男君） それでは、そういうようなことを多くの村民の皆さんのアイデアを期待して、予算を超えるようなアイデアが出ていただくということを期待してこの質問、次に入ります。

2番目に、先ほど住民参加を促して協働をしながら進めるということで、役場職員と住民の共通した認識と信頼関係によってその講演、出前講座をすることによってそれが生まれるのではないかというふうに思いますので、それでこれについては県もやっておりますし、他の自治体でも行政の出前講座をして住民と職員がともに学ぶと。お互いに切磋琢磨しながら進んでいこうということでやっている自治体もございます。

類似団体、たまたま先般もちょっと総務の方へ行ってお聞きしましたら、諏訪の方に原村というところがあって、ここが村長さんは清水さんというもう何期もやられている村長さんのところですが、ここも明るく元気な村づくりというのが、今そこは第4次の総合計画の今期のところですけども、そういったことでやっている。

ああ、まあ、みんな日本一元気な村づくりをあちこちでやるのだなということで、ちょっと共感を覚えたものですから、そこのところからやっていることはかなり幅広くやっております、本当に各課の方がもうすべて、これがこれ全部やったかということをお聞きしたかったですけれども、まだその機会がないものであれなのですけれども、例えば総務課さんの総務の係の方の例をとりますと、条例とは何か、それから異議の申し立てだとか請願とか陳情というのはどういうことかと、支援団体とかそれから公平づくりの意見の交換会だとかというようなこと、それから財政の方になりますと地方交付税、村の財政状況、入札制度のあらましとか、このようなことをもう本当にこれすべての課の方がそれぞれやられております。

そういうことから言って、これをぜひ村としても進めていただきたいというふうに考えますけれども、お考えをお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 村も数年前、ちょっともう前ですか、各課でどんなことがで

きるかということを出していただきまして、それを教育委員会でしたか、とりまとめていただいてやった事例もございます。そのときはごみの分別だとか、農地制度だとか各課からいろいろ出していただいて、一応4つか5つのテーマでしたか、それを出していただいて、住民の皆さんにこんな講座があるので積極的に申し込んでいただきたいということで、2年くらいやったのですが、その後ちょっと利用が少なくなってしまってこの制度が、制度というか、この職員による出前講座がちょっと中止してしまったようなこともあるわけで、以前はこんなことで試みたこともございます。

住民との対話ということの中では、こういった積極的に役場職員も地元の方へ出かけていってお互いに勉強するというのもとても大切なことでございますので、年度途中でできるかちょっとどうかあれなのですけれども、このことにつきましても積極的にまた対応してまいりたいと思っておりますし、昨年もこのごろ特殊詐欺が非常に多いというようなことで個別に県の松本警察署ですか、とか消費者生活センターですか、そんなところをお願いしてやった事例も、老人大学でしたか、そんなことも一緒に職員も加わってやった事例もございます。

ということでございますので、この出前講座等につきましてもできる限り対応して、今後していきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員。

○12番（三澤一男君） ありがとうございます。そういうことではこれもその1回、2回ということで住民の要求があったら行きますよみたいな、その待ちの状態だと決してもうそういうことでだんだん少なくなってしまうということが考えられます。積極的に、これ先ほど私これ出したのは、原村のホームページを開くとこういうふうになっていますよということが原村ではもう載っております。そういうことを積極的に村としても住民に対して発信する。それをやって、では、ああ、村はこういうことをやっているのだ。では、これだったら今度の集会があったときに聞いてみようかとか、みんな集まるときにちょっと聞いてみよう。

そういった中で先般も議員も研修を受けましたけれども、それは認知症のサポーター講座なんていうのは、これは連絡班でやっているところもあるようなふうにお聞きしておりますけれども、そういったことも積極的に村から発信していただければ、そういうことで、では聞いてみようというふうになると思います。やってみて、それでなかったからもうそのままやっていますという、そういう形だとなかなか次に進まないと思いますので、そこをもう一度お考えをお聞きしたいと思ひます。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 実際に私も1年6カ月経験しまして、各課ではきちんと皆さんたちに教育できる資料は持っております。例えば住民課のサンクスBBのところのごみの処理は、山形村に来てくれます自治体の皆さんたちにはちゃんと教育している話でありますし、また先ほど話がありました小坂の防災のプレゼンなんかは非常によくできてまして、私も一緒に見させてもらいましたけれども勉強になりました。それこそ本当に大池議員が言われたとおり各課、区では一通り見てもらいたいと、そのような内容であったように思いますし、そういったものを持っておりますので、こちらの方からも発信したり、また各区からの要請もあったりというようなことでお互いに時間をつくらないとそういう形がとれませんので、そんな形での反映をしていきたいと思っております。

また、教育委員会が行っています生涯学習みたいな、ああいった仕組みなんかも非常に外からは評価されていまして、十分皆さんたちには聞いてもらえる内容かなとも思っておりますから、それはお互いのやっぱり知識の、情報の共有化は大事な山形村の元気づくりの1つなものですから考えていきたいと思っておりますのでよろしく願います。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員。

○12番（三澤一男君） それでは、ちょっと3番目で、みんなで作るという中で先般、先ほど同僚議員もふるさと納税等のことも聞いておりました。このことについてはまたちょっと時間があつたらもう少しお聞きしたいと思っておりますけれども、やっぱりみんなで作るというときに、やはりこの総合計画がベースになっていて、人口予想も9,000ということやっておりまして、前回これでは何度か同じことをお聞きしているようなことになるかもしれませんけれども、先ほど同僚議員同じような質問をしておりました中であれだったです、日本創成会議で山形村の人口予想、2040年の人口予想というのを、これはもう地方が消滅するこのときの若年女性20から39歳の若年女性の方が50%、失礼。この方の変化率が5割を超えてしまうと消滅してしまうということで、今回安倍政権が第2次の改造内閣を発足させたわけですが、これで地方創生というようなことを言っておりますけれども、そういう中でいくと当村も当然このデータは載っております。それでいくと当村は県内77市町村の中で下から3番目にはなっております。

一番減少率が低いのが下條村、それで次が南箕輪村、それで山形村は3番目でマイ

ナスの20.3%ということになっております。こういうことからいくと、とにかくみんなで作るということベースにしたらいろんな方の協力を得なければいけないということ先ほどもちょっと申し上げておきましたのですが、この数字、右肩上がりにならない数字の中でどうやって維持しながら将来の展望をしていくかということの中ではかなり厳しい数字だと思うのです。

そういう中でこの山形村が何でこうなのかということ、これ私が言ってしまっているのかどうか分かりませんが、典型的に少なくなっているところはやはりベッドタウン型のところがそういうことで人口があまり減っていないのだというような数値があるようです。その辺のところ先ほども数値を言われていたように周辺の自治体、松本を中心とした周辺自治体と広域連携によって、とにかく外に出ていった人が戻ってくる仕組み、それから山形にいて近隣のそこに就業機会がある。そんなような歯止めをかける、そういう施策が必要ではないかなというふうに思うのですけれども、その辺のところでお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 今の質問はもう4番目の質問に入っていますがよろしいですか。

○12番（三澤一男君） 済みません、これかなり前後している部分はあるかもしれませんが。

○村長（百瀬 久君） そうですか。先ほどもお答えしましたけれども、人口が削減する世の中の中で幸いにして山形村は3番目に率が少ないと、このように評価されているわけでございます。決してこれにあぐらをかいているわけではございませんけれども、そういう環境に山形村がなっていると。非常にコンパクトで生活しやすい村であると、こういうことを今本当に感謝をするわけでございます。言われましたとおり松本、塩尻市のベッドタウンというような位置づけがありまして、山形村に住んで、それで勤めに行っていただいて、また山形に帰ってくると、こんなような人が今山形村の8,800人のうちの半分ぐらいはそのような方だというふうに聞いております。

したがいまして、これから本当にそういうようなまだ入ってきていただける人があつたら入っていただくというふうに思っておりますが、先ほど私が農商工業にもちょっとお金を渡して、そちらの方の収入を上げたらという話をしましたけれども、これは平沢議長の質問にもありましたが、若い人たちが山形村に戻ってきて農業をやるというようなことの1つの方策かとは思っております。

今、幸いにして山形村は後継者が増えるというか、多くいてくれている状況なもの

ですから、そういう人たちがどんどんと仕事をやって、高齢化した人たちにかわって農業収入を上げていただくと、その税を山形村に納めていただくというような形で実施を持っていこうかなと思っているわけですが、いずれにしても人が増えるということは地方交付税の交付に対しても大きな要素になっていますから減らさない、増やしていく、今そのところに集中した行政を持っていきたいというふうに思っております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員。

○12番（三澤一男君） 今言われたように当然そういういろんな中で取り組んでいかなければいけないというふうに思っているのですけれども、そのやはり定住していただかなければいけない。山形に定住していかなければいけない。その定住していくための方法というのもその農業だけにかかわらず最近の若年というか、若い方というのはインターネットを中心としたITの作業にかなり従事している方もいまして、これというのは別に都会に出ていなくても仕事ができるわけです。在宅勤務もできる。それから、職場として自宅を使うこともできるというようなそういったインフラの整備というのはもうかなりされているわけですから、そういった事業ができるような環境づくり。

それから、これはもう全く違うことをお話しますが、ある市で学校給食費を無償にしたと。これはこれを言うとこれ、学校給食法というのがあったらしいです。これでいくと食材は保護者が負担して、整備や運営費は自治体が行うことということになっているようですから、当然それを保護者が食材については払う。そういうことから言うと、ここの市は子育て支援都市としてもう給食費を無料としたと。

そうしましたら結果7年間転出、マイナスの人口転出があったのが25年度はプラスになったという先進事例があるようでございます。そういったことから言って定住をしてもらって、そういう若い方たちがまた頑張ってもらえるようなそういった環境をつくるためにそういった考えはないかどうかだけをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） それでは、山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 今、三澤議員は給食費をただにするだけの質問ではないのですね。

○12番（三澤一男君） はい。

○教育長（山口隆也君） 総合的な面で。

- 12番（三澤一男君） 総合的な面で人口対策としてそういうことをやったら村の中で人口も増えていくし、協働の村づくりがどんどん進んでいくのではないかという前提でそれを提案させてもらった。
- 教育長（山口隆也君） 一例としてという意味ですね。
- 12番（三澤一男君） 一例として。
- 教育長（山口隆也君） では、一例としてだそうです。
- 議長（平沢恒雄君） では、百瀬村長。
- 村長（百瀬 久君） 山形村が子育て支援を強化するために1つとして給食費を無料にしたらどうかと、こういうようなお話ととらえて考えましたならば、今すぐただというわけにはいかないということで、いろんな形で子育ての費用を削減するということは考えていかなければいけない話でありますけれども、その給食費に限って運用するというような形のことは今の段階で考えておりませんので、そういう理解をお願いしたいと思います。
- 議長（平沢恒雄君） 三澤議員。
- 12番（三澤一男君） また、これは別にお聞きしますから、大体これは今どのくらいかというのは調べればわかることですから、その辺のところの人口維持をすること、その意味合いをまたご検討をいただきたいというふうに思います。
- 議長（平沢恒雄君） 三澤議員。
- 12番（三澤一男君） それでは、先ほどちょっと同僚議員も聞いていましたので、あまりふるさと納税については長くお聞きしませんけれども、私、以前九州の方にはちょっと出かけていたことがありまして、そのときにはその地元、その住人の方がそこに来た人が知人だった場合にカードを、そのカード、そこがたまたま出水市というところなものですから、出水というのはツルがよく飛来するところなもので、そこは来てくれた人にツルの恩返しという、そういうカードをやっておりまして、それでとにかく外の方がいっぱい来てくれることによってそこも活性化しているということで、ふるさと納税とは違いますけれどもそこに来てくれるような仕組み、こういうことをやっているところがございましたので、これは一例として紹介しておきますけれども、これも自治体としてやっているのではなくて観光協会なり何なりがやっている、そういったようなこととふるさと納税ということとでいく、できるだけ外部の方に山形村を知っていただく、そういうことをやるという必要があるのではないかと思いますけれども、それはカードを発行するのです。

カードを発行して、そのカードを持ってきてもらおうと、ああ、いろんなお店なりに行って特典があるということでございますので、その辺のところもそんなようなことをまた今後ご検討いただけないかなということ、これだけは申し述べておきます。

それから、最後の自治体経営の件について質問させていただきました。それで、私はこの間平成25年度の決算でこの議会で審査するものですが、決算書を見る限りでは当村はもう安定した内容であると思われるということで、これはこれから審議、認定するということになりますので、今ここで言うことではないかもしれませんが、今年度がどうなるかというのは今後の推移によるということでございますので、この中でこの2014年度の普通交付税の配分額についてお聞きしたいと思います。

長野県の交付団体76市町村の平均の減少額という言い方をしているのかどうか分かりませんが、これが平均で1.6ということですが、本村は前年当初額のマイナスの3.5ということで、これは東筑で一番大きな減額割合になっておりますが、これは大型事業がないというようなことも影響しているかもしれませんが、若干気になる数字だと。その辺のところについて、これ自身はこれからの事業を継続していく上にそんなに影響があるか、ないかその辺のところの見解だけお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 中村課長。

○総務課長（中村康利君） 申しわけございませんが、今日財政係、今日はちょっと欠席をさせていただいております。ちょっと質問事項に今の件が載っていますと細かい数字なものですからお答えできたと思いますが、ちょっと今の手元に資料を持ち込んでございませんので、ちょっとこれはまた後ほどお答えさせていただくということでよろしいでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員。

○12番（三澤一男君） では、それは運営ということで全般だったものですかからお聞きしましたけれども、その辺のところ。

それから、財政がないのでこれもあまりお聞きして細かい数字を言ってもどうかと思うのですが、徴収率の向上については若干気になる場所もございます。その辺のところも財政としてしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。これについては質問しようと思ったのですがそういうことですから。

では、あとは広範囲で、質問させていただかなかったのでまともでないところもあ

りましたけれども、いろいろとお聞きしたいところは次に譲らせていただいて、日本一元気な山形村を進めるために行政と議会と村民の皆さんが一体となってきめ細やかな運営をして、明るい未来の村づくりをすることが必要だと思っておりますので、私の本日の質問を終わらせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 以上で三澤一男議員の質問は終了しました。

次に移るわけでありまして、ここで休憩をいたします。それでは、この時計で5時15分まで休憩をしまして、その次に質問順位11番に移りますので、短時間ですがそんなことをご協力をお願いいたします。

（午後 5時10分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

（午後 5時15分）

◇ 竹野入恒夫君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位11番、竹野入恒夫議員の質問を行います。

竹野入議員、質問事項1「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について」を質問してください。

竹野入議員。

（10番 竹野入恒夫君 登壇）

○10番（竹野入恒夫君） 10番、竹野入恒夫です。

9月3日第2次安倍改造内閣が発足した。4月より消費税が8%に上がって家計に負担が大きく、また打撃を与えています。消費も経済も落ちているときに幹事長に就任した谷垣氏は、早くも来年は消費税を10%に上げると言っています。私たちの生活はますます苦しくなります。また、各地で災害が後を絶ちません。そんないつ起こるかわからない災害に備えた質問をしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。時間も遅くなりましたので的確に質問しますので答弁も短くて結構です。

それでは、今回は大きな項目で3つの質問をさせていただきます。

その1は「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について」、7月8日から申請を開始した臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金、山形村では広報で5、

6、7月と3回にわたり知らせていただきました。現在の状況等をお聞きいたします。

1、臨時福祉給付金。消費税が引き上げられた影響を考慮し、村民税（均等割）が課税されていない方に1人当たり1万円、1回限りを支給される。老齢基礎年金などを受給している方には5,000円が加算される。ただし、住民税課税者に扶養されている場合、生活保護の受給者である場合などは対象外となる。

そこでお聞きします。

(1) 自分が給付の対象者かどうかどうすればわかりますか。

(2) 平成26年1月2日以降に山形村に転入してきたがどうすればよいか。

(3) 申請受付は10月8日までとありますが、申請日が過ぎた場合の救済措置はありますか。

(4) 山形村での申請状況は。

2、子育て世帯臨時特例給付金。消費税率が引き上げによる子育て世帯への影響を緩和、消費の下支えを図る観点から給付金が支給されました。26年1月分の児童手当受給者のうち平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方への支給を基本として対象児童1人当たり1万円、1回限りを支給する。

そこでお聞きいたします。

(1) 自分が給付の対象者かどうか、どうすればわかりますか。

(2) 平成26年1月2日以降に山形村に転入してきたがどうすればよいか。

(3) 申請受付は10月8日までとありますが、申請日が過ぎた場合の救済措置はありますか。

(4) 振込口座は支給者対象の口座に限るのか。

(5) 山形での申請状況は。

以上で1回目の質問を終わりにします。答弁は臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金とまとめた答弁でも結構ですのでよろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、竹野入恒夫議員の質問にお答えします。

まず、「臨時福祉給付金」についてでございますけれども、「自分が給付金の対象者かどうかどうすればわかりますか」についてお答えします。

臨時福祉給付金は、平成26年度の住民税が課税されていない方に1人当たり1万

円が支払われます。生活保護の受給者や同居・別居を問わず住民税課税者に扶養されている方は対象になりません。

山形村では7月2日に給付金の対象となると思われる方に申請書を発送いたしました。申請書の届かなかった方で課税状況がわからない方は、ご自身の給与支給明細書の住民税の項目に課税額が記入されているか、役場から6月に村民税の納入通知書が届いたかどうか等でご確認をいただきたいと思います。

それでもわからない場合は役場税務課窓口で確認をしていただきます。非課税者でだれの扶養にもなっていない場合は支給対象となると思われますので、保健福祉課臨時福祉給付金担当までご連絡をお願いします。

2つ目の「平成26年1月2日以降に山形村に転入してきたがどうすればよいか」。臨時福祉給付金は1月1日の基準日時点で住民票があった市町村から支給されます。具体的な申請方法、申請期間については、1月1日に住民票のあった市町村へお問い合わせいただくことになります。なお、山形村では1月2日以降に山形村から転出した方にも転出先へ申請書等を発送しております。

(3)「申請日が過ぎた場合の救済措置はありますか」であります。臨時福祉給付金の申請期間は原則申請受付開始から3カ月が経過した日をもって終了することになっており、山形村では10月8日受付終了としています。しかし、災害や支給要件の変更等やむを得ない理由に該当し、申請期間の終了までに申請することが困難な場合については、平成27年2月27日まで申請を認める対応をすることになっております。

「山形村の申請状況」であります。現在のところ通知を発送した方のうち5割ほどの申請状況です。申請期限間近となってきますので朝の告知放送、YCS静止画、広報等申請勧奨を行っていきたいと考えております。

2番目の「子育て世帯の臨時特例給付金」ですが、「自分が対象かどうか」ですが、26年1月に児童手当を受給していて、平成25年度中の所得が児童手当の所得制限額に満たないかの判断になります。支給の対象となる見込みの方には7月上旬に申請書をお送りしてあります。また、臨時福祉給付金が該当する場合はそちらが優先されますのでご不明な場合はお問い合わせをいただきたいと思います。

(2)の「1月2日以降の転入の場合は」基準日が1月1日のため、その時点での住所地にお問い合わせいただくことになります。

(3)の「申請期限経過後の受け付け」ですが、3カ月と長期にわたる受付期間を

設けていますので期限後の受給はできません。

(4)「振込口座」ですが原則児童手当の振込口座です。

(5)番目、「申請状況」ですが、現在は7割ほどの状況です。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） あれでしょうか、1月1日に住んでいたところの住民票と
いうことですが、あれですか、これはどこの市町村でもその山形へ転入してきた人に
送ってくれるということは、これは約束事になっているのですか、それともこれは向
こうからは送ってこないという、両方どうなのでしょう、これ。山形はさっき村長
いわく送ってやると言っているけれども。

○議長（平沢恒雄君） 塩原課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） この申請受付期間が3カ月ですとか、対象金額、あ
るいは1月1日住所地のあったところにお問い合わせという点では全国一律かと思
いますけれども、その後の後追いができるところは多分対応しているでしょうし、大き
な市レベルでとてもそれはできないところは対応がされていないのではないかとい
うふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） それでは、山形とすれば親切なというような形で受け取っ
ていいのだね。それと、両方の対象者というのはどのぐらいいて、この臨時福祉給付
金は5割だと、これは何人に対して5割。それで、子育て世帯の方は何人いてどのく
らいの、7割という対象なのでしょう、そこをお伺いします。

○議長（平沢恒雄君） 塩原課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） では、まず臨時福祉給付金の関係ですけれども、課
税状況が不明な方も含まれてはおりますけれども、対象と思われる方が約1,300
人ほどで申請提出者が664人、これは8月28日現在664人ということで大体
50.9%ですので約5割というふうにお答えしております。

○議長（平沢恒雄君） 住民課長。

○住民課長（青沼永二君） それでは、子育て世帯特例臨時給付金につきましては、こ
ちらの方は申請書の送付対象者662名ということで現在処理をしております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） このあと5割の方と3割の方にどんなような対処をしているのかお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 塩原課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 申請状況なのですけれども、当初、受付開始当初は全くその記入方法がわからない等で窓口に見える方がほとんどでございました。その後、郵送で返信をされてくる方が多くなりまして、今3分の2くらいはもう窓口へ見えるというよりは返送でお返しをいただいているという形になっております。

これも強制的なものではないのですけれども、おっしゃられるようになるべく消費税の増税に対応してということですので、民生委員等には、高齢者の方が特に対象者になる方が多いかと思えますし、その若い方が同居されていないがために情報が入りにくいということもあろうかと思ひまして、民生委員等が見回り訪問で訪問する際にはお声がけをお願いしております。

それから、介護保険等のサービスを利用している方については、ケアマネジャーにもこういう制度がありますということは紹介をさせていただいております。そのような対応を今のところはさせていただいております。

○議長（平沢恒雄君） 住民課長。

○住民課長（青沼永二君） 合わせまして子育て世帯の関係の給付金でありますけれども、こちらの方につきましても内容そのものの周知等、あるいは受付の期間までは先ほど保健福祉課の方で行っています臨時給付金、福祉の方です。全く同様の扱いでございます。ただ、対象者がそれぞれ異なるということでもありますので、周知、広報等につきましても、ともに同じような中で行っているという形でありますのでお願いしたいと思います。

なお、子育て世帯の場合の給付金につきましては、どちらかというと当然児童手当の受給対象という1つの枠が定められていますので、比較的申請率はまだまだよろしいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） いろんな方法で努力していることはよくわかりました。ぜひ落ちのないように、もらえる人はもらえるようにしていただきたいと思ひますので精いっぱい努力をお願いいたします。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） それでは、今のはではよろしいですね。

○10番（竹野入恒夫君） はい。

○議長（平沢恒雄君） 次へ、竹野入恒夫議員、質問事項2「不育症治療について」を質問してください。

竹野入議員。

（10番 竹野入恒夫君 登壇）

○10番（竹野入恒夫君） その2は、「不育症治療について」、山形村では不妊症に悩むご夫婦に経済的な負担の軽減を図るために不妊症の治療費の治療に要する医療費の一部の助成をしています。しかし、不育症の治療費の治療に要する医療費の助成がありません。

1、不育症とは妊娠しても流産や死産などを繰り返してしまう場合を不育症と言います。決して病気ではありません。原因は様々ですが、適切な検査と治療により不育症に悩む方の多くが無事に出産できることが報告されております。

そこで、不育症治療をする夫婦に治療費の助成ができないのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わりにします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁をお願いします。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 「不育症治療をする夫婦に治療費の助成ができないものかどうか」についてお答えします。

不育症について、厚生労働省では22週以前の流産を2回以上繰り返した場合、死産・早期新生児死亡を繰り返す場合と定義しています。その原因は胎児側であったり母体胎側であったりと様々で、その原因によって治療方法も様々です。長野県内は現在12の市町村で、そのうち松本保健福祉事務所管内では2市が治療費に対する助成制度を実施しています。適切な検査と治療により安心して妊娠に臨めるよう今後助成を検討していきたいと考えていますのでよろしくをお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） ぜひ検討していただきたいと思います。子供が欲しくて妊娠はしても不育症により五、六回と流産や死産などを繰り返してしまう方が多いようですので、どうしても子供を授かりたいという方には補助金を出すということは朗報ですので早い時期の予算措置をお願いしたいと思います。

山形村には不妊症の治療費の助成を受けている夫婦は今何組ぐらいいて、その成功率はどのぐらいなのでしょう、お聞きいたします。

○議長（平沢恒雄君） 塩原課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 申しわけありません。何人ぐらいいて、その後もう1つ、もう1点は。

○10番（竹野入恒夫君） 成功率、大体どのくらいなのか。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 成功率でよろしいでしょうか。

○10番（竹野入恒夫君） はい。

○保健福祉課長（塩原美智代君） では、申し上げます。平成25年は11人の方が助成の申請をされております。そのうちにうれしいことにお二人の方が26年に出産にたどり着いたというふうになっております。過去を見ましても平均しまして5人から7人くらい毎年不妊治療の申請が上がってきている現状であります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） この制度は2分の1の助成で10万円まで、それで5年とありますが、5年治療してもできなかった例もあるのでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 塩原課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 過去をさかのぼって調べてみましたが、確かに山形村で5回の治療をされても子供さんに恵まれなかったというそういう事例も確かにございます。各方面でも言われていますけれども、なるべく早目、40歳とか高齢になる前に早い時点でやはり不妊治療に臨まれた方の方が比較的効果があらわれやすいという傾向性はあるように思われます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） ありがとうございます。山形では2分の1で10万円となっているのですが、ちょっとよその資料を見てもちょっと少なく、よそは20万円という事になっているので、この辺も20万円にするような予定はないでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○百瀬村長（百瀬 久君） 要検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） 前向きに検討ということですが、まず経済的な負担も大き

いわけですので、ぜひ子供のいない方には少子化の時代ですので、その人たちにも手を差し伸べてやって、1人でも多く子供ができるような対策を立てていただいて財政的な負担も軽くしていただきたいと思います。

これは要望ですので以上で終わります。

○議長（平沢恒雄君） それでは、次に、竹野入恒夫議員に、次に質問事項3「沈砂地について」を質問してください。

竹野入議員。

（10番 竹野入恒夫君 登壇）

○10番（竹野入恒夫君） その3は、「沈砂地について」。西沖の学校林の沢、天神様の沢の2カ所に沈砂地ができないものでしょうか。構造改善がなされる前には池があり土砂が食い止められていましたが、現在はないために雨降りになると土砂が水路に流れ出ています。

この質問は4年ほど前にも質問しましたが、そのままの状況でしたので再度質問いたします。

以上で1回目の質問を終わりにします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 「沈砂地について」のご質問にお答えします。

2月の大雪災害、6月の降ひょう・暴風雨を初め近年は凍霜害や降ひょう、台風やゲリラ豪雨といった不安定な気象条件により農作物や農業関連施設への被害が多く発生していて深刻な自然災害の発生リスクが年々高まっております。

ご質問の沈砂地の整備促進による水路や農地等の被害防止対策の充実であります、多様な地域の実態や住民の意見を十分に踏まえて検討することにしていきます。各区の地域づくり実施計画の要望を検討研究の上、地域住民の不安を解消し、将来に展望を持って生活できるようにするとともに、災害に備えての対策を講ずることが必要であります。

村としては厳しい財政状況の中であり、今後とも選択と集中の観点を持って限られた財源を有効に活用し、真に必要な施策を着実に推進してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） 何年か前に台風のと きになろう原公園のところに沈砂地がありまして、土砂が大分いっぱいになって、下の田んぼ等に行かなくてよかったという例がありますので、ぜひこういうことは早い対策を立てていただきまして、ぜひその今本当に考えられない災害が起きるわけですので、どうして池がなくなったかという点もあるのですが、ぜひ池にかわるようなもの等も検討してもらえないかということですが、沈砂地、または水路等で対応できるところは、天神様の沢のところはもうほとんどそのまま流れてきてしまうような状態ですので、水路の検討かそんなことはできないものかどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 建水課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 集中豪雨、想定外の気象状況というようなことがありますので、沈砂地に変わるもの、それから水路についても再点検という部分が必要かと思っておりますので、そういうもので対応できるような形の中でその想定外の気象に対応できるように今現地の方を調査して対処していきたいというように考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） ぜひ災害になる前にそういう対策を立てて村の至るところの点検をしていただいて対処していただきたいと思 います。

以上で終わりにします。

○議長（平沢恒雄君） 以上で竹野入議員の質問は終了しました。

これで一般質問はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（平沢恒雄君） それでは、本日の会議の日程はすべて終了しましたので、これにて閉議し散会といたします。

（午後 5時40分）